

東北厚生局の業務概要

(平成19年度)

厚生労働省 東北厚生局

はじめに

東北厚生局は、厚生労働省が所掌する事務のうち、医療、健康、福祉、食品衛生、健康保険、年金及び麻薬取締などに関する事務を分掌する組織として、平成13年1月の中央省庁の再編にあわせ、設置された地方支分部局であり、東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を管轄しております。

平成19年度におきましては、これまでの業務に加えて、医療構造改革を通じた医療の効率化を図るために19年4月に医療構造改革推進官が配置され、地域との緊密な連携、協力のもと各県医療計画の策定を進めてまいりました。また、同年10月には医療対策指導官が配置され、県単独では解決が困難な医師確保対策について相談や助言等を行うとともに、広域的な観点から県の取組を支援いたしました。

本書は、平成19年度に当局が実施した上記施策の他、各種施策や統計資料等をまとめたものです。本書が、当局の業務や厚生行政について、国民の皆様や地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成20年10月

厚生労働省 東北厚生局

十 菱 龍

目 次

東北厚生局の概要

1 沿革	1
2 庁舎の所在地等	2
3 組織	3
4 業務概要	4

各業務の概要

I 総務課

1 国家試験業務	7
2 行政文書開示請求業務	7
3 保有個人情報開示請求業務	7

II 医療構造改革推進官

1 医療構造改革	8
----------	---

III 健康課

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督業務	9
2 病院用建物の建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における政策医療の証明事務	10
3 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の証明	11
4 公益法人のうち医療保健業を行うものに対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務	12
5 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	13
6 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務	14
7 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	15
8 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	15
9 各種養成施設の指定、指導監督業務	
(1) 栄養士養成施設	17
(2) 調理師養成施設	17
(3) 理容師・美容師養成施設	18
10 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理	20

IV 福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する社会福祉法人の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	21
2 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可	

等の指導監督業務	22
3 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務	23
4 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務	24
5 精神保健指定医の指定等業務	25
6 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	26
7 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	27
8 各種養成施設の指定、指導監督業務	
(1) 介護福祉士養成施設	31
(2) 社会福祉主事養成機関等	32
(3) 保育士養成施設	33
(4) その他の養成施設	33
9 介護技術講習会の実施届出等の受理	34

V 医 事 課

1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務	35
2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関する業務	36
3 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務	37
4 医師確保に関する業務	38
5 医師の臨床研修に関する業務	39
6 歯科医師の臨床研修に関する業務	41
7 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務	42
8 各種養成施設の指定又は認定及び監督に関する業務	
(1) 救急救命士養成所	43
(2) 理学療法士作業療法士養成施設	43
(3) 臨床検査技師養成所	44
(4) 臨床工学技士養成所	44
(5) 言語聴覚士養成所	45
(6) 視能訓練士養成所	46
(7) 柔道整復師養成施設	46
(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設	47
(9) 歯科衛生士養成所	47
(10) 歯科技工士養成所	48
(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所	49
(12) 診療放射線技師養成所	49
(13) 義肢装具士養成所	50
9 看護教育に関する業務	
(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会	51
(2) 東北ブロック看護師等対象公開講座	51
(3) 東北ブロック看護師等養成所専任教員研修会	51
10 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務	52

VI 食品衛生課

1	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認審査業務	53
2	輸出水産食品関係施設の認定に係る指導・確認及び査察業務	
	(1) 対米輸出水産食品加工認定施設	54
	(2) 対EU輸出水産食品加工認定施設	55
3	輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務	55
4	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査指導業務	56
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務	57
6	各種養成施設の指定又は登録、指導監督業務	
	(1) 製菓衛生師養成施設	58
	(2) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設	58
7	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制業務	59

VII 社会保険課

1	健康保険組合に関する業務	61
2	厚生年金基金、国民年金基金に関する業務	62
3	確定拠出年金に関する業務	63
4	確定給付企業年金に関する業務	63
5	国民健康保険に関する業務	64
6	老人医療に関する業務	65
7	農業者年金基金に関する業務	65

VIII 指導・監査部門(医療監視、薬事監視関係)

1	特定機能病院に対する立入検査業務	66
2	薬事監視関係業務、医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務	66
3	毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び監視関係業務	66

IX 指導・監査部門(児童扶養手当指導監査関係)

1	児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務	67
---	--	----

X 指導・監査部門(社会福祉監査)

1	県が行う社会福祉法人指導監査に対する技術的助言(介護サービス指導官の所掌事務に係るものを除く)関係	69
2	東北厚生局所管の社会福祉法人に対する指導監査(介護サービス指導官の所掌事務に係るものを除く)関係	70
3	県の設置する生活保護法による保護施設の指導監査関係	70
4	東北厚生局所管の消費生活協同組合に対する調査指導	71

X I 指導・監査部門(介護保険関係)

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 介護保険業務指導に関する業務 | 72 |
| 2 | 社会福祉法人（老人の福祉に関する事業を行うことを主たる目的とするもの）の指導監査に関する業務 | 73 |

X II 麻薬取締部

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 所管法令 | 75 |
| 2 | 不正薬物の取締り | 75 |
| 3 | 正規取扱者の指導監督 | 76 |
| 4 | 相談業務 | 76 |
| 5 | 広報啓発 | 77 |
| 6 | 不正大麻・けし撲滅活動 | 77 |

XIII 資 料

1	東北地方（6県）の人口と面積	79
2	2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人一覧	80
3	都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合一覧	81
4	生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況	82
5	公費負担を伴う各種医療の指定医療機関	83
6-1	地方厚生局に委任された補助金等の一覧	84
6-2	平成18年度の補助金等の執行状況一覧	85
7	栄養士養成施設一覧	86
8	調理師養成施設一覧	87
9	理容師・美容師養成施設一覧	88
10	社会福祉法人	89
11	消費生活協同組合	90
12	介護福祉士養成施設一覧	91
13	社会福祉主事養成機関一覧	93
14	指定保育士養成施設一覧	94
15	国の開設する病院一覧（東北）	95
16	国の開設する診療所一覧（東北）	96
17	理学療法士養成施設	97
18	作業療法士養成施設	97
19	臨床検査技師養成所	97
20	臨床工学技士養成所	97
21	言語聴覚士養成所	97
22	視能訓練士養成所	97
23	柔道整復師養成施設	97
24	あん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師養成施設	98
25	はり師・きゅう師養成施設	98
26	救急救命士養成所	98
27	歯科衛生士養成所	98
28	歯科技工士養成所	98
29	保健師養成所	98
30	助産師養成所	98
31	統合カリキュラム（保健師・助産師）養成所	98
32	看護師養成所	99
33	臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	100
34	歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	102

35	総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認（HACCP）施設	
	・乳承認施設	103
	・乳製品承認施設	104
	・食肉製品承認施設	105
	・魚肉練製品承認施設	106
	・容器包装詰加圧加熱殺菌食品承認施設	107
	・清涼飲料水承認施設	108
36	対米輸出水産加工認定施設	109
37	対EU輸出水産食品加工認定施設	109
38	食品衛生法に基づく登録検査機関	110
39	食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関	111
40	製菓衛生師養成施設	112
41	食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設	113
42	健康保険組合所在地一覧	115
43	厚生年金基金所在地一覧	116
44	国民年金基金所在地一覧	117
45	県別保険者等数	118
46	特定機能病院一覧	119
47	医薬品製造業許可施設一覧	120
48	毒物劇物製造業登録業者件数一覧	121
49	毒物劇物輸入業登録業者件数一覧	123
50	麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移	124
51	年齢階層・法令別検挙人員	125
52	麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員（平成18年）	126
53	あへん法違反の都道府県別検挙件数・人員（平成18年）	126
54	大麻取締法違反の都道府県別検挙件数・人員（平成18年）	127
55	覚せい剤取締法違反の都道府県別検挙件数・人員（平成18年）	127
56	麻薬・大麻事犯の主品目別押収量	128
57	大麻事犯推移	129
58	大麻事犯検挙者数と押収量の年次別推移	129
59	免許等（資格を与えるもの）一覧	130
60	麻薬、けし、大麻取扱者数の推移	131
61	向精神薬取扱者数の推移	132
62	麻薬取扱者数	133
63	向精神薬取扱者数	135
64	覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数	137
65	都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数	138
66	平成19年度健康福祉部における会議等の開催状況	139

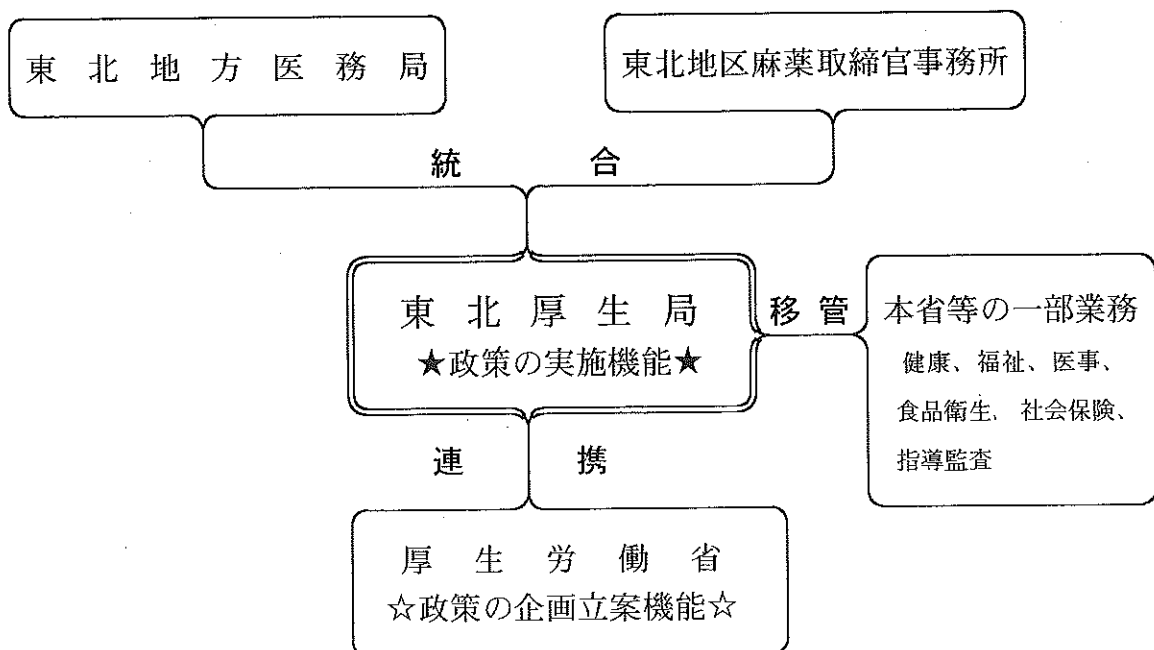
東北厚生局の概要

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足し、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合して東北厚生局が発足した。また、平成16年4月1日に国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行され、病院管理部が、独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所となった。

東北厚生局は、従前の麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等地方社会保険事務局の事務の一部を所掌している。

1 沿革

	◇東北地方医務局	◇東北地区麻薬取締官事務所
昭和20年12月1日	厚生省医療局東北出張所として発足	
昭和21年12月27日	厚生省医務局東北出張所と改称	
昭和24年6月1日	東北医務出張所と改称	
昭和26年4月1日		東北地区麻薬取締官事務所発足
昭和38年4月1日	東北地方医務局と改称	
平成13年1月6日	東北厚生局 発足 (東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所の統合と本省業務の一部移管)	
平成16年4月1日	病院管理部が独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管	



2 庁舎の所在地等

◇総務課、健康福祉部

〒980-8426

仙台市青葉区花京院1丁目1-20

花京院スクエア21階

☎ 022-726-9260 代表

Fax 022-726-9267

交通機関

仙台駅から徒歩7分

庁舎の現況

花京院スクエア 21階 950.62㎡

◇麻薬取締部

〒983-0014

仙台市青葉区本町3丁目2-23

仙台第二合同庁舎3階

☎ 022-221-3701

Fax 022-221-3713

※「麻薬・覚せい剤」相談電話 ☎ 022-227-5700

交通機関

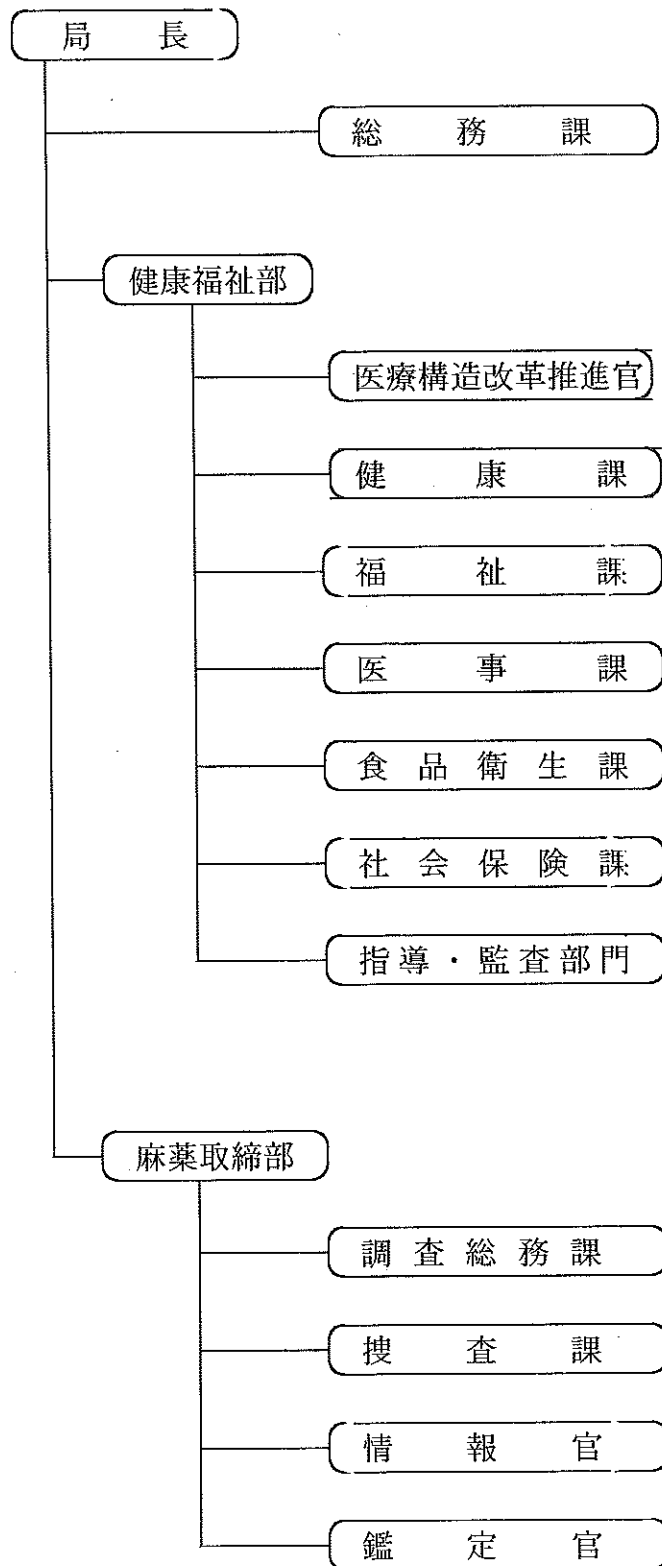
仙台市営地下鉄「仙台駅」から「勾当台公園駅」下車徒歩7分

庁舎の現況

仙台第二合同庁舎 3階 291.11㎡

〃 7階 44.76㎡

3 組 織



4 業務概要

◆ 総務課

- ・東北厚生局の総務に関すること
- ・行政文書の開示に関する業務に関すること
- ・個人情報の保護に関すること
- ・国家試験業務に関すること
- ①医師 ②歯科医師 ③保健師 ④助産師 ⑤看護師 ⑥診療放射線技師
- ⑦臨床検査技師 ⑧薬剤師 ⑨理学療法士 ⑩作業療法士 ⑪管理栄養士
- ・東北厚生局職員の人事、教養、訓練及び研修等に関する業務に関すること
- ・厚生労働省共済組合の業務に関すること

☆ 健康福祉部

◆ 医療構造改革推進官

- ・医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア整備構想等を策定する都道府県等に対する指導等に関すること
- ・医療費適正化計画等4計画等に係る本省との連絡調整等に関すること
- ・局の所掌事務のうち、局長の命を受けた特定事項に係る企画調整に関すること

◆ 健康課

- ・2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督に関すること
- ・都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督に関すること
- ・公費負担を行う各種医療（原爆被爆者に対する援護に関する法律、結核予防法）の指定医療機関の指定、監督に関すること
- ・医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務
- ・租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明事務に関すること
- ・病院用建物の建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における政策医療の証明事務に関すること
- ・各養成施設の指定、指導監督に関すること
- ①理容・美容師 ②調理師 ③栄養士
- ・生活衛生同業組合の振興計画の認定に関すること
- ・地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関するものに限り、医事課の所掌に属するものを除く）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第12項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の16及び第56条の17の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第6条第21項に規定する三種病原体等又は同条第22条に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること

◆ 福 祉 課

- ・公費負担を行う各種医療（児童福祉法、母子保健法、生活保護法、戦傷病者特別援護法）の指定医療機関の指定に関すること
- ・民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること
- ・精神保健指定医の申請書の受理、審査及び指定医証の交付に関すること
- ・特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明書交付に関すること
- ・都道府県の区域を越えて活動する社会福祉法人、消費者生活共同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督に関すること
- ・各種養成施設の指定、指導監督に関すること
 - ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③社会福祉主事 ④精神保健福祉士 ⑤保育士
- ・地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（健康課及び医事課の所掌に属するものを除く）

◆ 医 事 課

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること
- ・国の開設する病院、診療所等の開設承認、開設承認事項の変更承認、構造設備の使用承認、使用前検査に関すること
- ・医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関すること
- ・医師及び歯科医師の臨床研修に関すること
- ・医師等の行政処分に係る調査に実施に関すること
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること
- ・心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関の選定等に関すること
- ・各種養成施設の指定、指導監督に関すること
 - ①診療放射線技師 ②臨床検査技師 ③理学療法士・作業療法士 ④視能訓練士
 - ⑤臨床工学技士 ⑥義肢装具士 ⑦言語聴覚士 ⑧あん摩マッサージ指圧師
 - ・はり師・きゅう師 ⑨柔道整復師 ⑩救急救命士 ⑪歯科衛生士 ⑫歯科技工士
 - ⑬保健師・助産師・看護師
- ・地方厚生局の所管事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）

◆ 食 品 衛 生 課

- ・食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認審査に関すること
- ・製菓衛生師養成施設の指定及び指導監督に関すること

- ・各養成施設（食品衛生管理者、食品衛生監視員）の登録及び指導監督に関すること
- ・登録検査機関の登録及び指導監督に関すること
- ・輸出水産食品取扱施設の認定に係る指導、確認及び査察に関すること
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定及び監査指導に関すること
- ・食鳥処理衛生管理者の資格取得講習会の登録に関すること
- ・食品衛生管理者の資格認定講習会の登録に関すること
- ・対中国輸出水産食品に係る衛生証明書の発行に関すること
- ・大規模食中毒発生時の関係機関の調整に関すること
- ・健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の禁止規定に係る勧告、命令及び立入検査並びに収去に関すること

◆ 社会保険課

- ・健康保険組合に係る認可及び指導監督に関すること
- ・厚生年金基金及び国民年金基金に係る認可及び指導監督に関すること
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会（介護保険事業関係業務を除く）の指導に関すること
- ・老人医療事務に関する都道府県及び市町村等の指導（技術的助言）に関すること
- ・農業者年金基金業務受託者の指導監査に関すること
- ・確定拠出年金（企業型）に係る承認及び指導監督に関すること
- ・確定給付企業年金に係る承認及び指導監督に関すること

◆ 指導・監査部門

- ・特定機能病院に対する立入検査（医療監視）に関すること
- ・薬事監視に関すること
- ・毒物及び劇物の製造業及び輸入業者の登録及び監視に関すること
- ・医薬品及び医療機器の製造業及び輸入販売業の許可に関すること
- ・児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関すること
- ・消費生活協同組合の検査指導に関すること
- ・社会福祉法人等の指導監査に関すること
- ・介護保険の居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導に関すること
- ・介護保険の市町村（保険者）事務の指導（技術的助言）に関すること

☆ 麻薬取締部

- ・麻薬等の取締り、捜査、薬物乱用防止普及啓蒙活動に関すること
- ・麻薬等の免許、許認可、届出に関すること
- ・麻薬、覚せい剤に関する相談に関すること

Ⅰ 総務課

1 国家試験業務

平成19年度においては、11種の国家試験を実施。

- ①医師 ②歯科医師 ③保健師 ④助産師 ⑤看護師 ⑥診療放射線技師
⑦臨床検査技師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩薬剤師 ⑪管理栄養士

国家試験名	試験日	受験地	東北出願者数 人	東北受験者数 人	全国受験者数 人	合格率 %
第100回 歯科医師	H20. 2. 9 H20. 2. 10	宮城県	268	241	3,295	68.9
第101回 医師	H20. 2. 16 H20. 2. 17 H20. 2. 18	宮城県	591	585	8,535	90.6
第90回 助産師	H20. 2. 21	青森県・宮城県	182	180	1,722	98.1
第93回 保健師	H20. 2. 22	青森県・宮城県	859	855	11,055	91.1
第96回 看護師	H20. 2. 24	青森県・宮城県	3,457	3,428	51,313	90.3
第59回 診療放射線技師	H20. 2. 28	宮城県	95	94	2,444	73.2
第53回 臨床検査技師	H20. 2. 29	宮城県	124	122	3,997	73.7
第42回 理学療法士	H20. 3. 2	宮城県	494	494	7,997	86.6
第42回 作業療法士	H20. 3. 2	宮城県	443	441	5,783	73.6
第92回 薬剤師	H20. 3. 8 H20. 3. 9	宮城県	737	678	13,773	76.1
第21回 管理栄養士	H20. 3. 23	宮城県	1,978	1,846	22,073	31.6
計			9,228	8,964	131,987	

2 行政文書開示請求業務

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項)

開示請求件数 3件、 開示件数 3件

3 保有個人情報開示請求業務

(行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項)

開示請求件数 1件、 開示件数 1件

II 医療構造改革推進官

1 医療費適正化計画、医療計画、地域ケア体制整備構想、健康増進計画等を作成する都道府県への指導・助言

医療構造改革大綱を受けて、平成18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律等に基づき、医療費適正化計画、医療計画、地域ケア体制整備構想、健康増進計画等を都道府県が策定することとなった。

医療構造改革推進官とは、これらの計画策定に当たり、各都道府県と厚生労働省との円滑な連絡調整等を図るため、各地方厚生局に設置されたものである。

・業務実績

東北各県の医療費適正化担当部署に赴いてヒアリングを行い、地域の実情を聞き本省に伝えるとともに、計画の適正な策定のための各種情報を提供した。

岩手県医師会主催の講演会へ参加し、療養病床転換について講演を行った。

秋田県主催のシンポジウムへ参加し、療養病床について講演及び討論を行った。

2 保険者への特定健康診査等の支援

高齢者医療確保法により新たに義務づけられた特定健康診査及び特定保健指導について、円滑に実施できるよう各県や保険者を支援した。

東北各県の主要健康保険組合や国民健康保険団体連合会に行き、特定健康診査及び特定保健指導の趣旨を説明して協力を要請したり、個別の問題点などを聞くとともに、解決策を提案した。

・業務実績

東北各県の高齢者医療担当課に赴いて情報収集を行うとともに、保険者協議会にオブザーバー参加することにより、集合契約の代表保険者決定などを支援した。

福島県健康保険組合連合会福島支部主催の講習会に赴き、特定健診等実施計画の作成を指導した。

III 健康課

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督業務

医療法人とは、医療法に基づく法人であり、昭和25年の医療法改正により制度が新設された。制度創設の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、資金の集積を容易にするとともに、医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することにあつた。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行うこととなっているが、医療法第68条の2第1項の規定により、2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣が行うこととなっている。

医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されている。(特別医療法人に関するものを除く)

・根拠法令等

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①定款変更認可・届出受理 | 医療法第50条 |
| ②理事の特例の認可 | 医療法第46条の2第1項 |
| ③理事長の特例の認可 | 医療法第46条の3第1項 |
| ④管理者たる理事の特例認可 | 医療法第47条第1項 |
| ⑤仮理事の選任 | 医療法第68条 |
| ⑥事業報告書等の届出受理 | 医療法第52条第1項 |
| ⑦立入検査 | 医療法第63条第1項 |
| ⑧措置命令 | 医療法第64条第1項 |
| ⑨登記及び役員変更の届出の受理 | 医療法施行令第5条の12及び第5条の13 |

①の定款変更認可及び②～④の認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府県知事を経由して行われる。この場合において、都道府県知事は必要な調査をし、意見を付するものとされている。

・業務実績

平成19年度は、23件の定款変更、1件の特別代理人の選任の認可を行った。

そのうち2件については、区域の拡大により、認可権者が県知事から厚生労働大臣に変更になったものである。

また、役員変更届受理19件、決算届受理25件、登記届受理が33件であった。

・医療法人数 30法人

2 病院用建物の建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における政策医療の証明事務

平成13年3月に施行された第4次医療法改正により構造設備基準が引き上げられた。

病院がこの新しい基準を満たすために建て替えを行う際の負担に着目し、早期に建て替えが行われるよう誘導するため、医療法の新しい基準を満たしていない病院であって、救急医療等の一定の政策医療を実施している病院が建て替えを行う場合の税制上の優遇措置を平成13年度から設けることとなった。

厚生局においては、

- ① 建て替えにより新しい基準を満たすこととなったこと。
- ② 病床数の削減、救急医療の確保など医療の提供体制の整備に資する病院の建て替えであること。

について証明を行う。

なお、平成15年度税制改正（租税特別措置法等の改正）により有床診療所にも適用されることとなっている。

優遇措置の内容

取得年度において、基準取得価額の15%の特別償却が認められる。

$$\begin{aligned} & \text{※ 実際の取得価額} \times 1 / 2 = \text{基準取得価額} \\ & \text{基準取得価額} \times 15\% = \text{特別償却限度額} \end{aligned}$$

・根拠法令

- | | |
|--------------|---|
| ①租税特別措置法 | 第12条の3第1項、第12条の3第2項、第45条の2第3項、第45条の2第4項 |
| ②租税特別措置法施行令 | 第6条の7、第28条の10第6項、第28条の10第7項 |
| ③租税特別措置法施行規則 | 第5条の19第1項、第5条の19第2項、第20条の17第6項、第20条の17第8項 |

・業務実績

実績なし。

3 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明

租税特別措置法に規定する特定医療法人として、法人税率の特例の適用を受ける要件とされる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（①～⑥）を満たすものである旨の証明については、平成16年度より厚生局にて証明を行っている。

- ①社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を越えること。
- ②自費患者に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ③医療診療収入は、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- ④役員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- ⑤その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ⑥医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

優遇措置の内容

法人税において22%（通常30%）の軽減税率が適用される。

・根拠法令

- ①租税特別措置法 第67条の2第1項
- ②租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

・業務実績

平成19年度は25件の証明を行った。

4 公益法人のうち医療保健業を行うものに対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務

公益法人が行う医療保健業のうち、(1)又は(2)に該当するものについては、法人税法施行令の規定により収益事業の範囲外とされている。

- (1) 次の①から③のいずれかを満たし、かつ、④を満たす医療保健業を行っていること。
- ①地域医療支援病院の施設基準に掲げる施設すべてを有していること。
 - ②保健師、助産師、看護師等の養成所を有し、又は臨床研修を行うための施設を有していること。
 - ③医師・歯科医師の再教育を行っていること。
 - ④患者の総延数の10分の1以上が、生活保護法の医療扶助若しくは出産扶助による診療を受けた者又は無料若しくは診療報酬が10分の1以上減額された者であること。
- (2) 社会福祉法の規定により同法第2条第3項第9号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の掲げる基準に従って当該事業を行っていること。

厚生局においては、上記(1)又は(2)に該当している旨の証明を行う。

・根拠法令等

- ①法人税法第2条第13号
- ②法人税法施行令第5条第1項第29号ヨ
- ③法人税法施行規則第6条第4号

・業務実績

平成19年度は18件の証明を行った。

5 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいう。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類がある。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっている。

組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものについて、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限（全国を地区とするものを除く）が委任されている。（中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号）

・根拠法令等

- | | |
|------------|---------------------|
| ①設立の認可 | 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 |
| ②定款変更の認可 | 中小企業等協同組合法第51条第2項 |
| ③解散の届出の受理 | 中小企業等協同組合法第62条第2項 |
| ④合併の認可 | 中小企業等協同組合法第66条第1項 |
| ⑤決算関係書類の受理 | 中小企業等協同組合法第105条の2 |

・業務実績

平成19年度は、2件の設立、3件の定款変更の認可を行った。

また、決算関係書類の受理が16件、役員変更届受理が6件であった。

- ・中小企業等協同組合数 20組合

6 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係事業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種（17業種）毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係事業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局の認定を受けなければならない。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければならない。

この認定を受けることによって、国民生活金融公庫（生活衛生貸付）から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の貸付が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められる。

・ 根拠法令等

①生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項

②生活衛生同業組合の振興計画の変更認定

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項

③生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により

①～③の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

・ 業務実績

平成19年度は食鳥肉販売業について、振興指針の全部が変更されたが東北には当該組合がないため実績なし。

・ 振興指針の認定を受けている生活衛生同業組合数 68組合

7 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定する。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当する。

厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行う。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行う。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

・根拠法令等

- ①指定 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項
- ②指定の取消 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項
- ③辞退の申出の受理 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第13条

・業務実績

指定申請が1件、変更届の受理が2件である。

8 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っている。

(1) 結核医療費国庫負担金 負担率 3/4

・法令根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

・補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金 負担率 1/2

・法令根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

・補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金 負担率 10/10

・法令根拠

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

・補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金 負担率 10/10

・法令根拠

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

・補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金 負担率 10/10

・法令根拠

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

・補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

・法令根拠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助

・補助先

都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人

・補助事業の内容

農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

9 各種養成施設の指定、指導監督業務

(1) 栄養士養成施設

栄養士は、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

資格を取得するためには、栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

管理栄養士は、栄養士の業務であって、複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士をいう。

管理栄養士となるためには、管理栄養士国家試験に合格し、厚生労働省に備える管理栄養士名簿に登録を受けなければならない。

管理栄養士国家試験の受験資格者は、管理栄養士養成施設を卒業した者及栄養士養成施設を卒業後、栄養士養成施設の修業年限に応じた実務経験を有する者となっている。

・根拠法令等

- | | |
|--------------|---|
| ①養成施設の指定 | 栄養士法施行令第9条、栄養士法施行規則第8条
栄養士法施行規則第9条、栄養士養成施設指導要領 |
| ②養成施設の内容変更承認 | 栄養士法施行令第12条
栄養士法施行規則第12条、栄養士養成施設指導要領 |
| ③届出の受理 | 栄養士法施行令第13条～15条、栄養士養成施設指導要領 |

指定申請及び変更承認申請並びに届出については、都道府県知事経由

・業務実績

指定の承認	1件
内容変更の承認	2件
届出の受理	5件
実地調査	6件

・栄養士養成施設数 23(6)施設 ()内数字は管理栄養士養成施設を再掲

(2) 調理師養成施設

調理師は、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することを業とする者をいう。

資格の取得方法は、次のとおり。

ア 学校教育法第57条(高等学校の入学資格)に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者。

イ 学校教育法第57条に規定する者で、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者。

・根拠法令等

- ①養成施設の指定 調理師法施行令第1条の2、調理師法施行規則第5条、調理師養成施設指導要領
- ②養成施設の内容変更承認 調理師法施行令第1条の3、調理師法施行規則第8条、調理師養成施設指導要領
- ③届出の受理 調理師法施行令第1条の4、第1条の5、調理師養成施設指導要領
- ④調理師養成施設の入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 調理師法施行規則附則第3項第7号

指定申請及び変更承認申請並びに届出については、都道府県知事經由

・業務実績

届出の受理	2件
実地調査	9件

・調理師養成施設数 29施設

(3) 理容師・美容師養成施設

理容師及び美容師は、理容師法及び美容師法に基づく業務独占の資格であり理容師及び美容師の免許を受けた者でなければ、理容及び美容を業としてはならない。

資格の取得方法は、次のとおり。

学校教育法第90条（高等学校卒業）に規定する者であって、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上、必要な知識及び技能を修得した者で、理容師及び美容師試験に合格した者。

・根拠法令等

- ①理容師養成施設の指定 理容師養成施設指定規則第3条
- ②美容師養成施設の指定 美容師養成施設指定規則第2条
- ③理容師養成施設の変更等の承認 理容師養成施設指定規則第6条
- ④美容師養成施設の変更等の承認 美容師養成施設指定規則第5条
- ⑤理容師養成施設の変更届出受理 理容師養成施設指定規則第7条第1項
- ⑥美容師養成施設の変更届出受理 美容師養成施設指定規則第6条第1項
- ⑦理容師養成施設の入学資格認定 理容師法施行規則附則第7条、第8条
- ⑧美容師養成施設の入学資格認定 美容師法施行規則附則第7条、第8条

・業務実績

内容変更の承認	理容師養成施設	1件	美容師養成施設	3件
届出の受理	理容師養成施設	2件	美容師養成施設	1件
実地調査	理容師養成施設	5件	美容師養成施設	7件

・理容師養成施設数 19施設

美容師養成施設数 24施設

10 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

最近の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正された。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務が地方厚生局長に権限委任されている。(平成19年6月より施行)

・根拠法令等

①指定医療機関への報告の請求・検査	感染症法第43条第1項
②三種病原体等の所持・変更の届出受理	感染症法第56条の16
③三種病原体等の輸入の届出受理	感染症法第56条の17
④三種、四種病原体等の所持者(輸入者)からの報告徴収	感染症法第56条の30
⑤三種、四種病原体等所持施設への立入検査	感染症法第56条の31第1項
⑥三種、四種病原体等の所持施設への改善命令	感染症法第56条の32
⑦三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令	感染症法第56条の37

・業務実績

三種病原体等所持届出受理件数	14件
実地調査	2件

・三種病原体等所持施設数	14施設
--------------	------

IV 福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する社会福祉法人の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁の認可を受けて設立される。社会福祉法で定められている第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、身体障害者福祉ホームの経営等）を営むことができるのは、国、地方公共団体のほか、原則として社会福祉法人のみとされている。

社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事または指定都市若しくは中核市の長（その行う事業が2以上の都道府県にわたり、かつ1地方厚生局の管轄区域の場合は各地方厚生局長、2以上の地方厚生局の管轄にまたがる場合は厚生労働大臣）である。

社会福祉法人は、社会福祉事業の公共性・特殊性から、民法上の公益法人に比べてその設立・運営について厳格な規制が加えられている。その一方、税制等において手厚い助成措置が講じられている。

○根拠法令等

① 社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第31条
② 社会福祉法人の定款補充	社会福祉法第33条
③ 社会福祉法人の定款変更認可	社会福祉法第43条
④ 社会福祉法人の解散認可	社会福祉法第46条
⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理	社会福祉法第59条等

○業務実績

・ 定款変更認可	6件
・ 法人合併認可	1件
・ 基本財産処分承認	1件
・ 現況報告書受理	4件

○東北厚生局所管社会福祉法人数 4法人

2 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものである。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的・経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされている。また、行う事業の種類は、共済（生命、火災、自賠償等）、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）等に限定されている。

消費生活協同組合の所轄庁は、厚生労働大臣（その行う事業が2以上の都道府県にわたり、かつ1地方厚生局の管轄区域の場合は各地方厚生局長、2以上の地方厚生局の管轄にまたがる場合は厚生労働大臣）、または都道府県知事である。

○根拠法令等

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 員外利用許可 | 消費生活協同組合法第12条第3項 |
| ② 共済の限度額が100万円を超える場合の許可 | 消費生活協同組合法第26条第4項 |
| ③ 定款変更の認可 | 消費生活協同組合法第43条第3項 |
| ④ 設立認可 | 消費生活協同組合法第58条 |
| ⑤ 解散認可 | 消費生活協同組合法第62条第2項 |
| ⑥ 合併認可 | 消費生活協同組合法第65条第2項等 |

○業務実績

- | | |
|-----------|----|
| ・定款変更認可 | 2件 |
| ・事業報告書の受理 | 2件 |
| ・その他届出の受理 | 9件 |

○東北所管消費生活協同組合（連合会）数 2組合

3 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている。

なお、民生委員は、民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動も行っており、ひとり暮らし老人等の援護活動、心配ごと相談活動等に努めている。

（民生委員は、児童福祉法第12条の規定により児童委員を兼務）

○根拠法令等

- ・委嘱、主任児童委員の指名

民生委員法第5条、児童福祉法第12条、主任児童委員設置運営

要綱

- ・解 嘱 民生委員法第11条
- ・感 謝 状 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について
- ・大 臣 表 彰 民生委員及び児童委員表彰規則
- ・大臣特別表彰 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱

○業務実績

- ・ 民生委員・児童委員の委嘱 339名

- ・ 民生委員・児童委員の解嘱 223名

委嘱及び解嘱については、該当者があった場合随時行われる。

- ・ 大臣表彰（一般及び特別） 732名

- ・ 感謝状の授与 81名

表彰には、毎年基準日までに25年以上の経歴があり辞職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰がある。また、在職期間6年以上で辞職された方には感謝状が授与される。

- ・ 主任児童委員の指名 31名

民生委員・児童委員委嘱者数（平成20. 3. 31現在）

県・市名	委嘱者数 (人)	うち、主任児童委員 (人)
青森県	2,721	223
岩手県	3,675	360
宮城県	2,912	240
秋田県	2,654	244
山形県	2,877	276
福島県	3,481	333
仙台市	1,462	120
青森市	638	66
秋田市	695	75
郡山市	595	67
いわき市	652	70
合計	22,362	2,074

4 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給される。支給を受けた方のうち、生活保護を受けているか、同様の状態にあると福祉事務所長が認める生活困窮者については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができる。

○根拠法令等

- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条
- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条
- ・第8回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ・第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

○業務実績

- ・買上を必要とする旨の証明書 177件

5 精神保健指定医の指定等業務

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定する。また、精神障害者を入院させている精神病院には、指定医を置くことが義務付けられている。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等である。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられている。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、有限責任中間法人日本総合病院精神医学会によって行われる。

○根拠法令等

- ・精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ・更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

○業務実績

- ・指定に係る本省進達（再申請を含む。） 37名
- ・指定医の証の発行（更新、期限延長を含む。） 222名
- ・指定不相当者への通知 1名
- ・指定医の証の再発行 2名
- ・辞退、変更届、死亡届の受理 5件

○東北管内の精神保健指定医数 854名

6 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定する。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当する。

厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行う。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行う。

(1) 指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

○根拠法令等

- ・ 指定 母子保健法第20条第5項
- ・ 廃止・辞退の受理 母子保健法第20条第6項等

(2) 指定療育機関（国の開設するものに限る）

○根拠法令等

- ・ 指定 児童福祉法第21条の9第4項
- ・ 廃止・辞退の受理 児童福祉法第21条の9第7項等

(3) 生活保護法に基づく指定医療・介護機関（国の開設するものに限る）

○根拠法令等

- ・ 指定 生活保護法第49条及び第54条の2
- ・ 変更、廃止等届出 生活保護法第50条の2
- ・ 辞退・取消 生活保護法第51条第1項等
- ・ 告示 生活保護法第55条の2等

(4) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

○根拠法令等

- ・ 指定 戦傷病者特別援護法第12条
- ・ 報告検査 戦傷病者特別援護法第16条1項及び第17条3項等

(5) 業務実績

- ・ 指 定 1件（生活保護法に基づく指定医療機関）
- ・ 廃 止 2件（生活保護法に基づく指定医療機関）
- ・ 変更届 1件（生活保護法に基づく指定医療機関）
- ・ 告 示 4件（生活保護法に基づく指定医療機関）

7 地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の補助金執行業務を行っている。

- ① 児童扶養手当給付費国庫負担金 負担率 1 / 3
 - ・ 法令根拠
児童扶養手当法第21条
 - ・ 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
 - ・ 補助事業の内容
都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

- ② 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金） 負担率 1 / 2
 - ・ 法令根拠
児童福祉法第53条
 - ・ 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
 - ・ 補助事業の内容
都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

- ③ 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金） 負担率 1 / 2
 - ・ 法令根拠
児童福祉法第53条
 - ・ 補助先
市町村
 - ・ 補助事業の内容
市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

- ④ 特別児童扶養手当事務取扱交付金 負担率 10 / 10
 - ・ 法令根拠
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条
 - ・ 補助先
都道府県・市町村
 - ・ 補助事業の内容
特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

- ⑤ 特別障害者手当等給付費国庫負担金 負担率 3 / 4
- ・ 法令根拠
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
 - ・ 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
 - ・ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担
- ⑥ 一時保護所保護費負担金 負担率 5 / 10
- ・ 法令根拠
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
 - ・ 補助先
都道府県
 - ・ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対しての費用の一部を負担
- ⑦ 婦人相談所運営費負担金 負担率 5 / 10
- ・ 法令根拠
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
 - ・ 補助先
都道府県
 - ・ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対しての費用を一部負担
- ⑧ 婦人保護施設運営費補助金 負担率 5 / 10
- ・ 法令根拠
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項
 - ・ 補助先
都道府県
 - ・ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収用保護するために要する費用の一部を補助

⑨ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ・ 法令根拠
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等
- ・ 交付先
都道府県・指定都市・中核市
- ・ 交付の目的
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

⑩ 地域介護・福祉空間整備等交付金

- ・ 法令根拠
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ・ 交付先
市町村
- ・ 交付の目的
法律の規定に基づく市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

⑪ 地域介護・福祉空間推進交付金

- ・ 法令根拠
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ・ 交付先
市町村
- ・ 交付の目的
法律の規定に基づく市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

⑫ 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ・ 法令根拠
次世代育成支援対策推進法第11条第1項
- ・ 交付先
都道府県・指定都市・中核市・市町村
- ・ 交付の目的
地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画

に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

⑬ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

- ・ 法令根拠
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等
- ・ 交付先
都道府県・指定都市・中核市
- ・ 交付の目的
暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

8 各種養成施設の指定、指導監督業務

(1) 介護福祉士養成施設（資料12参照）

介護福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の資格であり、介護福祉士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

○根拠法令等

① 養成施設の指定

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第3条

② 各種変更承認

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第4条
第1項

③ 各種変更届の受理

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第4条
第3項

④ 事業報告の受理

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第8条

⑤ 養成施設に係る報告徴収、指示

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第9条

⑥ 指定の取消

社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第10条

○業務実績

・新規指定	0件
・指定内容の変更申請の承認	20件
・申請による指定の取消	1件
・指定内容の変更届の受理	12件
・事業報告の受理	43件

○介護福祉士養成施設等数

36校42課程

(2) 社会福祉主事養成機関等（資料13参照）

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法がある。

厚生局での業務内容は、これら養成機関及び資格認定講習会にかかる新規開設課程の指定、各種変更承認、各種変更届及び事業報告の受理、指導・監督（報告徴収、指示及び指定の取消を含む）である。

○根拠法令等

① 新規開設課程の指定

社会福祉法第19条第1項第2号

社会福祉主事養成機関等指定規則第3条及び第11条

② 各種変更承認

社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項及び第12条第1項

③ 各種変更届の受理

社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項及び第12条第2項

④ 事業報告の受理

社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条

⑤ 養成施設に係る報告徴収、指示

社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条

⑥ 指定の取消

社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条等

○業務実績

① 社会福祉主事養成機関

- ・ 新規指定 0件
- ・ 指定内容の変更申請の承認 4件
- ・ 事業報告の受理 4件

② 社会福祉主事指定講習会

- ・ 指定内容の変更届の受理 0件
- ・ 事業報告書の受理 1件

○社会福祉主事養成機関等数

- ・ 社会福祉主事養成機関 4校4課程
- ・ 指定講習会 1講習会

(3) 保育士養成施設（資料14参照）

近年の子どもを取り巻くさまざまな社会的情勢により、地域の子育て支援の中核を担う専門職としての保育士の役割が重要になってきている。この状況を受け、平成13年の児童福祉法改正の際、保育士資格が法定化された（保育士に関連する部分については平成15年11月29日施行）。改正法により保育士資格は、名称独占資格に改められ、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定が整備された。

○根拠法令等

① 養成施設の指定	児童福祉法第18条の6第1号
② 各種変更承認	児童福祉法施行令第5条第3項
③ 各種変更届の受理	児童福祉法施行令第5条第4項
④ 事業報告の受理	児童福祉法施行令第5条第5項
⑤ 養成施設に係る報告徴収、指示	児童福祉法第18条の7
⑥ 指定の取消	児童福祉法施行令第5条第6項等

指定申請、取消申請、変更承認申請及び変更届については、都道府県、指定都市及び中核市を經由

○業務実績

・新規指定	3件
・指定内容の変更申請の承認	7件
・指定内容の変更届の受理	11件
・事業報告書の受理	35件

○保育士養成施設数 32校38課程

(4) その他の養成施設

社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設については、平成19年度末現在、東北厚生局管内には指定養成施設はない。

9 介護技術講習会の実施届出等の受理

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっているところである。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度を導入することとなった。

○根拠法令等

① 実技試験の免除

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二條第3項

② 介護技術講習会の資格要件

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三條の二第1項

③ 介護技術講習実施届の受理

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三條の二第2項

④ 変更届の受理

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三條の二第3項

⑤ 実施報告書の受理

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十三條の二第4項

○業務実績

・講習会実施届の受理	29件
・変更届の受理	10件
・実績報告書の受理	110件

○講習会実施介護福祉士養成施設等数 29校

V 医事課

1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務

厚生労働省健康危機管理基本指針を実施するために制定されている「地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領」に基づく対応を行う。

東北厚生局においては「東北厚生局健康危機管理等実施要領」を定め、健康危機管理は医事課、非常災害等は総務課が分掌している。

健康危機管理等の範囲

健康危機管理・・・主に医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。

非常災害等・・・東北厚生局管内で発生した地震については震度6以上等を目安とし、地震以外の災害については、災害救助法適用基準と同程度のものとする。

健康危機管理業務に従事する職員を対象とした危機管理意識を高める研修等を行うため、平成14年7月に東北6県の行政機関等により構成された東北ブロック感染症危機管理会議を仙台検疫所と共同で設置し、これまでに天然痘対策、SARS対策、新型インフルエンザ対策等を中心に11回の本会議と1回の特別研修会を開催している。

なお、平成18年8月に同幹事会を設置し、自治体間の連携を更に高めるとともに、研修会の内容等について意見交換を行っている。

開催実績（幹事会）

開催日 平成20年3月7日 参加者数 13名

議 題

- ・東北管内自治体における新型インフルエンザ対策の訓練状況について
- ・今後の研修会の内容等について

2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関する業務

国立病院機構病院、国立療養所、国立大学附属病院、労災病院、自衛隊病院等の国の開設する病院及び診療所並びに助産所の医療法に関する監督業務を行っている。

・ 根拠法令等

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 開設承認 | 医療法第7条第1項 |
| ② 開設に伴う構造設備の使用承認 | 医療法第27条 |
| ③ 開設承認事項の変更承認 | 医療法第7条第2項 |
| ④ 開設承認事項の変更等に伴う構造設備の使用承認 | 医療法第27条 |
| ① ②及び④に関する使用前検査 | 医療法第27条 |

※ 使用前の検査のうち④については、病室及び放射線に関する構造設備並びに手術室を除く変更は、申請者において自主検査を選択できる。

- ⑥ 医療法に規定されている各種通知の受理

・ 業務実績

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 開設承認事項の変更承認 | 75件 |
| ② 開設承認事項の変更等に伴う構造設備の使用承認 | 64件 |
| ③ 使用前検査 | 17件 |
| ④ 各種通知の受理 | 73件 |

- ・ 国の開設する病院数 28施設

- ・ 国の開設する診療所数 47施設

3 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とし、東北管内における医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象として「医療安全に関するワークショップ」を開催している。

・ ワークショップ概要

- (1) 目的 医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図る。
- (2) 主催者 各厚生局
- (3) 開催時期 毎年度10月～1月の間
- (4) 日数 原則2日間
- (5) 対象者 医療機関において医療安全管理の中心的役割を担う者、都道府県、政令市、中核市担当者等

・ 開催実績

ワークショップⅠ	平成19年12月23日	参加者数	537名
ワークショップⅡ	平成20年1月25日	参加者数	44名

ワークショップⅠでは、医療安全対策の動向、感染症対策、医療事故被害者の話、医療安全対策の具体的な取組事例等について、講演及び討議等を行った。

ワークショップⅡでは200床以上の病院の医療安全管理者（担当者）を対象に、危険予知トレーニングとプロセス管理についてグループワークを実施した。

4 医師確保に関する業務

医師確保対策については、平成17年に「医師確保総合対策」、平成18年に「新医師確保総合対策」を、厚生労働省、総務省、文部科学省の3省で協力して取りまとめた。さらに、全国各地において医師不足を訴える声が増しに大きくなっていることを受け、平成19年5月31日、政府・与党により「緊急医師確保対策」が取りまとめられた。これらを踏まえ、地域の医療が改善されたと実感できる実効性のある対策が進められている。

医師確保対策の一層の推進を図るため、平成19年10月1日、各地方厚生局に医療対策指導官が配置され、特に県単独では解決が困難な課題について、地域に密着して支援している。

(1) 緊急医師派遣に係る事務

「緊急医師確保対策」を受け、地域の医師確保を担う都道府県医療対策協議会が相当の努力をしてもなお医師確保が困難で、地域の医療を維持できない場合に、都道府県からの要請を踏まえ、緊急臨時的に医師を派遣するシステムが構築された。

当局管内では、平成19年6月、岩手県立宮古病院及び同大船渡病院への医師派遣が決定され、同年12月まで派遣された。さらに、青森県、宮城県からも緊急臨時的医師派遣に関する相談があった。

当局では、要請書作成のための助言・指導、現地訪問による状況把握、当局としての意見書作成等を行い、本システムの円滑な運営に努めている。

(2) 北海道・東北ブロック医師確保等支援チームに係る事務

小児科、産科等の医師確保や医療提供体制に係る課題等について、管内各県からヒアリング等を行い、問題認識の共有化を図るとともに、解決方策の提言、予算事業の活用方法などの具体的な助言を行うため、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の下に、地域ごとの「医師確保等支援チーム」が設置されている。当局管内では、平成19年4月、10月、11月に各県とのヒアリングを行った。

また、地域における医療連携や病院機能の再編等の動向について、日常的に地元報道等の情報を整理し、本省に情報提供を行っている。

(3) 地域医療アドバイザー派遣

地域医療及び医師の確保に取り組む県を支援するために、県からの要請に基づき厚生労働本省が委嘱した地域医療アドバイザーを派遣する事業である。派遣されたアドバイザーは、医療機能の分化、連携方策の助言指導、医師確保対策の助言指導等を行う。

平成19年度は、緊急臨時的医師派遣が実施された岩手県立大船渡病院及び同宮古病院での実績を踏まえて行われた岩手県地域医療支援機構調整会議に地域医療アドバイザーが招聘され、当局医療対策指導官も出席した。

5 医師の臨床研修に関する業務

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されている。医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められている。

当局においては、指定申請等に係る業務の他、県単独では対応が難しい課題について、広域的な観点から東北管内の臨床研修病院の充実強化に向けた様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っている。

・ 根拠法令等

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| ① 新規申請 | 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条 |
| ② 研修プログラムの変更又は新設届 | 同省令第9条 |
| ③ その他の変更届 | 同省令第8条 |
| ④ 年次報告 | 同省令第12条 |

※各地方厚生局へ届出

・ 業務実績

新規申請	29件
研修プログラム変更届	49件
報告受理	114件
臨床研修修了登録申請	384件
指導調査	14施設

東北ブロック医師臨床研修制度連絡会議

東北管内における臨床研修病院、関係医師会、行政機関等の協力体制を構築し、臨床研修制度の円滑な実施及び臨床研修の質の向上を図ることを目的とし、東北6自治体、臨床研修病院、大学医学部附属病院、医師会等を対象に開催する会議。

東北ブロック医師臨床研修制度県担当者会議

東北管内における臨床研修の今後の取り組みについて意見交換を行うことを目的とし、東北6自治体の臨床研修担当者を対象に開催する会議。

東北ブロック医師臨床研修病院合同説明会

東北ブロックの臨床研修病院がポスターセッション方式により、臨床研修予定者等へ病院を紹介する説明会。

参加数：臨床研修病院 91施設、臨床研修予定者 145名

東北ブロック「臨床研修修了後」研修等に関する合同説明会開催

東北ブロックの「臨床研修修了後」研修実施医療機関が、ポスターセッション方式により、研修予定者（1年目及び2年目研修医）等にプログラム内容等の紹介を行う説明会。

当局は、同説明会の事務局（東北6県及び県医師会）に参加

参加数：臨床研修病院 69施設、臨床研修予定者 54名

東北ブロック医師臨床研修指導医ワークショップ

臨床研修指導医が、研修の質を高めるために、望ましい研修プログラムを立案し推進する能力及び基本的な臨床研修能力を備えた研修医を育成する能力を身に付けることを目的として「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針（平成16年3月18日付医政発第0318008号）」に基づき開催する講習会。

受講者数 ①平成19年10月13～14日 40名

②平成20年 2月22～24日 36名

東北ブロック医師臨床研修指導医講習会世話人養成講習会

東北ブロック各県、地域及び病院単位と同講習会開催機会の拡充を図ること、並びに臨床研修の充実に資することを目的とし、上記指導医講習会の開催指針に基づく、医師臨床研修指導医講習会の企画、運営、進行等を行う講習会世話人を養成する講習会。

受講者数：12名

東北ブロック医師臨床研修の充実強化に関する懇話会

平成18年3月に取りまとめられた「東北ブロックにおける医師臨床研修の充実強化に関する懇談会報告書」の提言を踏まえ、臨床研修病院の充実強化策について、専門的な見地からの意見を伺い、より実効的かつ効果的に進めていくことを目的に、県の臨床研修に関する協議会等の代表者、自治体、東北6県医師会の代表を委員として平成19年1月に設置。平成19年度、実務委員会を含めて5回開催し、平成20年3月に報告書を取りまとめた。

東北ブロック臨床研修病院ガイド発行

医学生等が研修病院を選択する際の情報収集ツールの一つとなるよう平成17年度より作成し、全国の大学医学部（医科大学）、管内臨床研修病院、管内大学医学部附属病院、医師会、東北6自治体、合同説明会参加学生等へ配布。

- ・ 医師臨床研修病院（管理型又は単独型） 92施設（大学病院を含む）

6 歯科医師の臨床研修に関する業務

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されている。歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められている。

・ 根拠法令

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ① 新規申請 | 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条 |
| ② 研修プログラムの変更又は新設届 | 同省令第9条 |
| ③ その他の変更届 | 同省令第8条 |
| ④ 年次報告 | 同省令第12条 |

※各地方厚生局へ届出

・ 業務実績

新規申請	1件
研修プログラム変更等	6件
報告書受理	14件
指導調査	2施設
歯科医師臨床研修修了登録申請	189件

- ・ 歯科医師臨床研修施設数 15施設

7 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療従事者の資質の向上に向けた取組として、行政処分を受けた医師等への再教育制度が創設され、平成19年度から施行されている。

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されている。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっている。

具体的な研修内容、期間は、処分の程度に応じて次のとおり区分されている。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・戒告 | 団体研修1日 |
| ・免許停止1年未満 | 団体研修2日+課題研究・課題論文 |
| ・業務停止1年～2年未満 | 団体研修2日+個別研修 80時間以上 |
| ・業務停止2年以上 | 団体研修2日+個別研修120時間以上 |

厚生局の主な役割は、次のとおりである。

- ・再教育対象者からの照会対応
 - ・当該研修の進捗管理等を行う助言指導者に対する制度説明・照会対応
 - ・個別研修の計画書や修了報告書の受付 等
- ・ 業務実績
- 平成19年度、再教育の対象となった医師は4名、歯科医師は1名であり、これら対象者の助言指導者等に対し、制度の説明等を行った。

8 各種養成施設の指定又は認定及び監督に関する業務

(1) 救急救命士養成所

救急救命士は、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	救急救命士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	救急救命士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	救急救命士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	救急救命士学校養成所指定規則第8条
⑦ 指定取消	救急救命士学校養成所指定規則第7条

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	1件
届出受理	0件
実地調査	0施設

・養成所数 1施設

(2) 理学療法士作業療法士養成施設

理学療法士は、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者をいう。

作業療法士は、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条
② 変更承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項
③ 変更届出受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項
④ 報告受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第12条
⑤ 報告徴収及び指示	理学療法士及び作業療法士法施行令第13条第1項・第2項
⑥ 指定取消申請	理学療法士及び作業療法士法施行令第15条
⑦ 指定取消	理学療法士及び作業療法士法施行令第14条

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	22件
届出受理	5件
指定取消	2件
実地調査	理学5施設、作業5施設

・養成施設数 理学9施設、作業9施設

(3) 臨床検査技師養成所

臨床検査技師は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第13条
② 変更承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項
③ 変更届出受理	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第2項
④ 報告受理	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第15条
⑤ 報告徴収及び指示	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第16条
⑥ 指定取消申請	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第18条
⑦ 指定取消	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第17条

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	0件
届出受理	1件
実地調査	0件

・養成施設数 1施設

(4) 臨床工学技士養成所

臨床工学技士は、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 新規指定 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告受理 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条 |

・業務実績 (H19年度)

新規指定	0件
変更承認	1件
届出受理	1件
実地調査	1施設

・養成施設数 2施設

(5) 言語聴覚士養成所

言語聴覚士は、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告受理 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条 |

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	8件
届出受理	1件
実地調査	0施設

・養成施設数 3施設

(6) 視能訓練士養成所

視能訓練士は、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	視能訓練士法施行令第11条
② 変更承認	視能訓練士法施行令第12条第1項
③ 変更届出受理	視能訓練士法施行令第12条第2項
④ 報告受理	視能訓練士法施行令第13条
⑤ 報告徴収及び指示	視能訓練士法施行令第14条
⑥ 指定取消申請	視能訓練士法施行令第16条
⑦ 指定取消	視能訓練士法施行令第15条

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	2件
届出受理	1件
実地調査	1施設

・養成施設数 1施設

(7) 柔道整復師養成施設

柔道整復師は、柔道整復師法に基づく名称独占の資格であり、柔道整復師の免許を受けた者でなければ、柔道整復を業としてはならない。

・根拠法令等

① 新規指定	柔道整復師法施行令第3条
② 変更承認	柔道整復師法施行令第4条第1項
③ 変更届出受理	柔道整復師法施行令第4条第2項
④ 報告受理	柔道整復師法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	柔道整復師法施行令第6条
⑥ 指定取消申請	柔道整復師法施行令第8条
⑦ 指定取消	柔道整復師法施行令第7条

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	6件
届出受理	4件

実地調査 5施設

・養成施設数 8施設

(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、それぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならない。

・根拠法令等

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| ① 新規認定 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条 |
| ② 変更承認 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項 |
| ④ 報告受理 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条 |
| ⑥ 認定取消申請 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条 |
| ⑦ 認定取消 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条 |

・業務実績

新規認定	0件
変更承認	8件
届出受理	3件
実地調査	はり師きゅう師 5施設

・養成施設数 あん摩マッサージ指圧師 1施設、はり師きゅう師 7施設

(9) 歯科衛生士養成所

歯科衛生士は、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うことを業とする者をいう。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

・根拠法令等

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 新規指定 | 歯科衛生士法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 歯科衛生士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告受理 | 歯科衛生士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ⑦ 指定取消 | 歯科衛生士法施行令第8条 |

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	13件
届出受理	3件
実地調査	1施設

・養成施設数 10施設

(10) 歯科技工士養成所

歯科技工士は、歯科技工士法に基づく名称独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示の下に、特定人に対する歯科医療の用に供する補てん物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者をいう。

・根拠法令等

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 新規指定 | 歯科技工士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 歯科技工士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 歯科技工士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告受理 | 歯科技工士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 歯科技工士法施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 歯科技工士法施行令第15条 |

・業務実績

新規指定	0件
変更承認	4件
届出受理	2件
指定取消	1件
実地調査	1施設

・養成施設数 5施設

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者をいう。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊娠、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	保健師助産師看護師法施行令第12条
② 変更承認	保健師助産師看護師法施行令第13条第1項
③ 変更届出受理	保健師助産師看護師法施行令第13条第2項
④ 報告受理	保健師助産師看護師法施行令第14条
⑤ 報告徴収及び指示	保健師助産師看護師法施行令第15条
⑥ 指定取消申請	保健師助産師看護師法施行令第17条
⑦ 指定取消	保健師助産師看護師法施行令第16条

・業務実績

新規指定	1件
変更承認	33件
届出受理	27件
指定取消	1件
募集停止届受理	0件
実地調査	20施設

・養成施設数	保健師	1施設
	助産師	4施設
	保健師・看護師	1施設
	看護師	52施設

(12) 診療放射線技師養成所

診療放射線技師は、診療放射線技師法に基づく名称独占の資格であり、診療放射線技師の名称を用いて、医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射線同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行うものを除く。）することを業とする者をいう。

・根拠法令等

① 新規指定	診療放射線技師法施行令第8条
--------	----------------

- | | |
|------------|-------------------|
| ② 変更承認 | 診療放射線技師法施行令第9条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 診療放射線技師法施行令第9条第2項 |
| ④ 報告受理 | 診療放射線技師法施行令第10条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 診療放射線技士法施行令第11条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 診療放射線技師法施行令第13条 |
| ⑦ 指定取消 | 診療放射線技士法施行令第12条 |

・業務実績

- | | |
|------|----|
| 新規指定 | 一件 |
| 変更承認 | 一件 |
| 届出受理 | 一件 |

・養成施設数 0施設

(13) 義肢装具士養成所

義肢装具士は、義肢装具士法に基づく名称独占の資格であり、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者をいう。

・根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 義肢装具士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 義肢装具士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 義肢装具士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告受理 | 義肢装具士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 義肢装具士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 義肢装具士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 義肢装具士学校養成所指定規則第7条 |

・業務実績

- | | |
|------|----|
| 新規指定 | 一件 |
| 変更承認 | 一件 |
| 届出受理 | 一件 |

・養成施設数 0施設

9 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会

本研修会は、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設において実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものである。

- ・ 開催実績

期間：平成19年10月18日～29日（土・日を除く8日間） 受講者数 13名

(2) 東北ブロック看護師等対象公開講座

本講座は、看護教育の質の向上を図ることを目的に、管内医療機関等の実習指導者及び現任教
育担当者を対象に行うものである。

- ・ 開催実績 平成19年度テーマ 「自律する看護」

① 平成19年11月5日 受講者数 230名

② 平成20年 3月7日 受講者数 439名

(3) 東北ブロック看護師等養成所専任教員研修会

看護師等養成所における専任教員等の質の向上を図ることを目的に、管内の看護師等養成所の
専任教員を対象として行うものである。

- ・ 開催実績

開催日：平成19年10月1日 受講者数 40名

テーマ：ポートフォリオ評価による看護教育能力の獲得

～ 目標達成力・課題解決力・自己成長力 ～

10 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めている。

厚生局においては、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、選定及び移送、診療報酬請求の審査、処遇改善請求の窓口、精神保健判定医等の名簿の整理を行うこととされている。

・ 根拠法令等

① 指定入院（通院）医療機関の指定	法第16条
② 指定入院（通院）医療機関の決定及び変更	法第43条
③ 対象者を指定入院医療機関へ移送	法第45条第1項
④ 診療報酬の審査	法第84条
⑤ 処遇改善請求の受理審査	法第96条第1項
⑥ 精神保健判定医等名簿の整理	法第6条第2項、第15条第2項

・ 業務実績

指定入院医療機関		指定通院医療機関	
新規指定	0件	新規指定	5件
廃止・辞退の受理	0件	廃止・辞退の受理	1件
指定の取消	0件	指定の取消	0件
選定	22件	選定	40件
診療報酬の審査		入院	368件
		通院	163件
入院対象者の処遇改善請求受理			0件
精神保健判定医名簿の整理			71件
精神保健参与員名簿の整理			49件
対象者の移送	21件		

VI 食品衛生課

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認審査業務

総合衛生管理製造過程とは、従来の食品の製造等に係る一律の衛生規制とは異なり、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）システムによる衛生管理及びその前提となる施設設備の衛生管理等を行うことにより総合的に衛生が管理された食品の製造又は加工の工程について厚生労働大臣が承認を与える制度である。

この承認を受けた総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、法第11条第1項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなされる。

なお、承認制度の対象となる食品は政令で以下のとおり規定されている。

- (1) 牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- (2) クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- (3) 清涼飲料水
- (4) 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）
- (5) 魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン製品その他これらに類するものを含む。）
- (6) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

①業務内容

東北厚生局では、事業者からの新規承認申請、承認の一部変更承認申請及び3年毎の承認の更新申請に対し、書類審査及び現地調査により承認基準に適合しているか審査を行い、承認をしている。

また、既承認施設については、承認後監視として年1回以上の現地調査を実施し、総合衛生管理製造過程が適切に運用されていることを確認している。

②根拠法令等

食品衛生法第13条、第14条
食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条
食品衛生法施行規則第13条～第16条
平成12年11月6日生衛発第1634号（生活衛生局長通知）

③業務実績

平成19年度は、新規申請3件、一部変更承認申請6件及び承認の更新申請14件について承認を行った。

また、承認後監視として35施設に対し、承認された総合衛生管理製造過程が確実に実施されていることの確認のため立入検査を実施した。

④承認状況

(平成20年3月31日現在)

承認件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	清涼飲料水	合計
全国	234	247	130	36	33	160	840
東北	24	17	17	4	3	5	70

HACCPシステムとは、食品の原料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生するおそれのある危害について調査・分析し、この分析結果に基づき製造工程のどの段階で、どのような対策を講ずれば、危害の発生を防止することができるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保するという衛生管理の手法であり、国際的にもその導入が推進されている。

2 輸出水産食品関係施設の認定に係る指導・確認及び査察業務

(1) 対米輸出水産食品加工認定施設

米国に水産食品を輸出するに当たり、水産食品を加工する施設は米国連邦規則に示された要件を満たす認定施設でなければならない。

我が国において食品衛生に関する事務を所管する厚生労働省と米国政府機関が協議し、日本国内の水産食品加工施設が米国連邦規則に示された要件を満たしていることを保証する施設認定書発行の手続き等に関する「対米輸出水産食品の取扱い要領」が定められた。

当該要領において、地方厚生局は、都道府県等衛生主管部（局）長の行う施設認定に係る協議、認定施設等の査察を実施することが定められている。

○根拠通知

平成13年2月15日付け食発第42号（医薬局食品保健部長通知）

○業務実績

平成19年度は、4施設について現地査察を実施した。

○認定施設数

対米施設・・・6施設

(2) 対EU輸出水産食品加工認定施設

欧州連合(EU)域内に水産食品を輸出する場合、EUの規則に基づいた施設であることの認定を都道府県知事等から受けた後に、輸出の都度、衛生証明書の発行を受けなければならない。

当該認定に当たっては、都道府県等の衛生部局が所管する水産加工施設等の衛生管理の他、都道府県等の水産部局が所管する養殖場、漁船等の一次生産段階についても登録が必要となっていることから、厚生労働省と水産庁が、EU側と協議の上、関係事業者が遵守すべき必要な衛生要件及び衛生証明書発行の手続き並びに衛生当局及び水産当局の監視等についての「対EU輸出水産食品の取扱要領」を定めた。

当該要領において、地方厚生局は、都道府県知事等の行う施設認定に係る協議、認定施設等の査察を実施することが定められている。

○根拠通知

平成19年4月12日付け食安発第0412001号・18消安第15038号・
18水漁第3077号(厚生労働省食品安全部長・農林水産省消費・安全局長
・水産庁長官通知)

○業務実績

管内で認定されている2施設について、それぞれ2回の査察を実施した。

また、対EU輸出ホタテガイの生産海域のモニタリング検査のサンプリング計画を実施する青森県貝類対策委員会の委員の変更について承認を行った。

○認定施設数

対EU施設・・・2施設

3 対中国輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務

中国に輸出される水産食品については、輸出国の衛生当局が発行した衛生証明書の添付が求められている。厚生労働省では中国政府の規定に基づき、対中国輸出水産食品の取扱要領を定め、都道府県等が施設登録や衛生証明書を発行する業務を行っている。

東北厚生局では、衛生証明書発行機関名等の登録業務を行っている。

○根拠通知

平成18年1月16日食安発第0116001号（食品安全部長通知）
平成18年11月30日食安発第1130007号（食品安全部長通知）

4 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査指導業務

登録検査機関とは、食品衛生法に基づく厚生労働大臣の登録により、命令検査を行うことができる法人である。登録検査機関では命令検査の他に、検疫所が行っている輸入食品のモニタリング検査や自治体の収去検査の試験事務についても委託を受けて行うことができる。

東北厚生局では毎年、登録検査機関に対して、登録基準の遵守状況及び適切に業務が行われていることを立入検査等により確認している。

○根拠法令等

食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条
食品衛生法施行令第10条～第12条
食品衛生法施行規則第38条～第47条
平成16年2月6日付食安発第0206001号（食品安全部長通知）
平成16年3月23日付食安監発第0323003号（監視安全課長通知）
平成16年6月15日付食安監発第0615002号（監視安全課長通知）
平成17年3月31日付食安監発第0331004号（監視安全課長通知）

○業務実績

平成19年度は、全ての登録施設に対して立入調査を実施し、検査の信頼性の確保等のために改善を要すると認められる事項について、文書により通知した。
また、新規検査施設の登録に係る現地調査を1施設に対して実施した。

○登録検査機関・検査施設数（10施設）

5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務

都道府県知事等は食鳥検査の全部又は一部を、厚生労働大臣の指定する指定検査機関に業務を委任することにより食鳥検査を行わせることができる。

なお、指定を受ける検査機関は公益法人でなければならない。

東北厚生局では、指定検査機関の指定業務の他に、事業計画等の認可申請に対する審査・認可業務を行っている。また、必要に応じて、指定検査機関に対して指定基準等の遵守状況の確認のため立入検査を実施している。

○根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
第21条～35条、37条、38条
平成4年1月24日付衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

○業務実績

平成19年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請2件、事業計画等に係る変更認可申請2件及び業務規程に係る変更認可申請2件について認可した。

○指定検査機関施設数（2機関）

6 国家資格に係る養成施設の指定又は登録、指導監督業務

(1) 製菓衛生師養成施設

製菓衛生師は、都道府県知事が実施する製菓衛生師試験により与えられる国家資格である。

製菓衛生師試験の受験資格の一つに、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものが規定されている。

東北厚生局では製菓衛生師養成施設の指定及び3年毎の養成施設への実地調査により指定基準の遵守状況等を確認している。

○根拠法令等

〔製菓衛生法施行令第9条～第11条
製菓衛生師施行規則第5条～第9条〕

○業務実績

立入調査 3施設

○製菓衛生師養成施設数（7施設）

(2) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア) 食品衛生管理者について

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に設置が義務づけられている。

食品衛生管理者の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者が規定されている。

イ) 食品衛生監視員について

国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格である。

食品衛生監視員の資格要件の一つに、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者が規定されている。

東北厚生局では、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録及び養成施設として適正に運営され、登録基準に適合しているか確認のため、必要に応じて、現地調査を実施している。

○根拠法令等

食品衛生法第48条第6項第3号、第49条
食品衛生法施行令第9条第1項第1号、第2項、第14条～20条
食品衛生法施行規則第50条～第55条

○業務実績

- ①新規登録 2施設
- ②立入調査 2施設
- ③登録取消 1施設

○食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設数（21施設）

7 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

健康増進法32条の2項では、食品として販売に供する物に関して、広告その他に、健康の保持増進の効果、その他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する又は著しく誤認させる表示を行うことを禁止している。

○根拠法令等

健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項
健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項
健康増進法施行規則第18条
平成15年8月29日付薬食発第0829008号（医薬食品局長通知）
（ガイドライン）
平成15年8月29日付 食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号
（基準審査課長及び監視安全課長通知）（ガイドラインに係る留意事項）

○業務内容

- (1)自治体との連絡調整等
疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去
- (2)新開発食品保健対策室との連絡調整等
報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は主に対策室が行う。）

(3) 事業者への指導等（本省が専任するネット事業等を除く。）
改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

○平成19年度業務実績

- ・自治体からの事例報告の受理件数73件（平成19年1月～12月）
- ・平成19年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催
（平成20年2月15日東北厚生局会議室：自治体担当者50名参加）

VII 社会保険課

1 健康保険組合に関する業務

健康保険組合の行う業務の監督に関すること。

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること。
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること。
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること。

・根拠法令等

健康保険法第27条、第29条、第205条

厚生労働省設置法第18条

厚生労働省組織規則第707条85、第718条3

・業務実績（平成19年度）

指導監査	指定健保組合の指定	解散・合併認可※	規約改正等認可	届出・報告等	公法人証明 印鑑証明
14組合	0組合	2組合	45件	629件	37件

※ 平成20年4月1日 日産福島（解散）

平成19年4月1日 きらやか（合併）

[指導監査における主な指導内容]

- ・ 医療費適正化対策を強化する等なお一層の支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。
- ・ レセプト点検については、縦覧点検を実施する等、レセプト点検の一層の充実を図り、医療費の適正化に努めること。
- ・ 重点実施項目等の実施計画を策定する等、効果的なレセプト点検を実施し、医療費の適正化に努めること。
- ・ 経理の事務処理については、現金出納簿と預貯金との突合・確認を行うよう努めること。
- ・ 組合会の招集手続きについては、規約に基づき適正に実施するよう努めること。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。

- ① 基金の指導監督に関すること。
- ② 基金の規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること。
- ③ 解散・合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること。

・根拠法令等

厚生年金保険法第178条、第179条、第180条

厚生年金基金令第56条

国民年金法第141条、142条、142条の2

国民年金基金令第53条

厚生労働省設置法第18条

厚生労働省組織規則第707条87、第718条5

・業務実績（平成19年度）

厚年基金 指導監査	国年基金 指導監査	解散に伴う 実地監査	解散認可	将来返上 認可	過去返上 認可
9基金	3基金	5基金	0基金	0基金	1基金

規約改正等 認可	届出・報告 等	公法人証明
79件	501件	22件

〔厚生年金基金指導監査における主な指導内容〕

- ・ 依然として積立金が積立水準を満たしていない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・ 積立金が積立水準を満たしているものの、成熟度の上昇等により、今後は厳しい財政状況が予想されることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・ 資産運用検討委員会の設置等、体制の整備を図り、安全かつ効率的な年金資産運用を行うこと。
- ・ 滞納事業所の実態を把握し、早期の未収解消に努めること。

〔国民年金基金指導監査における主な指導内容〕

- ・ 国民年金基金制度の周知を図ること。
- ・ 効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること。

- ① 運営管理機関の指導監督に関すること。
- ② 規約承認に関すること。
- ③ 規約の変更に関すること。
- ④ 終了の承認に関すること。

・根拠法令等

確定拠出年金法第103条、第104条、第114条

確定拠出年金法施行令第57条

確定拠出年金法施行規則第71条、第72条

厚生労働省設置法第18条

厚生労働省組織規則第707条88、第718条6

・業務実績（平成19年度）

規約承認 25件（内新規承認13件）

届出報告等 97件

4 確定給付企業年金に関する業務

確定給付企業年金事業の監督に関すること

- ① 事業主等の指導監督に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

・根拠法令等

確定給付企業年金法第101条、第102条、第104条

確定給付企業年金法施行令第72条

確定給付企業年金法施行規則第120条、第121、第122条

厚生労働省設置法第18条

厚生労働省組織規則第707条88、第718条6

・業務実績（平成19年度）

規約等の承認 42件（内新規承認38件）

大臣承認（認可）書類の受付進達等 71件

届出報告等 96件

公法人証明 9件

5 国民健康保険に関する業務

国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）についての指導に關すること。

・根拠法令等

国民健康保険法第106条、第108条、第109条
厚生労働省設置法第18条
地方自治法第245条の4、5、6、7
厚生労働省組織規則第707条86、第718条4

・業務実績（平成19年度）

技術的助言等実施数 6県、6市、2国保連合会
優良市町村調査実施数 1市

〔県に対する主な助言等内容〕

- ・ 各保険者の現状と課題を把握し、特に問題を抱えている保険者に対して、積極的な理事者対策に努めること。
- ・ 各保険者の実情を的確に把握し、口座振替の推進、被保険者資格証明書の活用等効果的な収納対策を実施するよう各保険者の実態に即した助言を行なうこと。
- ・ 点検体制の整備及び縦覧点検の充実強化を図らせる等効果的なレセプト点検調査を図るよう助言すること。
- ・ 重複・頻回受診者及び長期入院者に対する訪問指導の充実を図るよう助言すること。

〔市町村に対する主な助言等内容〕

- ・ 徴収体制の強化、夜間電話催告、夜間訪問徴収等効果的な収納対策を図ること。
- ・ 資格証明書、短期被保険者証の活用により、保険税収入の確保に努めること。
- ・ 口座振替の推進等積極的な収納対策を図ること。
- ・ 縦覧点検の強化を図ること。
- ・ レセプト点検については、職員の進行管理の徹底と的確な指導・管理を図ること。
- ・ 重複受診者等に対する訪問指導を実施すること。
- ・ 居所不明者に対する適切な事務処理を行うとともに、退職被保険者該当者に対する積極的な届け出の勧奨・適用を行うこと。

〔国保連合会に対する主な指導内容〕

- ・ 審査体制の充実・強化に努めること。
- ・ 小規模保険者へのレセプト点検事務支援及び保険者への個別研修等の充実強化を図ること。
- ・ 個人情報保護については、ガイドラインに基づき適正に管理すること。

〔国保組合に対する主な指導内容〕

- ・ 医療費通知については、被保険者に医療費のコスト意識を喚起させるため、また健康に対する意識を深めさせる上で有効なことから、医療機関名も掲載するよう検討すること。

6 老人医療に関する業務

- ① 老人保健法の規定による医療の実施、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての指導に関する事。
- ② 老人保健法に規定する保険者の拠出金の額の算定についての指導に関する事。

・根拠法令等

老人保健法第83条の4

地方自治法第245条の4、第245条の7

厚生労働省設置法第18条

厚生労働省組織規則第707条83、84、第718条1、2

・業務実績（平成19年度）

技術的助言等実施数 6県5市1町

〔県に対する主な助言内容〕

- ・ 老人医療費適正化推進委員会より示される老人医療費の分析結果等を踏まえ、各市町村の実情に即した適切な助言等すること。
- ・ レセプト点検の充実強化を図るよう助言等すること。
- ・ 重複受診者等への訪問指導活動の一層の充実を図るよう助言等すること。
- ・ 適切な医療費通知の実施が図られるよう助言等すること。
- ・ 広報活動を積極的に行うよう助言等すること。

〔市町村に対する主な助言内容〕

- ・ 縦覧点検等レセプト点検の充実努めること。
- ・ 要介護者に対する老人保健と介護保険との給付調整を実施すること。
- ・ 重複受診者等に対する訪問指導活動を実施すること。
- ・ 積極的な広報活動に努めること。
- ・ 適切な医療費通知の実施を図ること。

7 農業者年金基金に関する業務

農業者年金制度については、平成14年1月1日から農林水産大臣が単独で農業者年金制度を所管することとなっており、また、平成15年10月1日から独立行政法人へ移行している。

農業者年金基金業務受託者への指導監査は、旧制度の年金給付について特に指導監査が必要と考えられる場合にのみ実施することとしている。

・業務実績

平成14年度～19年度指導監査該当業務受託者なし。

VIII 指導・監査部門 (医療監視、薬事監視)

1 特定機能病院に対する立入検査業務 (資料46参照)

19年度は、医療法第25条第3項の規定に基づく特定機能病院である、弘前大学医学部附属病院、岩手医科大学附属病院、東北大学病院、秋田大学医学部附属病院、山形大学医学部附属病院、福島県立医科大学附属病院の6病院に、立入検査を行った。

立入検査では、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染防止対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の移籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射性同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認等について確認し、指導を実施した。

・根拠法令等:医療法第25条第3項

2 薬事監視関係業務、医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務 (資料47参照)

19年度は、福島県赤十字血液センターから医薬品製造業許可更新申請(2件)、日本メジフィジックス株式会社から医薬品製造業許可申請(2件)があり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のGMP調査の結果を受け、許可証の交付を行った。

また、秋田県赤十字血液センターより試験検査機関の追加及び試験検査機械器具の変更に係る変更届(1件)があり、受理した。

・根拠法令等:薬事法第13条、第69条

3 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び監視関係業務 (資料48、49参照)

管内に所在する毒物及び劇物を製造又は輸入する営業所等の新規登録、登録更新(現在登録者数48)、その他各種届に対応するとともに、毒物及び劇物による社会的問題となる違法行為等に対する監視業務のための情報収集を中心に業務を行った。

・根拠法令等:毒物及び劇物取締法第4条、第17条

・19年度営業者登録等業務については次のとおりである。

営業者登録数	48営業者
登録申請数等	16件
変更届等	21件

IX 指導・監査部門（児童扶養手当指導監査関係）

1 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

① 目的

都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

② 根拠法令等

- ・ 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ・ 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ・ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

③ 主な指導内容

- ・ 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
- ・ 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
- ・ 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
- ・ 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
- ・ 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

平成19年度 児童扶養手当の支給事務に関する指導（技術的助言）の概要

平成19年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行った。

- 6月 岩手県庁（本庁、二戸地方振興局、一戸町）、八幡平市
- 9月 北秋田市、仙北市
- 10月 平川市、つがる市、潟上市、にかほ市
- 11月 宮城県庁（本庁、利府町）、登米市、栗原市、仙台市
- 3月 福島県庁（本庁、飯野町）、伊達市

具体的助言内容は、以下のとおり。

助 言 内 容	具 体 的 内 容	指 摘 数
障害認定医 障害認定医の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害認定の体制を確立されるよう努めること。 	3
現況届 所得状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者及び扶養義務者に係る所得の更正決定があった場合、確実に把握するよう努めること。 	2
公的年金受給の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金及び遺族補償の受給状況の的確な把握に努めること。 	2
未提出者に係る事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況届の提出命令書は配達証明(又は配達記録)により発出すること。 	1
資格喪失 資格喪失届に係る事務 処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者に対して戸籍謄本の添付を求めず、関係公簿による確認を行うこと。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退を理由とする資格喪失届については、公簿確認及び実態調査を行うこと。 	1
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失届が提出された場合には、迅速に事務処理をするよう努めること。 	1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格者及び対象児童等の転出等における異動がないか、定期的に、少なくとも定期支払期前には確認すること。 	1

X 指導・監査部門（社会福祉監査）

1 県本庁等（指定都市・中核市含む）が行う社会福祉法人指導監査に対する技術的助言（介護サービス指導官の所掌事務に係るものを除く）関係

○根拠法令等

- ・地方自治法第245条の4（技術的助言）

○主な指導内容

- ・ 県本庁等の指導監査体制
- ・ 監査業務の委任
- ・ 法人認可の審査事務
- ・ 指導監査実施要綱等の策定状況
- ・ 指導監査の実施状況
- ・ 指導監査における指摘事項等
- ・ 未改善法人に対する指導状況
- ・ 財産の管理状況
- ・ 労働基準法関係
- ・ 無資格施設長の配置状況
- ・ 法人役職員に対する研修 等

平成19年度県本庁等が行う社会福祉法人指導監査に対する技術的助言の概要

対象となる県本庁等は11県市あるが、平成19年度に実施した県市はなかった。

2 東北厚生局所管の社会福祉法人に対する指導監査（介護サービス指導官の所掌事務に係るものを除く）関係

○根拠法令等

- ・社会福祉法第56条
- ・社会福祉法人指導監査要綱

○主な指導内容

- ・組織運営に関する事
- ・事業運営状況に関する事
- ・資産・会計管理状況に関する事

平成19年度社会福祉法人に対する指導監査の概要

対象となる法人は2法人であるが、19年度に実施した法人はなかった。

3 県本庁等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言及び県本庁等が設置する保護施設の指導監査関係

○根拠法令等

- ・生活保護法第23条
- ・地方自治法第245条の4

○主な指導内容

(対県庁)

- ・県本庁の指導監督体制
- ・監査の実施状況
- ・保護施設入所者等の状況
- ・指導監査実施要領の策定状況等
- ・施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(対施設)

- ・施設の運営状況
- ・入所者処遇関係等

平成19年度保護施設関係指導監査の概要

平成19年度は、6月に保護施設である山形県立泉荘に対する指導監査を実施した。

(対象となる施設は7施設。)

また、県本庁等に対する技術的助言は1つの業務と併せて実施する。

4 東北厚生局所管の消費生活協同組合に対する調査指導

○根拠法令等

- ・消費生活協同組合法第94条
- ・消費生活協同組合検査要領

○主な指導内容

- ・組織・管理に関すること
- ・財務会計に関すること
- ・組合事業に関すること

平成19年度消費生活協同組合に対する調査指導の概要

平成19年度は生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合に対し、9月に調査指導を行った。

(対象となる組合(連合会)は2組合)

X I 指導・監査部門（介護保険関係）

1 介護保険業務指導に関する業務

(1) 自治体指導

市町村（特別区及び広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、法第5章の事務規程による指定事務及び指導監査事務に関する助言

①目的

介護保険制度の円滑な実地を図ることを目的とする。

②根拠法令

介護保険法第197条第2項及び地方自治法第245条の4

③主な助言対象事項等

- ・地域密着型サービス事業者等の指定及び指導・監査体制
- ・地域密着型サービス事業者等の指定等事務
- ・地域密着型サービス事業者等に対する指導
- ・地域密着型サービス事業者等に対する監査
- ・苦情処理について

平成19年度市町村助言結果の概要について

平成19年度においては、23市町村に対し指導を実施し、以下の助言を行った。

- ・指定地域密着型サービス事業者等の指定について、公示が行われていないものがあつた。

（2市町村）

- ・指定地域密着型サービス事業者に対する集団指導が開催されていない。（1市町村）

(2) 事業所指導

地域密着型サービス事業者等に対し、市町村（特別区及び広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。）と合同で行う実地指導

①目的

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

②根拠法令等

介護保険法第24条

③主な指導内容等

「介護保険施設等実地指導マニュアル」による指導

- ・認知症ケアの理解と取組
- ・虐待防止、身体拘束廃止の理解と取組
- ・地域密着型サービス提供形態の理解と取組
- ・個別プランを含む「一連のプロセス」

- ・職員の資質向上
- ・介護報酬の各種加算等

平成19年度事業所実地指導（合同指導）結果の概要について

平成19年度においては、23事業所に対し指導を実施し、以下の指導を行った。

- ・事業所で作成しているサービス計画書にアセスメント等における本人、家族の意見（希望）が反映されていない。（1事業所）
- ・特別な理由がなく、入浴頻度が1週間以上あいている利用者がある。（1事業所）
- ・事業所で作成しているサービス計画書について、利用者等の同意を得ていないものがあった。（1事業所）
- ・運営推進会議が開催されていない。（1事業所）

2 社会福祉法人（老人の福祉に関する事業を行うことを主たる目的とするもの）の指導監査に関する業務

①目的

社会福祉法人の法人運営、事業運営について監査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことにより、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

②根拠法令等

- ・社会福祉法第56条
- ・社会福祉法人指導監査要綱（平成13年 老発第273号老健局長ほか連名通知）

③主な指導内容

- ・組織運営に関すること
- ・事業に関すること
- ・人事・資産・会計管理に関すること

④指導対象法人

東北厚生局管内において複数の県にまたがって事業運営を行う社会福祉法人（老人の福祉に関する事業を行うことを主たる目的とするもの）は2法人である。

平成19年度社会福祉法人指導結果の概要について

平成19年度においては、指導監査対象法人のうち、社会福祉法人信和会に対し、指導監査を実施し、以下の事項等について指導を行ったところである。

- ・事業所と法人の主たる事務所との連絡調整が必ずしも充分とはいえず、また所轄庁である当局からの連絡にも支障を来しているなど法人の主たる事務所としての機能が充分果たされていない。

- ・理事会の要議決事項が審議及び議決されていない。
- ・監事について、法令に基づき求められる職務を十分に果たしているとは言い難い。
- ・事業所の利用者の処遇に係る事項について、不信感、不安及び混乱が生じ、利用者の動揺など重大影響が生じている。
- ・法人の経理規程に則らない手続きによる会計処理がみられた。
- ・経理区分間の繰り入れについて、限度額を超えた繰り入れが行われていた。
- ・関係のある他法人が所有、管理すべき登記簿、契約書が、倉庫の中に保管されていた。
- ・預り金にかかる現金・通帳・印鑑の保管者及び鍵の保管者が同一人物である。

実地指導対象法人

(法人名) 社会福祉法人 信和会

(所在地) 宮城県仙台市青葉区北根黒松2番10号

(実施日) 平成19年6月25日～26日

X II 麻薬取締部

1 所管法令

麻薬等の薬物は、医療上極めて重要な価値を有している反面、乱用により精神及び身体への障害をもたらすほか、薬物入手のために各種犯罪を誘発し、さらに幻覚妄想等による殺人、放火等重大犯罪を発生させるなど、社会全体に対して危害をもたらす恐れが大きい。麻薬取締部では、医療用麻薬等の有用性を最大限活用し、一方で、薬物の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、次の法律によって規制薬物の不正な流通や乱用等の防止を図っている。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法（麻薬、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を規制）
- 二 あへん法（あへん、けし及びけしがらを規制）
- 三 大麻取締法（大麻、大麻樹脂を規制）
- 四 覚せい剤取締法（覚せい剤、覚せい剤原料を規制）
- 五 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

国際的には、「1961年の麻薬に関する単一条約」、「1971年の向精神薬に関する条約」及び「1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」があり、上記薬物関連5法によって、こうした国際条約の要請が履行されている。

2 不正薬物の取締り

我が国で最も乱用されている薬物は覚せい剤であり、薬物事犯における検挙者の約8割を占めている。平成19年における覚せい剤事犯での検挙者は、12,211人、押収量は約359kgであり、前年に比べ、検挙者数、押収量とも増加した。検挙者中、暴力団構成員等が、相変わらず、過半数を占めている。

また、麻薬事犯については、MDMA等錠剤型合成麻薬事犯は、若者層を中心に乱用が拡大している。検挙人員は、平成17年をピークに、以降減少傾向にあるが、平成19年の押収量は、過去最高であった。大麻事犯については、検挙人員が過去最高であった前年に比べればやや減少したものの依然として高水準であり、全体としては、増加傾向にある。押収量については、事案により、変動があるが、乾燥大麻並びに大麻樹脂の押収量は、未だ高水準で推移しており、憂慮すべき状況にある。

この東北管内は消費地域であり、全国的傾向に連動してほぼ同じ傾向を示し、乱用薬物の主流は覚せい剤であり、次いで大麻、MDMA等錠剤型麻薬の順であるが、全薬物事犯検挙者数は、全国の約3%前後であり、未だ薬物汚染は少ないように見える。しかしながら、5-MeO-DIPT、2C-I等新たな薬物も薬物乱用市場に浸透してきていること、また、覚せい剤については、不正取引価格が高値で推移しており、こうした高値であっても衰えない覚せい剤乱用市場がこの東北管内にも厳然としてあることが示され、非常に予断を許さない状況にある。

参考資料

麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移
年齢階層別・法令別検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員
覚せい剤取締法違反の都道府県別検挙件数・人員
あへん法違反の都道府県別検挙件数・人員
大麻取締法違反の都道府県別検挙件数・人員
麻薬事犯の主な薬物の品目別押収量
大麻事犯推移
大麻事犯検挙者数と押収量の年次別推移

3 正規取扱者の指導監督

麻薬、向精神薬等は、医療、産業、学術研究上、非常に有用性があるが、ひとたび乱用されると、乱用者個人の健康だけの問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになる。よって、前記薬物4法、つまり「麻薬及び向精神薬取締法」、「大麻取締法」、「あへん法」、「覚せい剤取締法」で、それぞれ規制薬物の正当な目的（医療、産業及び学術研究）に使用する者を許認可制下に置いている。すなわち、規制薬物の所持、使用、流通等を制限しつつ、その有用性を必要とする者に行き届かせ、また、許認可された者であっても、その施用、取扱について規制を加えることにより、規制薬物の取扱並びに流通の適正を確保し、その有用性を最大限活用する一方で、それら薬物の乱用による危害発生の防止を図るべく、正規取扱者の指導監督を行っている。

参考資料

免許等（資格を与えるもの）一覧
麻薬、けし、大麻取扱者数の推移
向精神薬取扱者数の推移
麻薬取扱者数
向精神薬取扱者数
大麻取扱者数
覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数
都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数

4 相談業務

東北厚生局麻薬取締部に、薬物に関する悩みごと相談のための電話

022-227-5700

を設置して、相談に応じている。平成19年中には、15件の相談が寄せられた。

相談の内容は家族に関するものが多く、家族と共に最も適した方策を検討し、時には、強制捜査に移行し、環境浄化に成功した事例もあった。

5 広報啓発

麻薬取締部においては、薬物乱用防止のための広報啓発活動を行っている。

その一環として、税関、矯正研修所等の実務研修、ライオンズクラブ、中高生及び薬物乱用防止指導員等に対する講演等を行い、専門家の養成及び予防教育に努めている。平成19年における対象者は約320名で、本年（平成20年8月1日現在）は、すでに約460名に及んでいる対し講演しており、特に高校生に対する講演では、「誘われたが、やらないでよかった」、「誘われても、断る」などの感想を得ており、効果を得ている。

6 不正大麻・けし撲滅活動

けしのうち、ソムニフェルム種及びセティゲルム種の2種類は、あへん法により厳しい規制の対象とされており、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者がこれらを栽培することは禁止されている。

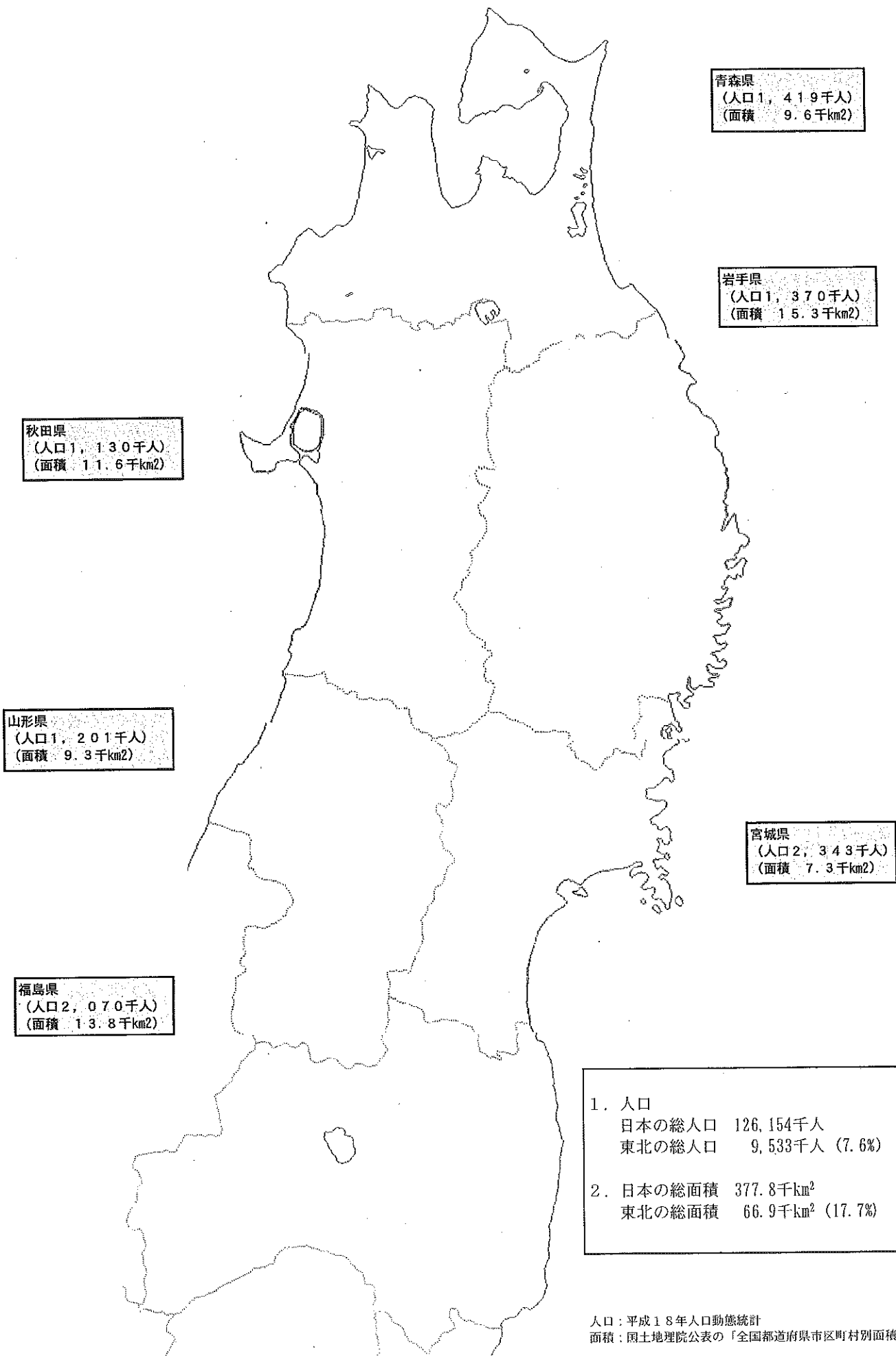
また、麻薬原料植物であるコカ、ハカマオニゲシ、サイロシピンを含有するきのこ類及びサイロシンを含有するきのこ類は、麻薬及び向精神薬取締法の規制を受け、その栽培については、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する場合以外禁止されている。

大麻は大麻取締法の規制を受け、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」のみにその栽培が認められている。

麻薬取締部では、毎年、自生したり不正に栽培される「けし」や「大麻」の取締に取り組んでおり、管内各県や各保健所の職員及びボランティアの方々とともに、これら自生けしや大麻の除去に腐心している。また不正栽培に係る、こうした植物については、捜査も視野に入れて監視の目を強化している。

XIII 資 料

1 東北地方(6県)の人口と面積



1. 人口	日本の総人口	126,154千人
	東北の総人口	9,533千人 (7.6%)
2. 日本の総面積	377.8千km ²	
	東北の総面積	66.9千km ² (17.7%)

人口：平成18年人口動態統計
面積：国土地理院公表の「全国都道府県市区町村別面積調

2 2以上の都道府県の区域において、

病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人一覧 (30法人)

平成20年3月31日現在

県名	病院名	種別	事務所所在地
青森	医療法人輝栄会	社団	青森市浜館2-34-2
岩手	医療法人社団杏仁会	社団	盛岡市緑が丘3-7-41
	医療法人白光	社団	一関市田村町2-22
	医療法人社団創生会	社団	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27-1
	医療法人青松会	社団	二戸市石切所字森合32-1
	社団医療法人啓愛会	社団	奥州市水沢区羽田町駅前2-87
	医療法人磐清会	社団	一関市三関字仲田32-3
宮城	医療法人財団瑞泉会	財団	仙台市泉区南光台東1-1-24 アルファ201
	医療法人社団ぶなの森	社団	仙台市青葉区柏木2-4-76
	医療法人社団青葉会	社団	仙台市宮城野区新田1-19-54
	医療法人将道会	社団	岩沼市里の杜1-2-5
	医療法人泰永会	社団	大崎市古川旭4-3-10
	医療法人社団爽秋会	社団	名取市植松1-1-24
秋田	医療法人久幸会	社団	秋田市下新城野字琵琶沼124-1
	医療法人能代歯科医療会	社団	能代市上町10-23
山形	医療法人豊田会	社団	山形市本町1-4-26
	医療法人社団明山会	社団	東根市大森2-3-6
福島	医療法人社団至誠会	社団	いわき市錦町中迎1-5-4
	医療法人社団ときわ会	社団	いわき市内郷綴町沼尻62
	医療法人かもめクリニック	社団	いわき市草木台5-8
	医療法人社団博英会	社団	西白河郡西郷村字下前田東6
	医療法人五星会	社団	会津若松市大町1-3-16
	医療法人亘喜会	社団	郡山市大槻町字中谷地45-2
	医療法人社団慈泉会	社団	白河市関辺引目橋33
	医療法人而成会	社団	双葉郡双葉町大字前田字桜町31-1
	医療法人みさき歯科医院	社団	いわき市内郷内町堤田18-5
	医療法人渡部会	社団	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56-1
	医療法人きびたき会	社団	郡山市駅前2-3-10 セントラルビル6階
	医療法人健一会	社団	須賀川市岩淵字明神前170-1
	医療法人樺沢医院	社団	郡山市本町2-2-7

3 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 (20組合)

平成20年3月31日現在

	組合名	組合員 資格事業	事務所所在地	区 域
事業協同 組合	十和田湖畔活性化事業協同組合	異業種	十和田市大字奥瀬字十和田 16	青森、秋田
	青森県中小企業経友会事業協同組合	異業種	八戸市根城7-4-33	青森ほか3道 県
	東北医療福祉事業協同組合	異業種	八戸市大字尻内字直田81 番地	東北6県
	つば整体師教育振興協同組合	異業種	八戸市下長4-19-3	青森、岩手、 秋田、山形
	中小企業支援事業協同組合	異業種	盛岡市本宮2-5-1	岩手、宮城、 秋田
	協同組合岩手県財務振興センター	異業種	大船渡市猪川町字富岡 146-15	東北6県
	めんこい協同組合	異業種	二戸市石切所字火行塚25	岩手ほか9都 道県
	宮城ハイウェイセンター協同組合	異業種	仙台市青葉区上杉 1-4-8	東北6県ほか 19都道府県
	東日本流通情報システム協同組合	異業種	白石市大手町4-11	東北6県ほか 12都道府県
	協同組合エス・ピー・シー・ジャパ ン東北	理美容業	仙台市青葉区花京院 1-4-25	青森ほか4県
	協同組合エムビー・ネットワーク	異業種	仙台市青葉区一番町 2-2-11	東北6県ほか 30都道府県
	東北新潟歯科用品商協同組合	歯科用品 販売業	仙台市青葉区中央 4-2-28	東北6県ほか 新潟
	東日本クリーニング協同組合	クリーニ ング業	仙台市泉区南光台 2-22-13	東北6県
	日進共立事業協同組合	異業種	仙台市太白区松が丘4-1	青森、岩手、 宮城、秋田
	東北ダイアパーリース協同組合	クリーニ ング業	秋田市八橋字イサノ6-1	東北6県
	東北ハイウェイ協同組合	異業種	会津若松市西年貢1-2- 5	東北6県ほか 20都道府県
	東北中小企業経友会事業協同組合	異業種	郡山市池の台13-30	宮城、福島
ドリームズ・カム・トゥルー事業協 同組合	異業種	石巻市流留字一番囲49番 地2	宮城ほか7道 県	
事業協同組 合連合会	東日本ビル管理協同組合連合会	異業種	仙台市青葉区一番町 17-24	東北6県
協業組合	協業組合アクアテック栗原	異業種	栗原市築館字下宮野砂田 127-2	宮城、岩手

4 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況（68組合）

平成20年3月31日現在

	クリーニング業	飲食店営業 (すし店)	飲食店営業 (めん類)	飲食店営業 (中華料理業)	飲食店営業 (料理業)
青岩宮秋山福	森	H16.03.30	H16.03.30	—	—
	手	H16.03.30	H16.03.30	—	H19.03.30
	城	H16.03.30	H16.03.30	H19.03.30	H19.03.30
	田	H16.03.30	H16.03.30	H19.03.30	—
	形	H16.03.30	H16.03.30	H19.03.30	—
福	島	H16.03.30	H16.03.30	H19.03.30	H19.03.30
	飲食店営業 (一般飲食業)	飲食店営業 (社交業)	喫茶店営業	旅館業	旅館業 (簡易宿所)
青岩宮秋山福	森	—	H19.03.30	—	H17.03.31
	手	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H17.03.31
	城	—	H19.03.30	H19.03.30	H17.03.31
	田	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H17.03.31
	形	—	H19.03.30	H19.03.30	H17.03.31
福	島	—	H19.03.30	H19.03.30	H17.03.31
	食肉販売業	食鳥肉販売業	氷雪販売業	興行場営業	浴場業
青岩宮秋山福	森	H18.03.31	—	—	H16.03.30
	手	H18.03.31	—	—	H16.03.30
	城	H18.03.31	—	—	H16.03.30
	田	H18.03.31	—	—	H16.03.30
	形	H18.03.31	—	—	—
福	島	H18.03.31	—	—	H16.03.30
	理容業	美容業			合計組合数
青岩宮秋山福	森	H16.03.30	H16.03.30		
	手	H16.03.30	H16.03.30		
	城	H16.03.30	H16.03.30		
	田	H16.03.30	H16.03.30		
	形	H16.03.30	H16.03.30		
福	島	H16.03.30	H16.03.30		
					9
					13
					13
					11
					10
					12

5 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

平成20年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	指定医療機関の種類			
			母子 保健法	児童 福祉法	生活 保護法	戦傷病 者特別 援護法
青森県	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町1番地 (0172)32-4311	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢平野155 (0172)62-4055			○	○
	独立行政法人国立病院機構 八戸病院	八戸市吹上3-13-1 (0178)45-6111			○	○
	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53 (0172)33-5111	○		○	
	独立行政法人労働者健康福 祉機構青森労災病院	八戸市白銀町字南ヶ丘1 (0178)33-1551	○		○	
	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山19 (017)788-0145			○	○
岩手県	独立行政法人国立病院機構 盛岡病院	盛岡市青山1-25-1 (019)647-2195			○	○
	独立行政法人国立病院機構 岩手病院	一関市山目字泥田山下48 (0191)25-2221		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	花巻市諏訪500 (0198)24-0511			○	○
	独立行政法人国立病院機構 釜石病院	釜石市定内町4-7-1 (0193)23-7111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構岩手労災病院	花巻市湯口字志戸平26 (0198)25-2141			○	
宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 (022)293-1111	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原100 (0223)37-1131		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 西多賀病院	仙台市太白区鉤取本町2-11-11 (022)245-2111		○	○	○
	仙台通信病院	仙台市青葉区中央4-5-1 (022)268-3159			○	
	独立行政法人労働者健康福 祉機構東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21 (022)275-1111	○		○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1 (0228)38-2121			○	○
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1 (022)717-7080	○		○	
	東北大学病院附属歯科医療 センター	仙台市青葉区星陵町4-1 (022)717-8264			○	
秋田県	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40 (0184)73-2002			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30 (0186)52-3131			○	
	秋田大学医学部附属病院	秋田市本道1-1-1 (018)834-1111	○		○	○
山形県	独立行政法人国立病院機構 米沢病院	米沢市大字三沢26100の1 (0238)22-3210		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 山形病院	山形市行才126-2 (023)684-5566		○	○	○
	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 (023)633-1122	○		○	
	山形県立中央病院	山形市桜町7-17 (023)623-4011				○
福島県	独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚13 (0248)75-2131	○	○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市平豊間兎渡路291 (0246)55-8261			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3 (0246)26-1111			○	
	福島県立会津総合病院	会津若松市城前10-75 (0242)27-2151				○

6-1 各地方厚生局に委任された補助金等の一覧

No.	移管年度	交付要綱	項	目	細目	補助率	区分	適正化法の有無	備考
①	15	結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱	保健衛生諸費	結核医療費負担金		3/4	負担金	有	
			保健衛生諸費	結核医療費補助金	医療療養費	1/2	補助金	有	
			保健衛生諸費	結核医療費補助金	従業禁止・命令入所等患者費	沖繩特別分 8/10、10/10	補助金	有	
②	15	原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について	原爆障害対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	健康診断費交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	交通手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	事務費交付金	10/10	交付金	無	
③	15	原爆被爆者手当交付金の交付について	原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者保健手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原子爆弾小頭症手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者医療特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者健康管理手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆障害対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者手当支給等事務費交付金	10/10	交付金	無	
④	15	原爆被爆者葬祭料交付金の交付について	原爆障害対策費	原爆被爆者葬祭料交付金		10/10	交付金	無	
⑤	15	児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	児童扶養手当給付諸費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	平成15年度まで
⑥	15	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	児童扶養手当給付諸費	児童扶養手当給付費負担金		1/3	負担金	有	
⑦	15	児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について	児童保護費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(児童入所施設設置費等負担金)	1/2	負担金	有	
⑧	15	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	児童保護費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(保育所運営費負担金)	1/2	負担金	有	平成16年度より公立保育所除外
⑨	15	特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	特別児童扶養手当等給付諸費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	
⑩	15	特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	特別児童扶養手当等給付諸費	特別障害者手当等給付費負担金		3/4	負担金	有	
⑪	15	介護保険事務費交付金交付要綱	介護保険推進費	介護保険事務費交付金		1/2	交付金	有	平成15年度まで
⑫	15	老人保護措置費の国庫負担について	老人福祉費	養護老人ホーム等保護費負担金		1/2	負担金	有	平成16年度まで
⑬	17	婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	婦人保護費	婦人保護事業費負担金	一時保護所保護費負担金	5/10	負担金	有	
			婦人保護費	婦人保護事業費負担金	婦人相談所運営費負担金	5/10	負担金	有	
			婦人保護費	婦人保護事業費補助金	婦人保護施設運営費補助金	5/10	補助金	有	
⑭	16	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	保健衛生諸費	保健衛生施設等設備整備費補助金		1/2、2/3、1/3、10/10、定額	補助金	有	平成17年度より一部廃止
			保健衛生施設整備費	保健衛生施設等設備整備費補助金		1/2、2/3、1/3、定額	補助金	有	平成18年度より一部廃止
⑮	16	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成17年度より「社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱」平成18年度から負担金が廃止)	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等設備整備費負担金		1/2	負担金	有	平成17年度で負担金は廃止
				社会福祉施設等設備整備費補助金		2/3、1/2	補助金	有	平成17年度より一部交付金化
			社会福祉諸費	社会福祉施設等設備整備費負担金		1/2	負担金	有	平成16年度まで
				社会福祉施設等設備整備費補助金		1/2	補助金	有	平成16年度まで
⑯	17	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金交付要綱	社会福祉施設整備費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		定額	交付金	有	平成17年度創設
⑰	18	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金交付要綱	介護保険推進費	地域介護・福祉空間整備推進交付金		定額	交付金	有	平成18年度創設
⑱	17	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	社会福祉施設整備費	次世代育成支援対策施設整備交付金		施設ごとの基準ポイント×定額	交付金	有	平成17年度創設
⑲	17	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等災害復旧費補助金		1/2、1/3、2/3	補助金	有	平成17年度事務移管
⑳	17	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等災害復旧費補助金		1/2、1/3、2/3	補助金	有	平成17年度事務移管
㉑	19	医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	厚生労働本省	臨床研修費等補助金		10/10	補助金	有	平成19年度事務移管

【区分について】

補助金…特定の事務または事業を実施する者に対して、その事務・事業を助長するために恩恵的に交付する金銭。奨励的、助成的な性質を持ち、適正化法の対象となる。
 負担金…国が自己の利害に關係のある事務または事業に対して、法令に基づき自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金。法律上国が負担することが明記されており、適正化法の対象となる。
 交付金…特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと、任意的助成的なものがある。補助金に類する性格のものである場合は、政令で指定して適正化法の対象とされている。

6-2 平成19年度の補助金等の執行状況一覧

補助金等名	平成18年度 確定額	平成19年度 変更後交付決定額	備考
結核医療費負担金	102,070,226	172,194,740	
結核医療費補助金	12,017,755	16,248,382	
原爆被爆者健康診断費交付金	10,599,757	12,443,356	
原爆被爆者手当交付金	227,016,762	222,611,315	
原爆被爆者葬祭料交付金	5,347,158	8,164,213	
児童扶養手当給付費負担金	11,646,846,936	11,955,714,588	18年度より国負担率変更 3/4→1/3
児童入所施設等負担金	4,630,472,037	4,765,150,223	
保育所運営費負担金	25,792,314,912	27,532,267,854	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	80,604,835	80,845,227	
特別障害者手当等給付費負担金	3,059,455,263	3,098,915,129	
婦人保護費国庫負担金	74,881,707	79,382,976	
婦人保護費国庫補助金	94,589,486	97,934,832	
保健衛生施設等施設・設備整備国庫補助金	276,026,000	116,991,000	保健衛生施設等施設整備費 (指導監督事務費)補助金を 含む
社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金	2,371,160,000	1,309,041,000	本省繰越分及び19年度 補正予算分を含む
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,286,452,000	1,213,965,000	
地域介護・福祉空間推進交付金	125,190,000	72,739,000	
次世代育成支援対策施設整備交付金	504,308,000	1,028,082,000	本省繰越分を含む
社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	25,928,000	18年度まで実績なし
臨床研修費等補助金	/	1,086,966,000	19年度より移管
合計	50,299,352,834	52,895,584,835	

7 栄養士養成施設一覧 (23施設)

平成20年3月31日現在

県名	名称	所在地	設置者	修業年限	入学定員	備考
青森	東北栄養専門学校	弘前市大字上瓦ヶ町 25	学校法人 柴田学園	2	50	
	(5) 東北女子短期大学生活科	弘前市大字上瓦ヶ町 25	学校法人 柴田学園	2	150	
	東北女子大学家政学部 家政学科	弘前市大字豊原 1-2-1	学校法人 柴田学園	4	40	
	青森中央短期大学 食物栄養学科	青森市大字横内字神田 12	学校法人 青森田中学園	2	60	
	青森県立保健大学 健康科学部栄養学科	青森市浜館字間瀬 58-1	公立大学法人 青森県立大学	2	30	兼管理栄養士養成施設
岩手	(3) 盛岡大学短期大学部 食物栄養科	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 808	学校法人 盛岡大学	2	100	
	岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科食物栄養学専攻	岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52	公立大学法人 岩手県立大学	2	25	
	修紅短期大学食物栄養学科	一関市萩荘字竹際 49-1	学校法人 第一藍野学院	2	35	
宮城	(5) 尚綱学院大学 総合人間科学部健康栄養学科	名取市ゆりが丘 4-10-1	学校法人 尚綱学院	4	80	兼管理栄養士養成施設
	宮城学院女子大学学芸学部 食品栄養学科	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	学校法人 宮城学院	4	100	兼管理栄養士養成施設
	仙台白百合女子大学人間学部 健康栄養学科管理栄養専攻	仙台市泉区本田町 6-1	学校法人 白百合学園	4	50	兼管理栄養士養成施設
	東北生活文化大学家政学部 家政学科健康栄養学専攻	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	学校法人 三島学園	4	40	兼管理栄養士養成施設
	仙台大学体育学部 運動栄養学科	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	学校法人 朴沢学園	4	60	
秋田	(3) 秋田栄養短期大学栄養学科	秋田市下北手桜字守沢 46-1	学校法人 秋田経済法科大学	2	80	
	聖霊女子短期大学生活文化科 健康栄養専攻	秋田市寺内高野 10-33	学校法人 聖霊学園	2	60	
	聖霊女子短期大学専攻科 健康栄養専攻	秋田市寺内高野 10-33	学校法人 聖霊学園	2	10	専攻科
山形	(2) 山形県立米沢女子短期大学 健康栄養学科	米沢市通町 6-15-1	山形県	2	40	
	山形大学地域教育文化学部 生活総合学科食環境デザインコース	山形市小白川町 1-4-12	国立大学法人 山形大学	4	35	
福島	(5) 郡山女子大学家政学部 食物栄養学科	郡山市開成 3-25-2	学校法人 郡山開成学園	4	80	兼管理栄養士養成施設
	郡山女子大学短期大学部 家政科食物栄養専攻	郡山市開成 3-25-2	学校法人 郡山開成学園	2	130	
	桜の聖母短期大学生活科学科 食物栄養専攻	福島市花園町 3-6	学校法人 桜の聖母学院	2	50	
	福島学院大学短期大学部 食物栄養科	福島市宮代乳児池 1-1	学校法人 福島学院	2	50	
	会津大学短期大学部 食物栄養学科	会津若松市一箕町大字 八幡字門田 1-1	公立大学法人 会津大学	2	40	

8 調理師養成施設一覧 (29施設)

平成20年3月31日現在

県名	名称	所在地	設置者	昼夜別	課程別	修業年限	入学定員	備考
青森 (7)	青森調理師学校	青森市堤町 2-13-5	学校法人 ケーエム学院	昼 夜	一般 一般	1 1.5	80 20	
	学校法人城東学園弘前 ホスピタリーアカデミー調理科	弘前市大字小比内 3-18-1	学校法人 城東学園	昼	専門	2	40	
	千葉学園高等学校調理科	八戸市類家 1-1-11	学校法人 千葉学園	昼	高校	3	40	
	学校法人林学園八戸調理師 専門学校	八戸市根城 5-14-24	学校法人 林学園	昼	専門	1	80	
	青森山田高等学校調理科	青森市青葉 3-13-40	学校法人 青森山田学園	昼	高校	3	40	
	東奥学園高等学校調理科	青森市勝田 2-11-1	学校法人 東奥学園	昼	高校	3	40	
	青森県立百石高等学校 食物調理科	上北郡おいらせ町字苗平 谷地 46	青森県	昼	高校	3	40	
岩手 (8)	盛岡調理師専門学校	盛岡市中央通3-7-21	学校法人 盛岡大学	昼	専門	1	90	
	盛岡スコール高等学校 総合学科 調理師養成課程	盛岡市向中野字才川 2-3	学校法人 スコール	昼	高校	3	70	
	協和学院水沢第一高等学校 調理科	奥州市水沢区字森下 20-1	学校法人 協和学院	昼	高校	3	35	
	岩手県立久慈東高等学校総合 学科食物系列	久慈市門前第36地割 10	岩手県	昼	高校	3	40	
	岩手県立宮古水産高等学校 食物科	宮古市磯鶏 3-9-1	岩手県	昼	高校	3	40	
	菜園調理師専門学校	盛岡市菜園 2-4-19	学校法人 コアトレース	昼	専門	2	40	
	岩手県立大船渡農業高等学校 食物科	大船渡市立根町字萱中 215-1	岩手県	昼	高校	3	40	
	北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	財団法人 創玄芸術学園	昼	専門	1 2	78 78	
宮城 (2)	宮城調理製菓専門学校	仙台市青葉区葉山町 1-10	学校法人 勝山学園	昼 夜	専門 高等	1 2	160 120 40	
	明成高等学校調理科	仙台市青葉区川平 2-26-1	学校法人 朴沢学園	昼	高校	3	120	
秋田 (3)	秋田県調理師専門学校	秋田市土崎港南 2-3-47	学校法人 大内学園	昼	専門	1	80	
	大館調理師専門学校	大館市片山町 1-3-10	学校法人 大館ホテヤ学園	昼	専門 高等	1 2	20 10	
	国学館高等学校調理科	秋田市千秋明徳町 3-31	学校法人 敬愛学園	昼	高校	3	40	
山形 (6)	酒田調理師専門学校	酒田市幸町 2-10-12	学校法人 天真林昌学園	昼	専門	1 2	40 40	
	山形調理師専門学校	山形市六日町 7-42	学校法人 羽陽学園	昼	専門	1 2	80 40	
	山形学院高等学校調理科	山形市香澄町 3-10-8	学校法人 山形学院	昼	高校	3	108	
	天真学園高等学校調理科	酒田市浜田 1-3-47	学校法人 天真林昌学園	昼	高校	3	80	
	米沢調理師専門学校	米沢市大字上新田字松原 台 2008	学校法人 音羽学園	昼	専門	1	40	
	山形県立山辺高等学校食物科	東村山郡山辺町大字山辺 3028	山形県	昼	高校	3	40	
	郡山女子大学附属高等学校 食物科	郡山市開成 3-25-2	学校法人 郡山開成学園	昼	高校	3	40	
福島 (3)	福島東陵高等学校食物文化科	福島市山居上 3	学校法人 東陵学園	昼	高校	3	40	
	日本調理技術専門学校	郡山市安積 4-229	学校法人 永和学園	昼	専門	1 2	100 50	

9 理容師美容師養成施設一覧（28施設：理容19施設、美容24施設）

平成20年3月31日現在

県名	名称	設立形態	総定員						所在地等	備考	
			理容			美容					
			昼間	夜間	通信	昼間	夜間	通信			
青森県 (4)	ヘアアートカレッジ木浪学園	学校法人	80		120	160		240	青森市九須志 1-45-2		
	八戸理容美容専門学校	財団法人	80		60	160	40	120	八戸市小中野 3-5-1		
	三沢理容美容専門学校	学校法人	50		60	70		60	三沢市東岡三沢 1-23-1		
	青森県ヘアアーティスト専門学校	学校法人	80		120	80		120	弘前市大字表町 6-4		
岩手県 (4)	盛岡ヘアメイク専門学校	学校法人	80		120	400		120	盛岡市盛岡駅前北通 12-31		
	北日本ヘア・スタイリストカレッジ	財団法人	80		60	320		120	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15		
	財団法人岩手理容美容専門学校	財団法人	70		60	80		120	花巻市若葉町 2-14-39		
	東北ヘアモード学院	学校法人	80		60	160		120	一関市旭町 5-14		
宮城県 (7)	仙台理容美容専門学校	社会福祉法人	80		120	400		360	仙台市太白区富沢南 2-18-1		
	SENDAI中央理容美容専門学校	学校法人	120		120	240		180	仙台市宮城野区新田東2-11-4		
	宮城理容美容専門学校	学校法人	70			140			遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93-4		
	仙台ヘアメイク専門学校	学校法人				480		240	仙台市青葉区中央3-4-8		
	仙台ビューティーアート専門学校	学校法人					240		仙台市宮城野区榴岡 3-8-25		
	モイ・ジャパン美容専門学校	学校法人					200	100	240	仙台市宮城野区榴岡 1-5-3	
	宮城県立ろう学校高等部理容科	宮城県	40							仙台市太白区八本松 2-7-29	
秋田県 (2)	秋田県理容美容専門学校	学校法人	80		120	150		90	秋田市千秋明徳町 4-53		
	秋田ヘアビューティカレッジ	個人				140		120	秋田市中通 6-18-13		
山形県 (5)	山形理容学校	学校法人	70		120				山形市相生町 8-52		
	山形美容専門学校	生衛組合				160		210	山形市薬師町 1-4-25		
	山形ヘアファッションスクール	職業訓練法人				50			山形市薬師町 1-4-25		
	山形県理容生活衛生同業組合立山形ヘアモード学院	生衛組合	60						山形市松栄 2-2-1		
	専門学校山形V.カレッジビューティビジネス科	学校法人				60			山形市清住町 1-4-41		
福島県 (6)	社団法人郡山理容協会立郡山理容学校	社団法人	80		120				郡山市富久山町久保田字水神山 45		
	社団法人福島県高等理容美容学院	学校法人	80			160		180	福島市渡利字馬場町 14-2		
	AIZUビューティーカレッジ	社団法人	40			80			会津若松市駅前町 4-3		
	いわき理容美容学校	社団法人	80			80			いわき市平谷川瀬字明治町 96-1		
	郡山ヘアメイクカレッジ	社団法人				240		240	郡山市愛宕町 6-27		
	国際ビューティ・ファッション専門学校	学校法人				216			郡山市方八町 2-4-21		

10 社 会 福 祉 法 人

平成20年4月1日現在

法人の名称	代表者	設立認可日	主たる事務所の所在地	電話番号	主な事業の内容	備考
みやぎ会	理事長 田中 信幸	平成19年8月7日	青森県八戸市大字売市字 観音下3-2	0178-712270	老人デイサービス事業 老人介護支援センター運営事業 老人居宅介護等事業	
しょうきかい 照輝会	理事長 一戸 義雄	昭和55年3月31日	青森県五所川原市みどり町 4-126-1	0173-34-7888	保育園の設置経営 老人デイサービス事業	
わたなへ わたなへ	理事長 村元 裕	平成8年3月21日	青森県東津軽郡蓮田村大字郷沢 字浜田397	0172-27-3445	特別養護老人ホーム 老人短期入所事業 老人デイサービス事業 老人介護支援センター 老人居宅介護等事業 身体障害者居宅介護等事業 知的障害者居宅介護等事業	H20年度から本省 より所管替え
ふみかりー ファミリー	理事長 佐藤 和夫	平成8年3月30日	青森県三戸郡五戸町字焼堤34-1	0178-62-7491	特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所事業 老人居宅介護等事業 認知症対応型老人共同生活援助事業	H20年度から本省 より所管替え
ひろさきあいせいけん 弘前愛成園	理事長 三浦 昭子	昭和27年5月20日	青森県弘前市大字豊原1-1-3	0172-33-1182	児童養護施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 保育所 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人居宅介護等事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 小規模多機能型居宅介護 老人福祉センター 児童家庭支援センター	H20年度から本省 より所管替え
しんわかい 信和会	理事長 細越 善次郎	平成11年10月26日	宮城県仙台市青葉区北根	022-727-8907	特別養護老人ホーム等の経営	
けいじのかい 敬寿会	理事長 金澤 ひさ子	平成6年6月28日	山形市大字妙見寺 500-1	023-634-2020	ケアハウス 特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人居宅介護等事業 老人短期入所事業 認知症対応型老人共同生活援助事業	H20年度から本省 より所管替え
まさひとかい 牧人会	理事長 山下 勝弘	昭和46年10月21日	福島県西郷村大字小田倉 字上上野原158-1	0248-25-2046	知的障害児施設 知的障害児通園施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害福祉サービス 相談支援事業	
みなみとうほうふくしじょうだん 南東北福祉事業団	理事長 渡邊 一夫	平成9年10月7日	福島県郡山市日和田町梅沢字 丹波山3-2		特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 身体障害者療護施設 障害者支援施設 老人短期入所事業 老人居宅介護等事業 老人介護支援センター 障害福祉サービス	H20年度から本省 より所管替え

11 消費生活協同組合

平成20年4月1日現在

名称	所在地・TEL	事業区域	主な事業の内容
生活協同組合連合会 大学生協同組合東北事業連合	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-41 022-717-4860	東北6県	購買事業(会員生協 への卸売り)
生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合	〒981-3112 宮城県仙台市泉区 八乙女4-2-2 022-375-7377	東北6県	商品の共同仕入れ、 供給商品の開発 電算システムの共同化

12 介護福祉士養成施設等一覧【36校42課程】

平成20年4月1日現在

県別	名 称	設 置 者	所 在 地	入 学 年 数	定 員	学 級 数 等	開 校 年 度
青森県 8校 8課程	東奥保育・福祉専門学院 介護福祉科	(学) 東奥学園	青森市勝田2-13	2年	40	40人×1クラス	元年
	青森中央短期大学 専攻科 福祉専攻	(学) 青森田中学園	青森市横内神田12	1年	20	20人×1クラス	元年
	弘前厚生学院 介護福祉科	(学) 弘前厚生学院	弘前市御幸町8-10	1年	25	25人×1クラス	元年
	八戸社会福祉専門学校 介護福祉科	(学) 江渡学園	八戸市常海町14-1	2年	70	35人×2クラス	2年
	光星学院高等学校専攻科 介護福祉科	(学) 光星学院	八戸市大字美保野 13-117	2年	40	40人×1クラス	4年
	弘前福祉短期大学 生活福祉学科	(学) 城東学園	弘前市大字小比内3-18-1	2年	100	50人×2クラス	14年
	青森大学 社会学部社会福祉学科介護福祉コース	(学) 青森山田学園	青森市幸畑2-3-1	4年	40	40人×1クラス	15年
	青森明の星短期大学 現代介護福祉学科 介護福祉専攻	(学) 明の星学園	青森市浪打2-6-32	2年	40	40人×1クラス	19年
岩手県 6校 6課程	盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科	(学) コアトレース	盛岡市菜園2-4-19	2年	42	42人×1クラス	3年
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科	(学) 北上学園	北上市鍛冶町1-3-1	2年	50	50人×1クラス	3年
	盛岡医療福祉専門学校 介護福祉学科	(学) 龍澤学園	盛岡市大沢川原3-5-18	2年	80	40人×2クラス	9年
	東日本社会福祉専門学校 介護福祉科	(福) 麗沢会	盛岡市厨川4-12-1	2年	40	40人×1クラス	9年
	岩手県立大学 社会学部 福祉臨床学科 介護福祉士資格過程	(公) 岩手県立大学	岩手郡滝沢村滝沢 奥子152-52	4年	20	20人×1クラス	10年
	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	(財) 創玄芸術学園	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	2年	80	40人×2クラス	17年
宮城県 11校 16課程	仙台医療福祉専門学校 介護福祉学科	(学) 北杜学園	仙台市青葉区中央4-7-20	2年	240	40人×6クラス	元年
	仙台医療福祉専門学校 介護福祉専攻学科	(学) 北杜学園	仙台市青葉区中央4-7-20	1年	80	40人×2クラス	7年
	仙台医療福祉専門学校 保育介護福祉学科	(学) 北杜学園	仙台市青葉区五橋1-7-18	3年	80	40人×2クラス	10年
	東北文化学園専門学校 介護福祉科	(学) 友愛学園	仙台市青葉区国見 6-45-16	2年	80	40人×2クラス	2年
	東北文化学園専門学校 専門介護福祉科	(学) 友愛学園	仙台市青葉区国見 6-45-16	3年	40	40人×1クラス	14年
	東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科 生活福祉専攻	(学) 東北文化学園 大学	仙台市青葉区国見 6-45-16	4年	30	30人×1クラス	11年

1 2 介護福祉士養成施設等一覧【36校42課程】

県別	名 称	設 置 者	所 在 地	入 学	定員	学 級 数 等	開校 年度
	仙台保健福祉専門学校 介護福祉科	(学) 菅原学園	仙台市泉区明通2-1-1	2年	80	40人×25級	7年
	仙台保健福祉専門学校 教育社会福祉専門課程 介護福祉専攻科	(学) 菅原学園	仙台市泉区明通2-1-1	1年	40	40人×15級	19年
	仙台大学 体育学部 健康福祉学科 介護福祉専攻	(学) 朴沢学園	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	4年	80	40人×25級	7年
	仙台白百合女子大学 人間学部 総合福祉学科 生活福祉専攻	(学) 白百合学園	仙台市泉区本田町6-1	4年	40	40人×15級	8年
	長谷柳絮医療福祉専門学校 介護福祉科	(学) 長谷学園	仙台市青葉区支倉町2-55	2年	80	40人×25級	9年
	長谷柳絮医療福祉専門学校 介護福祉科夜間コース	(学) 長谷学園	仙台市青葉区支倉町2-55	夜間 3年	40	40人×15級	17年
	仙台医療秘書福祉専門学校 介護福祉科	(学) 三幸学園	仙台市宮城野区榴岡 3-8-5	2年	40	40人×15級	9年
	東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科社会福祉コース介護福祉士課程	(学) 栢根学園	仙台市青葉区国見1-8-1	4年	40	40人×15級	15年
	東北福祉情報専門学校 介護福祉科	(学) 増子学園	気仙沼市三日町2-2-15	2年	40	40人×15級	15年
聖和学園短期大学 保育福祉学科 介護福祉専攻	(学) 聖和学園	仙台市泉区南中山5-5-2	2年	40	40人×15級	19年	
秋田県 3校 4課程	秋田福祉専門学校 介護福祉学科	(学) 伊藤学園	秋田市中通4-3-11	2年	40	40人×15級	2年
	秋田福祉専門学校 福祉専門学科	(学) 伊藤学園	秋田市中通4-3-11	2年	40	40人×15級	9年
	日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	(学) 日本赤十字 学園	秋田市上北手猿田 苗代沢17-3	2年	50	50人×15級	8年
	秋田看護福祉大学 看護福祉学部社会福祉学科	(学) ノースアジア大学	大館市清水2-3-4	4年	40	40人×15級	17年
山形県 2校 2課程	羽陽学園短期大学 専攻科 福祉専攻	(学) 羽陽学園	天童市清池1559	1年	35	35人×15級	2年
	山形短期大学 人間福祉学科	(学) 富澤学園	山形市方谷地515	2年	80	40人×25級	13年
福島県 6校 6課程	いわき短期大学 幼児教育科 専攻科 福祉専攻	(学) 昌平健	いわき市平鎌田字寿金沢 37	1年	25	25人×15級	元年
	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	(福) あだち福祉会	二本松市若宮1-125-1	2年	80	40人×25級	8年
	専門学校 JHMA ACADEMY 郡山 介護福祉士学科	(学) 郡山明徳学園	郡山市八山田1-88	2年	40	40人×15級	8年
	郡山健康科学専門学校 介護福祉学科	(学) こおりやま東部 学園	郡山市国塚2-9-3	3年	80	40人×25級	10年
	福島学院大学短期大学部 専攻科 福祉専攻第一部	(学) 福島学院	福島市宮代乳児池1-1	1年	46	46人×15級	13年
	郡山女子大学 家政学部人間生活学科 福祉コース	(学) 郡山開成学園	郡山市開成3-25-2	4年	30	30人×15級	19年

1.3 社会福祉主事養成機関一覧【4校4課程】

平成20年4月1日現在

県別	名称	設置者	所在地	年	定員	学級数等	開校年度
宮城県 2校 2課程	仙台医療福祉専門学校 社会福祉学科	(学) 北杜学園	仙台市青葉区中央4-5-3	2年	80	40人×2クラス	5.4
	仙台保健福祉専門学校 福祉科	(学) 菅原学園	仙台市泉区明通2-1-1	2年	40	40人×1クラス	19.4
秋田県 1校 1課程	秋田福祉専門学校 教育・福祉関係専門課程 福祉専門学科	(学) 伊藤学園	秋田市中通4-3-11	3年	40	40人×1クラス	9.4
福島県 1校 1課程	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	(福) あだち福祉会	二本松市若宮1-125-1	2年	80	40人×2クラス	8.4

1.4 指定保育士養成施設一覧 【32校38課程】

(平成20年4月1日現在)

都道府県	保育士養成所の名称	経営主体	所在地	入学定員	学生定員	指定年月日
青森県	東北女子短期大学保育科	学校法人 柴田学園	青森県弘前市大字上瓦ヶ町25	100	200	昭和40年2月10日
	東北女子大学家政学部児童学科	学校法人 柴田学園	青森県弘前市上瓦ヶ町25	60	240	平成20年3月19日
	青森明の星短期大学幼児保育学科	学校法人 明の星学園	青森県青森市浪打2-6-32	80	160	昭和40年2月19日
	光星学院八戸短期大学幼児保育学科	学校法人 光星学園	青森県八戸市大字美保野13-384	100	200	昭和47日1月31日
	青森中央短期大学幼児保育学科	学校法人 青森田中学園	青森県青森市大字横内字神田12	100	200	昭和49日3月1日
	青森短期大学地域創造学科子ども専攻	学校法人 青森山田学園	青森県青森市幸畑2-3-1	50	100	平成17年3月15日
	東奥保育・福祉専門学校保育科	学校法人 東奥学園	青森県青森市勝田2-13	50	100	昭和41日12月12日
	弘前厚生学院	学校法人 弘前厚生学院	青森県弘前市御幸町8-10	50	100	昭和26年4月1日
岩手県	岩手県立大学社会福祉学部福祉臨床学科保育士養成課程	公立大学法人岩手県立大学	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子152-52	20	80	平成10年2月12日
	盛岡大学短期大学部幼児教育科	学校法人 盛岡大学	岩手県岩手郡滝沢村字砂込808	150	300	昭和41年3月1日
	修紅短期大学幼児教育学科	学校法人 第一藍野学院	岩手県一関市萩荘字竹際49-1	50	100	昭和47年3月30日
	専修大学北上福祉教育専門学校保育科	学校法人 北上学園	岩手県北上市鍛冶町1-3-1	50	100	昭和41年2月17日
宮城県	尚綱学院大学女子短期大学部保育科	学校法人 尚綱学院	宮城県名取市砂りが丘4-10-1	100	200	昭和38年3月11日
	宮城誠真短期大学保育科	学校法人 誠真学園	宮城県古川市福沼1-27-2	50	100	昭和53年3月25日
山形県	山形短期大学子ども学科	学校法人 富澤学園	山形県山形市大字片谷地字谷地515	180	360	昭和42年2月16日
	羽陽学園短期大学幼児教育科	学校法人 羽陽学園	山形県天童市大字清池1559	100	200	昭和57年2月15日
福島県	福島学院大学短期大学部保育科第1部	学校法人 福島学院	福島県福島市宮代字乳児池1-1	250	500	昭和41年2月7日
	福島学院大学短期大学部保育科第2部	学校法人 福島学院	福島県福島市宮代字乳児池1-1	50	150	所和46年3月9日
	福島学院大学福祉学部福祉心理学科児童福祉・カウンセリングコース	学校法人 福島学院	福島県福島市宮代字乳児池1-1	50	200	平成20年3月19日
	会津大学短期大学部社会福祉学科	公立大学法人会津大学	福島県会津若松市一箕町八幡門田1-1	50	100	昭和55年2月4日
	桜の聖母短期大学生活文化科福祉こども専攻こども保育コース	学校法人 桜の聖母学院	福島県福島市花園町3-6	50	100	平成17年3月4日
	福島大学人文社会学群人間発達文化学類人間発達専攻	国立大学法人福島大学	福島県福島市金谷川1	20	80	平成17年3月4日
仙台市	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科保育課程	学校法人 栴檀学園	宮城県仙台市青葉区国見1-8-1	50	200	昭和40年3月11日
	東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科	学校法人 栴檀学園	宮城県仙台市青葉区国見1-8-1	100	400	平成18年3月8日
	聖和学園短期大学 保育福祉学科保育専攻	学校法人 聖和学園	宮城県仙台市泉区南中山5-5-2	80	160	平成9年2月25日
	仙台医療福祉専門学校保育介護福祉学科	学校法人 北杜学園	宮城県仙台市青葉区五橋1-7-18	80	240	平成10年2月12日
	宮城学院女子大学学芸学部発達臨床学科	学校法人 宮城学院	宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘9-1-1	80	330	平成12年3月22日
	仙台幼児保育専門学校幼児保育科	学校法人 曾根学園	宮城県仙台市青葉区木町通2-3-39	120	360	平成14年3月15日
	仙台白百合女子大学人間学部人間発達学科保育士養成課程	学校法人 白百合学園	宮城県仙台市泉区本田町6-1	45	180	平成15年3月26日
	仙台医療福祉専門学校児童福祉学科	学校法人 北杜学園	仙台市青葉区中央4-7-20	80	160	平成16年3月25日
	東北生活文化大学短期大学部生活文化学科子ども生活専攻	学校法人 三島学園	宮城県仙台市泉区虹ノ丘1-18-2	50	100	平成17年3月4日
	東北外国語専門学校国際教育科子ども英語保育コース	学校法人 東北外語学園	宮城県仙台市青葉区五橋2-1-13	30	90	平成18年3月3日
	仙台保健福祉専門学校教育社会福祉専門課程保育科	学校法人 菅原学園	宮城県仙台市泉区明通2-1-1	80	160	平成19年3月27日
秋田市	聖園学園短期大学保育科	学校法人 秋田聖心の布教姉妹会	秋田県秋田市保戸野すわ町1-58	100	200	昭和41年11月16日
	秋田大学教育文化学部	国立大学法人秋田大学	秋田県秋田市手形学園1-1	20	80	平成19年3月27日
	聖霊女子短期大学生活文化科生活こども専攻	学校法人 聖霊学園	秋田県秋田市南通みその町4-82	50	100	平成20年3月19日
郡山市	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科	学校法人 郡山開成学園	福島県郡山市開成3-25-2	150	300	昭和38年3月20日
いわき市	いわき短期大学幼児教育科	学校法人 昌平館	福島県いわき市平鎌田字寿金沢37	100	200	昭和54年2月19日

15 【国の開設する病院一覧(東北)】(28病院)

平成20年3月31日現在

県名	番号	病院名	開設者	所在地	一般	療養	結核	精神	感染	総数
青森	1	国立療養所松丘保養園	厚生労働省	青森市大字石江字平山 19	477					477
	2	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市富野町 1	342					342
	3	弘前大学医学部附属病院	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町 53	571		0	41	6	618
	4	独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人国立病院機構	八戸市吹上 3-13-1	138					138
	5	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	474					474
	6	独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人国立病院機構	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	260		60			320
	7	自衛隊大湊病院	防衛庁	むつ市大湊町 14-47	30					30
	8	自衛隊三沢病院	防衛庁	三沢市後久保 125-7	50					50
岩手	9	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人国立病院機構	盛岡市青山 1-25-1	250		50			300
	10	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	花巻市諏訪 500	80			236		316
	11	独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人国立病院機構	一関市山目字泥田山下 48	220					220
	12	独立行政法人国立病院機構釜石病院	独立行政法人国立病院機構	釜石市定内町 4-7-1	180					180
宮城	13	東北大学病院	国立大学法人東北大学	仙台市青葉区星陵町 1-1	1,196			70	2	1,268
	14	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	仙台市青葉区台原 4-3-21	562					562
	15	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	独立行政法人国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	650			48		698
	16	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	480					480
	17	自衛隊仙台病院	防衛庁	仙台市宮城野区南目館 1-1	135			15		150
	18	独立行政法人国立病院機構宮城病院	独立行政法人国立病院機構	亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	410		32			442
	19	国立療養所東北新生園	厚生労働省	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	460					460
秋田	20	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	大館市軽井沢字下岱 30	250					250
	21	秋田大学医学部附属病院	国立大学法人秋田大学長	秋田市広面字蓮沼 44番2	574			36		610
	22	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人国立病院機構	由利本荘市岩城内道川字井戸の沢 84-40	324		16			340
山形	23	独立行政法人国立病院機構山形病院	独立行政法人国立病院機構	山形市行才 126-2	258		50			308
	24	山形大学医学部附属病院	国立大学法人山形大学長	山形市飯田西 2-2-2	564			40		604
	25	独立行政法人国立病院機構米沢病院	独立行政法人国立病院機構	米沢市大字三沢 26100-1	220					220
福島	26	独立行政法人国立病院機構福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚 13	350		50			400
	27	独立行政法人国立病院機構いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市平豊間字兔渡路 291	180					180
	28	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	いわき市内郷綴町沼尻 3	428					428
計					10,113	0	258	486	8	10,865

開設者別	厚生労働省		937	0	0	0	0	937
	国立病院機構		4,342	0	258	284	0	4,884
	国立大学法人		2,905	0	0	187	8	3,100
	防衛庁		215	0	0	15	0	230
	労働者健康福祉機構		1,714	0	0	0	0	1,714
		10,113	0	258	486	8	10,865	

16 【国の開設する診療所一覧(東北)】(47診療所)

平成20年3月31日現在

県名	番号	診療所名	開設者	病床数	住所
青森	1	国立大学法人弘前大学保健管理センター	国立大学法人 弘前大学長	0	弘前市文京町1番地
	2	青森刑務所医務課診療所	法務省	19	青森市大字荒川字藤戸88番地
	3	陸上自衛隊青森駐屯地医務室	防衛庁	15	青森市浪館字近野45
	4	青森家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	青森市長島1丁目3番26号
	5	陸上自衛隊弘前駐屯地医務室	防衛庁	5	弘前市大字原ヶ平字山中18-117
	6	陸上自衛隊八戸駐屯地医務室	防衛庁	10	八戸市大字市川町字桔梗野官地
	7	海上自衛隊八戸航空基地隊医務室	防衛庁	12	八戸市大字河原木字高館
	8	海上自衛隊大湊衛生隊医務室	防衛庁	10	むつ市大湊町2番50号
	9	航空自衛隊三沢基地医務室	防衛庁	8	三沢市後久保125-7
	10	青森少年院医務課診療所	法務省	0	東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻
岩手	11	岩手大学保健管理センター	国立大学法人 岩手大学	0	盛岡市上田三丁目18番34号
	12	盛岡家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	盛岡市内丸9番1号
	13	盛岡少年刑務所医務課診療所	法務省	19	盛岡市上田字松屋敷11-11
	14	盛岡少年院医務課	法務省	0	盛岡市月が丘2-15-1
	15	陸上自衛隊岩手駐屯地医務室	防衛庁	10	岩手郡滝沢村滝沢字後268-433
宮城	16	宮城教育大学保健管理センター	国立大学法人 宮城教育大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
	17	東北大学病院出張診療所	国立大学法人 東北大学総長	0	仙台市青葉区荒巻字青葉
	18	東北大学保健管理センター	国立大学法人 東北大学総長	0	仙台市青葉区川内41番
	19	東北大学病院歯科医療センター	国立大学法人 東北大学総長	1	仙台市青葉区星陵町4番1号
	20	仙台検疫所医務室	厚生労働省	0	塩釜市貞山通3丁目4番地1号
	21	独立行政法人労働者健康福祉機構労働リハビリテーション 宮城作業所	独立行政法人労働 者健康福祉機構	0	宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2
	22	仙台家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	仙台市青葉区片平1-6-1
	23	陸上自衛隊霞目駐屯地医務室	防衛庁	3	仙台市若林区霞目1丁目1番地1号
	24	宮城刑務所医務室	法務省	19	仙台市若林区古城2-3-1
	25	仙台少年鑑別所医務課	法務省	0	仙台市若林区古城3-27-17
	26	東北少年院医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-21-1
	27	青葉女子学園医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-24-1
秋田	28	陸上自衛隊仙台駐屯地医務室	防衛庁	0	仙台市宮城野区南目館1-1
	29	航空自衛隊松島基地医務室	防衛庁	10	東松島市矢本字板取85番地
	30	陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	防衛庁	10	多賀城市丸山2丁目1-1
	31	陸上自衛隊船岡駐屯地医務室	防衛庁	8	柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1
	32	陸上自衛隊大和駐屯地医務室	防衛庁	3	黒川郡大和町吉岡字西原21-9
山形	33	秋田大学保健管理センター	国立大学法人 秋田大学長	0	秋田市手形学園町1番1号
	34	秋田刑務所医務課診療所	法務省	10	秋田市川尻新川町1-1
	35	秋田家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	秋田市山王7丁目1番1号
	36	陸上自衛隊秋田駐屯地医務室	防衛庁	5	秋田市寺内字將軍野1
福島	37	山形大学保健管理センター	国立大学法人 山形大学	0	山形市小白川町1丁目4番12号
	38	山形刑務所医務課診療所	法務省	19	山形市あけぼの2-1-1
	39	山形家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	山形市旅籠町2丁目4番22号
	40	陸上自衛隊神町駐屯地医務室	防衛庁	19	東根市神町南3丁目1-1
	41	置賜学院医務課診療所	法務省	0	米沢市下新田445
福島	42	福島大学保健管理センター	国立大学法人 福島大学	0	福島市金谷川1番地
	43	福島家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	福島市花園町5番38号
	44	陸上自衛隊福島駐屯地医務室	防衛庁	5	福島市荒井字原宿1
	45	陸上自衛隊郡山駐屯地医務室	防衛庁	10	郡山市大槻町字長右工門林1
	46	福島刑務所医務課診療所	法務省	19	福島市南沢又字上原1
	47	福島刑務支所医務課診療所	法務省	18	福島市南沢又字水門下66
				267	

17 理学療法士養成施設【9施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
青森 (1)	東北メディカル学院	学校法人臨研 学会	昼 40	4	039- 1522	三戸郡五戸町字苗代沢3-638	0178-61-0606	H15.4.1	
岩手 (1)	岩手リハビリテーション学院	財団法人岩手 済生医会	昼 40	3	020- 0062	盛岡市長田町15-16	019-654-2788	S55.4.1	
宮城 (4)	仙台医療技術専門学校	学校法人北杜 学園	昼 40	3	982- 0011	仙台市太白区長町4-3-55	022-308-2051	H8.4.1 H13.4.1	
	仙台商リハビリテーション専門学校	学校法人仙台 北学園	昼 30	3	981- 3212	仙台市泉区長命ヶ丘4-15-1	022-772-0511	H15.4.1	
	仙台保健福祉専門学校	学校法人菅原 学園	昼 40	4	981- 3260	仙台市泉区明通2-1-1	022-378-3800	H19.4.1	
	仙台医健専門学校	学校法人滋慶 文化学園	昼 40	4	984- 0051	仙台市若林区新寺2-1-11	022-292-2141	H19.4.1	
山形 (1)	山形医療技術専門学校	学校法人諏訪 学園	昼 40	4	990- 2352	山形市大字前明石字水367	023-645-1123	H7.4.1	
福島 (2)	専門学校 JYMA ACADEMY 郡山	学校法人郡山 明徒学園	昼 40	3	963- 8052	郡山市八山田1-88	024-938-0039	H15.4.1	H18.2.1名称変更
	郡山健康科学専門学校	学校法人こおりや ま東郷学園	昼 40	4	963- 8834	郡山市国景2-9-3	024-936-7777	H10.4.1	H15.3.1名称、設 置者変更

18 作業療法士養成施設【9施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
青森 (2)	弘前ホスピタリティーアカデミー	学校法人城東 学園	昼 40	3	036- 8102	弘前市大字小比内三丁目18-1	0172-27-6466	H5.4.1	
岩手 (1)	東北メディカル学院	学校法人臨研 学会	昼 30	4	039- 1522	三戸郡五戸町字苗代沢3-638	0178-61-0606	H15.4.1	H15.8.21名称変 更
	岩手リハビリテーション学院	財団法人岩手 済生医会	昼 40	3	020- 0062	盛岡市長田町15-16	019-654-2788	S55.4.1	
宮城 (3)	仙台医療技術専門学校	学校法人北杜 学園	昼 40	3	982- 0011	仙台市太白区長町4-3-55	022-308-2051	H8.4.1	
	仙台商リハビリテーション専門学校	学校法人仙台 北学園	昼 30	3	981- 3212	仙台市泉区長命ヶ丘4-15-1	022-772-0511	H15.4.1	
	仙台保健福祉専門学校	学校法人菅原 学園	昼 40	4	981- 3260	仙台市泉区明通2-1-1	022-378-3800	H19.4.1	
山形 (1)	山形医療技術専門学校	学校法人諏訪 学園	昼 40	4	990- 2352	山形市大字前明石字水367	023-645-1123	H7.4.1	
福島 (2)	専門学校 JYMA ACADEMY 郡山	学校法人郡山 明徒学園	昼 40	3	963- 8052	郡山市八山田1-88	024-938-0039	H15.4.1	H18.2.1名称変更
	郡山健康科学専門学校	学校法人こおりや ま東郷学園	昼 40	4	963- 8834	郡山市国景2-9-3	024-936-7777	H10.4.1	

19 臨床検査技師養成所【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
福島 (1)	福島県立総合衛生学院	福島県	昼 20	3	960- 8141	福島市渡利字中角61	024-522-7827	S48.4.1	

20 臨床工学士養成所【2施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
宮城 (1)	東北文化学園専門学校	学校法人友愛 学園	昼 80	3	981- 8552	仙台市青葉区国見6-45-16	022-233-8163	S63.4.1	
福島 (1)	国際メディカルテクノロジー専門学校	学校法人新潟 総合学院	昼 40	3	963- 8811	郡山市方八町2-4-19	024-956-0160	H14.4.1	

21 言語聴覚士養成所【3施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
青森 (1)	弘前ホスピタリティーアカデミー	学校法人城東 学園	昼 40	3	036- 8102	弘前市大字小比内三丁目18-1	0172-27-6466	H11.4.1	
宮城 (1)	仙台医療福祉専門学校	学校法人北杜 学園	昼 40	2	980- 0023	仙台市青葉区北目町1-23	022-716-0777	H13.4.1	大卒2年課程
福島 (1)	国際メディカルテクノロジー専門学校	学校法人新潟 総合学院	昼 40	3	963- 8811	郡山市方八町2-4-19	024-956-0160	H14.4.1	

22 視能訓練士養成所【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
宮城 (1)	東北文化学園専門学校	学校法人友愛 学園	昼 30	3	981- 8552	仙台市青葉区国見6-45-16	022-233-8163	H4.4.1	

23 柔道整復師養成施設【8施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
岩手 (2)	北東北東洋医療専門学校	宗教法人蓬萊 山誠神教	昼 60	3	020- 0151	岩手郡滝沢村大釜字風林42-185	019-686-2466	H14.4.1	
	盛岡医療福祉専門学校	学校法人龍澤 学園	昼 60	3	020- 0021	盛岡市中央通3-3-4	019-652-1189	H18.4.1	
宮城 (4)	赤門鍼灸柔整専門学校	財団法人赤門 学院	昼 60	3	980- 0845	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	022-222-8349	S28.4.1	H14.4.1夜間部定 員変更
	仙台接骨医療専門学校	学校法人東北 柔専	昼 80	3	983- 0006	仙台市宮城野区福室3-4-16	022-258-6222	S24.4.1	
	東日本医療専門学校	学校法人健生 学園	昼 60	3	981- 1104	仙台市太白区中田4-4-35	022-381-8381	H15.4.1	名称、設置者変 更(H18.4.1)
	仙台医健専門学校	学校法人滋慶 文化学園	昼 90	3	984- 0051	仙台市若林区新寺2-1-11	022-292-2141	H19.4.1	
福島 (2)	福島医療専門学校	学校法人福寿 会	昼 60	3	963- 8026	郡山市並木3-2-23	024-933-0808	H12.4.1	H18.4.1名称変更
	郡山健康科学専門学校	学校法人こおりや ま東郷学園	昼 30	3	963- 8834	郡山市国景2-9-3	024-936-7777	H17.4.1	

24 あん摩マッサージ指圧師、はり師きゆう師養成施設【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
宮城 (1)	赤門鍼灸柔整専門学校	財団法人赤門学志院	昼 50	3	980-0845	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	022-222-8349	S33.4.1	鍼灸指圧

25 はり師きゆう師養成施設【7施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
岩手	北東北東洋医療専門学校	宗教法人蓬萊山護神教	昼 60	3	020-0151	岩手郡滝沢村大蓋字風林42-185	019-686-2466	H12.4.1	夜間部廃止(17.3.31)昼間部定員増(17.4.1)
(2)	盛岡医療福祉専門学校	学校法人能津学園	昼 60	3	020-0021	盛岡市中央通3-3-4	019-652-1189	H18.4.1	
宮城 (3)	赤門鍼灸柔整専門学校	財団法人赤門学志院	夜 54	3	980-0845	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	022-222-8349	S33.4.1	H14.4.1定員変更
	東日本医療専門学校	学校法人健生学園	昼 60	3	981-1104	仙台市太白区中田4-4-35	022-381-8381	H17.4.1	名称、設置者変更(H18.4.1)
	長台柳翠医療福祉専門学校	学校法人長谷学園	昼 30	3	980-0624	仙台市青葉区支倉町2-55	022-223-3942	H16.4.1	
福島 (2)	国際メディカルテクノロジー専門学校	学校法人新潟総合学院	昼 30	3	963-8811	郡山市方八町2-4-1	024-956-0160	H14.4.1	
	福島医療専門学校	学校法人福寿会	昼 30 夜 30	3 3	963-8026	郡山市並木3-2-23	024-933-0808	H14.4.1	H18.4.1名称変更

26 救急救命士養成所【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
福島 (1)	国際メディカルテクノロジー専門学校	学校法人新潟総合学院	昼 40	3	963-8811	郡山市方八町2-4-19	024-956-0160	H14.4.1	

27 歯科衛生士養成所【10施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
青森 (1)	青森歯科衛生士専門学校	学校法人三和会	昼 40	2	038-0031	青森市大字三内字福元122-2	017-782-3041	S48.4.1	
宮城 (4)	仙台医療福祉専門学校	学校法人北杜学園	昼 80	3	980-0021	仙台市青葉区中央4-5-2	022-722-8631	H16.4.1	H18.4.1定員増
	仙台歯科衛生士学院	医療法人藤田積仁会	昼 36	2	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-17	022-265-4811	S53.4.1	
	宮城高等歯科衛生士学院	社団法人宮城県歯科医師会	昼 50	3	980-0803	仙台市青葉区国分町1-5-1	022-222-5079	S45.4.1	
	仙台保健福祉専門学校	学校法人菅原学園	昼 30	3	981-3260	仙台市泉区明通2-1-1	022-378-3800	H19.4.1	
秋田 (1)	秋田県歯科医療専門学校	社団法人秋田県歯科医師会	昼 50	2	010-0975	秋田市八橋南1-8-8	018-865-4431	S43.4.1	
山形 (1)	山形歯科専門学校	社団法人山形県歯科医師会	昼 45	2	990-0031	山形市十日町2-4-35	023-624-8935	S41.4.1	
福島 (3)	東北歯科専門学校	財団法人影山育英会	昼 50	2	963-0211	郡山市片平町出器森1-7	024-951-6100	S56.4.1	
	福島県立総合衛生学院	福島県	昼 20	2	960-8141	福島市渡利字中角61	024-521-1683	S37.4.1	
	福島医療専門学校	学校法人福寿会	昼 30 夜 30	3 3	963-8026	郡山市並木3-3-23	024-927-1248	H18.4.1	

28 歯科技工士養成所一覧【5施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
青森 (1)	青森歯科技工士専門学校	学校法人三和会	昼 35	2	038-0031	青森市大字三内字福元122-2	017-782-3040	S46.4.1	
宮城 (2)	仙台歯科技工士専門学校	学校法人新英学園	昼 35	2	984-0051	仙台市若林区新寺3-13-6	022-293-1822	S46.4.1	
	東北歯科技工士専門学校	社団法人五常会	昼 50	2	982-0841	仙台市太白区向山4-27-8	022-266-0237	S41.4.1	
福島 (2)	東北歯科専門学校	財団法人影山育英会	昼 35	2	963-8015	郡山市細沼町12-18	024-932-5690	S40.4.1	
	福島県立総合衛生学院	福島県	昼 20	2	960-8141	福島市渡利字中角61	024-522-7827	S54.4.1	

29 保健師養成所一覧【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
秋田 (1)	秋田県立衛生看護学院	秋田県	昼 40	1	010-0874	秋田市千秋久保田町6-10	018-832-6169	S36	

30 助産師養成所一覧【4施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
宮城 (2)	医療法人社団スズキ病院附属助産学校	医療法人	昼 30	1	993-2427	岩沼市里の杜3-5-21	0223-23-3116	H3	
(2)	国立病院機構仙台医療センター附属仙台看護助産学校	独立行政法人国立病院機構	昼 35	1	983-0045	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1312	S52	
秋田 (1)	秋田県立衛生看護学院	秋田県	昼 15	1	010-0874	秋田市千秋久保田町6-10	018-832-6169	S55	
福島 (1)	福島県立総合衛生学院	福島県	昼 20	1	960-8141	福島市渡利字中角61	024-522-7827	S52	

31 統合カリキュラム(保健師・助産師)養成所一覧【1施設】

所在県	名 称	設置者	定員	年限	予	所在地	電 話	開校年月日	備 考
福島 (1)	ポラリス保健看護学院	公益法人	昼 40	4	963-8071	郡山市富久山町久保田字金懸田4	024-922-9105	H10	

32 看護師養成所一覽【52施設】

所在県	名 称	設 備 者	定 員	年 限	学 年	所 在 地	電 話	開 校 年 月 日	備 考	
(7)	八戸看護専門学校	公益法人	昼 50 夜 250	3 2	039-1161	八戸市大字河原木字北沼22-41	0178-28-4002 0178-28-4028	H2 H18	H18.4.1通信制	
	国立病院機構弘前病院附属看護学校	独立行政法人 国立病院機構	昼 40	3	036-8174	弘前市大字富野町1	0172-32-7771	S29		
	八戸市立高等看護学院	八戸市	昼 50	2	031-0804	八戸市青葉2-17-4	0178-22-4169	S43		
	(財)双仁会厚生病院附属看護学院	財団法人	夜 20	2	036-0351	黒石市大字黒石字建石9-1	0172-52-4121	S44		
	五所川原市立高等看護学院	五所川原市	夜 40	2	037-0053	五所川原市字布屋町41	0173-34-2715	S41		
	弘前市医師会付属高等看護学院	弘前市医師会	夜 40	2	036-8045	弘前市大字野田2-7-1	0172-34-9086	S44		
	青森市立高等看護学院	青森市	夜 40	2	030-0821	青森市勝田1-16-16	017-776-7133	S47		
(10)	花巻高等看護専門学校	公益法人	昼 40	3	025-0075	花巻市花城町4-28	0198-22-4133	S50		
	岩手看護専門学校	公益法人	昼 40 夜 40	3 2	020-0062	盛岡市長田町24-7	019-654-2868	S34 S42		
	岩手県立二戸高等看護学院	岩手県	昼 35	3	028-6105	二戸市郷野字大川原毛50-3	0195-25-5141	S55		
	岩手県立宮古高等看護学院	岩手県	昼 24	3	027-0096	宮古市大字崎嶺分崎第4地割1-13	0193-62-5022	S38		
	岩手県立一関高等看護学院	岩手県	昼 35	3	021-0028	一関市山目字前田13	0191-23-5116	S35		
	岩手県立水沢高等看護学院	岩手県	昼 40	2	023-0816	奥州市水沢区西町3-20	0197-23-4472	S43		
	一関市医師会附属一関看護専門学校	一関市医師会	夜 30	2	021-0884	一関市大手町3-3f	0191-23-4571	S45		
	宮古医師会立宮古高等看護学院	宮古医師会	夜 25	2	027-0061	宮古市西町1-6-2	0193-62-5823	S49		
	水沢学苑看護専門学校	公益法人	昼 40 夜 35	3 2	023-0032	奥州市水沢区多賀21-2	0197-25-6231	H17 S52		
	盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院	盛岡市医師会	夜 30	2	020-0013	盛岡市愛宕町18-6	019-652-5491	S55		
	(10)	宮城県総合衛生学院	宮城県	昼 50	3	983-0838	仙台市宮城野区幸町4-7-1	022-293-3155	S49	
		国立病院機構仙台医療センター附属仙台看護助産学校	独立行政法人 国立病院機構	昼 40	3	983-0045	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1312	S22	
		気仙沼市立病院附属看護専門学校	気仙沼市	昼 40	3	988-0052	気仙沼市字田中184	0226-23-9210	S43	H18.4名称変更
石巻赤十字看護専門学校		日本赤十字社	昼 40	3	986-0015	石巻市吉野町1-7-10	0225-92-6806	S25		
仙台市立看護専門学校		仙台市	昼 50	3	982-0252	仙台市太白区茂庭台1-3-4	022-281-0821	S56		
労働福祉事業団東北労災看護専門学校		労働福祉事業団	昼 30	3	981-0911	仙台市青葉区台原4-6-10	022-233-0617	S35		
宮城県高等看護学校		宮城県	昼 40	2	981-1239	名取市愛島塩手字中田35-1	022-384-2266	S44		
気仙沼市医師会附属高等看護学校		気仙沼市医師会	夜 30	2	988-0063	気仙沼市四反田95-4	0226-22-0842	S49		
大崎市医師会附属高等看護学校		古川市医師会	夜 30	2	989-6162	大崎市古川駅前大通3-3-17	0229-22-9466	H5		
仙台市医師会附属高等看護学院		仙台市医師会	夜 40	2	980-0805	仙台市青葉区大手町1-5	022-262-9144	S50		
(6)	秋田県立衛生看護学院	秋田県	昼 50 夜 45	3 2	010-0874	秋田市千秋久保田町6-10	018-832-8169	S56 S36		
	秋田しらかみ看護学院	学校法人	昼 40	3	016-0014	能代市落合字下悪土120	0185-89-1900	H10		
	中通高等看護学院	医療法人	昼 50	3	010-0021	秋田市橋山登町3-18	018-832-6019	S55		
	平鹿総合病院看護専門学校	全国厚生農業協同組合連合会	昼 40	2	013-0925	横手市寿町11-17	0182-33-0631	S43		
	秋田市医師会立秋田看護学校	秋田市医師会	昼 40 夜 33	3 2	010-0976	秋田市八橋南1-8-11	018-864-8804	H18 S57	H18.4.1全日3年	
	由利本荘医師会立由利本荘看護学校	本荘市由利郡 医師会	昼 40	3	015-0885	由利本荘市水林457-7	0184-22-6031	H17		
(7)	(財)三友堂病院看護専門学校	公益法人	昼 40	3	992-0045	米沢市中央7-5-3-1	0238-23-6470	S57		
	医療法人横山厚生会山形厚生看護学校	医療法人	昼 80	3	990-2305	山形市蔵王半郷字八森959	023-688-6258	H3		
	山形市立病院済生館高等看護学院	山形市	昼 30	3	990-0042	山形市七日町1-3-26	023-634-7125	S25		
	鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市	昼 20	3	997-0035	鶴岡市馬場町2-1	0235-22-1515	S25		
	国立病院機構山形病院附属看護学校	独立行政法人 国立病院機構	昼 40	3	990-0876	山形市大字字才125-2	023-881-2301	S28		
	篠田看護専門学校	医療法人	昼 40	2	990-0045	山形市桜町2-68	023-623-1542	H3		
	酒田看護専門学校	公益法人	夜 30	2	998-0044	酒田市中町3-7-16	0234-24-8298	H7		
(12)	福島県立総合衛生学院	福島県	昼 50	2	960-8141	福島市渡利字中角61	024-522-7827	S46		
	公立岩瀬病院附属高等看護学院	須賀川市	昼 30	3	962-0856	須賀川市北町20	0248-75-3297	S28		
	太田看護専門学校	公益法人	昼 70	3	963-8023	郡山市緑町26-14	024-925-6688	S51		
	松村看護専門学校	公益法人	昼 25	3	970-8026	いわき市平字小太郎町1-8	0246-22-9916	H6		
	大原看護専門学校	公益法人	昼 35	3	960-0102	福島市鎌田字原野7-3	024-553-9864	S48		
	竹田看護専門学校	公益法人	昼 35	3	965-0662	会津若松市本町2-58	0242-29-3712	S26		
	仁愛看護専門学校	学校法人	昼 40	3	965-0011	会津若松市鶴賀町1-6	0242-24-9633	S54		
	磐城共立高等看護学院	いわき市	昼 40	3	973-8402	いわき市内郷御殿町3-91	0246-27-1200	S43		
	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院付風高等看護学院	全国厚生農業協同組合連合会	昼 25	3	961-0907	白河市字横町114	0248-22-2211	S36		
	福島県立会津若松看護専門学校	福島県	昼 35	3	965-0807	会津若松市城東町5-12	0242-28-1520	S29		
	相馬看護専門学校	相馬市	昼 40	3	976-0005	相馬市石上字南姥沢344	0244-37-8118	H13		
	国立病院機構福島病院附属看護学校	独立行政法人 国立病院機構	昼 40	3	962-0888	須賀川市戸田塚13	0246-75-2131	H16		
福島看護専門学校	公益法人	昼 40	3	960-8031	福島市栄町1-37	024-525-8770	H19			

33 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
1	030037 独立行政法人国立病院機構弘前病院	036-8545	青森県	弘前市大字富野町1番地	0172-32-4311	0172-33-8614
2	030038 弘前大学医学部附属病院	036-8563	青森県	弘前市本町53	0172-33-5111	0172-39-5189
3	030039 八戸市立市民病院	031-8555	青森県	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111	0178-72-5115
4	030040 青森県立中央病院	030-8553	青森県	青森市東造道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
5	030772 津軽保健生活協同組合 健生病院	036-8511	青森県	弘前市大字野田2丁目2の1	0172-32-1171	0172-32-1176
6	030801 十和田市立中央病院	034-0093	青森県	十和田市西十二番町14番8号	0176-23-5121	0176-23-2999
7	030889 むつ総合病院	035-8601	青森県	むつ市小川町1-2-8	0175-22-2111	0175-22-4439
8	031004 青森市民病院	030-0821	青森県	青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171	017-734-7578
9	031024 弘前市立病院	036-8004	青森県	弘前市大町三丁目8-1	0172-34-3211	0172-37-6367
10	031154 黒石市国民健康保険 黒石病院	036-0541	青森県	青森県黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121	0172-52-5682
11	031155 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	031-8551	青森県	八戸市大字白銀町南ヶ丘1	0178-33-1551	0178-33-3277
12	040001 八戸赤十字病院	039-1104	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
13	030041 岩手医科大学附属病院	020-8505	岩手県	盛岡市内丸19-1	019-651-5111	019-651-6606
14	030042 岩手県立中央病院	020-0066	岩手県	盛岡市上田1-4-1	019-653-1151	019-653-2528
15	030043 盛岡赤十字病院	020-8560	岩手県	盛岡市三本柳6-1-1	019-637-3111	019-637-3801
16	030044 岩手県立胆沢病院	023-0864	岩手県	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地	0197-24-4121	0197-24-8194
17	030778 岩手県立花巻厚生病院	025-0082	岩手県	花巻市御田屋町4番57号	0198-23-2346	0198-22-4634
18	030779 岩手県立北上病院	024-8507	岩手県	北上市九年橋3-15-36	0197-64-4351	0197-64-4367
19	030780 岩手県立磐井病院	029-0192	岩手県	一関市狐禅寺字大平17番地	0191-23-3452	0191-23-9691
20	030781 岩手県立千厩病院	029-0803	岩手県	東磐井郡千厩町千厩草井沢32-1	0191-53-2101	0191-52-3478
21	030782 岩手県立大船渡病院	022-8512	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1	0192-26-1111	0192-27-9285
22	030783 岩手県立釜石病院	026-0055	岩手県	釜石市甲子町第10地割483-6	0193-25-2011	0193-23-9479
23	030784 岩手県立宮古病院	027-0096	岩手県	宮古市崎嶽ヶ崎第1地割11番地26	0193-62-4011	0193-63-6941
24	030785 岩手県立久慈病院	028-8040	岩手県	久慈市旭町第10地割1番	0194-53-6131	0194-52-2601
25	030786 岩手県立二戸病院	028-6193	岩手県	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834
26	031193 北上済生会病院	024-8506	岩手県	北上市花園町一丁目6-8	0197-64-7722	0197-64-2666
27	030046 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	983-8520	宮城県	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111	022-291-8114
28	030047 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	981-8563	宮城県	仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111	022-275-4431
29	030048 仙台市立病院	984-8501	宮城県	仙台市若林区清水小路3番地の1	022-266-7111	022-211-8972
30	030050 坂総合病院	985-8506	宮城県	塩釜市錦町16-5	022-365-5175	022-365-6555
31	030051 東北大学病院	980-8574	宮城県	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7000	022-717-7016
32	030052 東北厚生年金病院	983-8512	宮城県	仙台市宮城野区福室1-12-1	022-259-1221	022-259-1232
33	030053 大崎市民病院	989-6183	宮城県	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311	0229-23-5380
34	030054 石巻赤十字病院	986-8522	宮城県	石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7256	0225-96-0122
35	030055 総合南東北病院	989-2483	宮城県	岩沼市里の杜一丁目2番5号	0223-23-3151	0223-23-3150
36	030059 仙台社会保険病院	981-8501	宮城県	仙台市青葉区堤町3丁目16番1号	022-275-3111	022-234-4194
37	030060 医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	981-3131	宮城県	仙台市泉区七北田字駕籠沢15	022-372-1110	022-372-1499
38	030850 財団法人厚生会 仙台厚生病院	980-0873	宮城県	仙台市青葉区広瀬町4番15号	022-222-6181	022-267-0856
39	030928 公立刈田総合病院	989-0231	宮城県	白石市福岡蔵本字下原沖36番地	0224-25-2145	0224-25-1535
40	030962 気仙沼市立病院	988-0052	宮城県	気仙沼市田中184番地	0226-22-7100	0226-22-3121
41	030971 石巻市立病院	986-0835	宮城県	石巻市南浜町1丁目7-20	0225-23-3200	0225-23-7833
42	030983 みやぎ県南中核病院	989-1253	宮城県	柴田郡大河原町字西38-1	0224-51-5500	0224-51-5515
43	031027 塩竈市立病院	985-0054	宮城県	塩竈市香津町7-1	022-364-5521	022-364-5529
44	031066 仙台赤十字病院	982-8501	宮城県	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3	022-243-1111	022-243-1101
45	031106 財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	983-0824	宮城県	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-1111	022-252-0454
46	031208 東北公済病院	980-0803	宮城県	仙台市青葉区国分町2-3-11	022-227-2211	022-263-8069

33 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

	病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
47	031198	J R 仙台病院	980-8508	宮城県	仙台市青葉区五橋1-1-5	022-266-9671	022-380-2362
48	040071	N T T 東日本東北病院	984-8560	宮城県	仙台市若林区大和町2-29-1	022-236-5711	022-238-7987
49	030062	秋田赤十字病院	010-1495	秋田県	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	018-829-5000	018-829-5255
50	030063	中通総合病院	010-8577	秋田県	秋田市南通みその町3番15号	018-833-1122	018-831-9418
51	030064	秋田大学医学部附属病院	010-8543	秋田県	秋田市広面字蓮沼44-2	018-834-1111	018-834-8619
52	030065	由利組合総合病院	015-8511	秋田県	由利本荘市川口字家後38番地	0184-27-1200	0184-27-1277
53	030066	平鹿総合病院	013-8610	秋田県	横手市前郷字八ツ口3番1	0182-32-5121	0182-33-3200
54	030807	市立秋田総合病院	010-0933	秋田県	秋田市川元松丘町4番30号	018-823-4171	018-866-7026
55	030829	秋田県厚生連 仙北組合総合病院	014-0027	秋田県	大仙市大曲通町1番30号	0187-63-2111	0187-63-5406
56	030929	秋田組合総合病院	011-0948	秋田県	秋田市飯島字西袋1-1-1	018-880-3000	018-880-3040
57	030937	市立横手病院	013-8602	秋田県	横手市根岸町5番31号	0182-32-5001	0182-36-1782
58	030979	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	012-0055	秋田県	湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183-73-5000	0183-73-3749
59	030980	医療法人青嵐会 本荘第一病院	015-8567	秋田県	由利本荘市岩淵下110番地	0184-22-0111	0184-22-0150
60	031219	大館市立総合病院	017-8555	秋田県	大館市豊町3番1号	0186-42-5370	0186-42-2055
61	031224	山本組合総合病院	016-0014	秋田県	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	0185-55-0123
62	031243	市立角館総合病院	014-0394	秋田県	仙北市角館町上野18番地	0187-54-2111	0187-54-2715
63	030067	山形県立中央病院	990-2292	山形県	山形市大字青柳1800番地	023-685-2626	023-685-2601
64	030068	山形市立病院済生館	990-8533	山形県	山形市七日町一丁目3番26号	023-625-5555	023-642-5080
65	030069	山形大学医学部附属病院	990-9585	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	023-628-5019
66	030070	山形県立日本海病院	998-8501	山形県	酒田市あきほ町30番地	0234-26-2001	0234-26-5114
67	030072	米沢市立病院	992-8502	山形県	米沢市相生町6番36号	0238-22-2450	0238-22-2876
68	030894	公立置賜総合病院	992-0601	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
69	030898	鶴岡市立荘内病院	997-8515	山形県	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111	0235-26-5110
70	030934	山形県立新庄病院	996-0025	山形県	新庄市若葉町12番55号	0233-22-5525	0233-23-2987
71	031060	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	999-7782	山形県	東田川郡庄内町松陽1-1-1	0234-43-3434	0234-43-3435
72	031087	酒田市立酒田病院	998-8585	山形県	酒田市千石町2-3-20	0234-23-1111	0234-26-1946
73	031124	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	996-0041	山形県	新庄市大字鳥越字駒場4623	0233-23-3434	0233-23-3500
74	031300	済生会山形済生病院	990-8545	山形県	山形市沖町79番1	023-682-1111	023-682-0122
75	060001	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院	990-0834	山形県	山形県山形市清住町2-3-51	023-647-3434	023-647-3400
76	030073	福島県立医科大学附属病院	960-1295	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1994
77	030074	大原総合病院	960-8611	福島県	福島市大町6番11号	024-526-0300	024-526-0342
78	030077	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	963-8558	福島県	郡山市西ノ内二丁目5番20号	024-925-1188	024-925-7791
79	030078	星総合病院	963-8501	福島県	郡山市大町2-1-16	024-923-3711	024-939-3141
80	030081	竹田総合病院	965-8585	福島県	会津若松市山鹿町3-27	0242-27-5511	0242-27-5670
81	030082	いわき市立総合磐城共立病院	973-8555	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16	0246-26-3151	0246-26-2224
82	030083	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	963-8563	福島県	郡山市八山田7丁目115	024-934-5322	024-934-3165
83	030085	公立岩瀬病院	962-8503	福島県	福島県須賀川市北町20番地	0248-75-3111	0248-73-2417
84	030086	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	973-8403	福島県	いわき市内郷綴町沼尻三番地	0246-26-1111	0246-26-1322
85	030838	福島医療生活協同組合 医療生協わたり病院	960-8141	福島県	福島市渡利字中江町34	024-521-2056	024-521-1979
86	030842	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	963-8585	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
87	030932	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	961-0907	福島県	白河市市横町114番地	0248-22-2211	0248-22-2218
88	031008	公立藤田総合病院	969-1793	福島県	伊達郡国見町大字塚野目字三本木14	024-585-2121	024-585-5892
89	031010	財団法人温知会 会津中央病院	965-8611	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
90	031017	福島県立会津総合病院	965-8555	福島県	会津若松市城前10-75	0242-27-2151	0242-29-7264
91	031269	北福島医療センター	960-0502	福島県	伊達市箱崎字東23-1	024-551-0810	024-551-0808
92	031272	福島赤十字病院	960-8530	福島県	福島市入江町11番31号	024-534-6101	024-531-1721

3 4 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧

病院施設番号	病院名	管理型・単独型の別	県	住所	TEL	FAX
1 050035	弘前大学医学部附属病院	単独型	青森県	弘前市本町53番地	0172-39-5178	0172-39-5205
2 050101	青森県立中央病院	単独型	青森県	青森市東造道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
3 050102	八戸赤十字病院	単独型	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
4 050003	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	管理型	岩手県	盛岡市内丸19番1号	019-651-5110	019-654-6334
5 050004	東北大学病院附属歯科医療センター	単独型	宮城県	仙台市青葉区星陵町4-1	022-717-8246	022-717-8279
6 060213	(財)宮城厚生協会 古川民主病院	管理型	宮城県	宮城県大崎市古川駅東二丁目11-14	0229-23-0105	0229-23-1544
7 050036	秋田大学医学部附属病院	単独型	秋田県	秋田市広面字蓮沼44番2	018-884-6233	018-834-8619
8 050037	山形大学医学部附属病院	管理型	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-628-5017	023-628-5019
9 050104	公立置賜総合病院	単独型	山形県	山形県東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
# 050005	奥羽大学歯学部附属病院	管理型	福島県	郡山市富田町字三角堂31-1	024-932-8931	024-938-9192
# 050038	福島県立医科大学医学部附属病院	管理型	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1994
# 050105	いわき市立総合磐城共立病院	単独型	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16番地	0246-26-3151	0246-27-4967
# 050106	会津中央病院	単独型	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
1 060215	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	単独型	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
# 050263	医療法人渡部会 一箕歯科医院	管理型	福島県	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56-1	0242-22-1184	0242-32-2522

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(乳)

施設名	所在地	品目	承認日
1 小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町26丸谷地36-1	牛乳	平成10年1月19日
2 小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町26丸谷地36-1	加工乳	平成10年1月19日
3 小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町26丸谷地36-1	低脂肪牛乳	平成10年1月19日
4 みちのくミルク株式会社本社工場	宮城県大崎市岩出山町下野目字八幡前60-1	牛乳	平成10年6月17日
5 高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	牛乳	平成10年6月17日
6 東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	牛乳	平成10年6月17日
7 秋田県協乳業株式会社	秋田県横手市十文字町仁井田字八萩85-2	牛乳	平成10年11月2日
8 東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県本宮市荒井字下原14	牛乳	平成10年12月25日
9 東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県本宮市荒井字下原14	加工乳	平成10年12月25日
10 城西牛乳株式会社	山形県山形市城西町3-1-10	牛乳	平成11年11月24日
11 福島乳業株式会社	福島県福島市飯坂町平野字上前田6-1	牛乳	平成12年2月23日
12 財団法人蔵王酪農センター	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原251-4	牛乳	平成12年3月31日
13 不二家乳業株式会社	岩手県東磐井郡大東町濁沢字沼田27	牛乳	平成14年6月27日
14 不二家乳業株式会社	岩手県東磐井郡大東町濁沢字沼田27	加工乳	平成14年6月27日
15 明治乳業株式会社東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	牛乳	平成15年1月23日
16 奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-1	牛乳	平成15年2月14日
17 萩原乳業株式会社	青森県弘前市大字大久保字西田364	牛乳	平成15年2月14日
18 会津中央乳業株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字金上字辰己19-1	牛乳	平成15年3月13日
19 株式会社鳥海高原ユースパーク花立牧場 工房ミルジ	秋田県由利本荘市矢島町城内字花立60	牛乳	平成16年7月26日
20 株式会社ミルクラーム蔵王	宮城県白石市福岡深谷字即安16-5	牛乳	平成16年12月15日
21 高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	低脂肪牛乳	平成17年7月1日
22 酪王乳業(株)本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	牛乳	平成19年10月1日
23 酪王乳業(株)本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	低脂肪牛乳	平成19年10月1日

平成20年3月31日現在

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(乳製品)

施設名	所在地	品目	承認日
株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10-1	乳酸菌飲料	平成10年1月19日
株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10-1	発酵乳	平成10年1月19日
小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町26丸谷地36-1	乳飲料	平成10年1月19日
小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町26丸谷地36-1	脱脂粉乳	平成10年1月19日
森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5	アイスクリーム	平成10年1月19日
森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5	脱脂粉乳	平成10年1月19日
東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	乳飲料	平成10年6月17日
東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県本宮市荒井字下原14	乳飲料	平成10年12月25日
東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県本宮市荒井字下原14	発酵乳	平成11年12月28日
不二家乳業株式会社	岩手県東磐井郡大東町摺沢字沼田27	乳飲料	平成14年6月27日
明治乳業株式会社東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	乳飲料	平成15年1月23日
明治乳業株式会社東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	発酵乳	平成15年1月23日
奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-1	乳飲料	平成15年2月14日
東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡宮崎町米泉字西原1	発酵乳	平成15年12月12日
全国酪農協同組合連合会北福岡工場	岩手県二戸市石切所字杉の沢1-2	脱脂粉乳	平成18年6月21日
酪王乳業(株)本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	加工乳	平成19年10月1日
酪王乳業(株)本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	乳飲料	平成19年10月1日
(株)岩手ヤクルト工場	岩手県北上市相去町大松沢1-45	乳酸菌飲料	平成20年3月28日

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(食肉製品)

平成20年3月31日現在

施設名	所在地	品目	承認日
1 イワテブリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村67-5	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成10年11月20日
2 伊藤ハムデアイリー株式会社	宮城県栗原市高清水町字来光沢20	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成10年11月20日
3 伊藤ハムデアイリー株式会社	宮城県栗原市高清水町字来光沢20	加熱食肉製品(包装後加	平成10年11月20日
4 株式会社ヤガイ山形第二工場	山形県山形市鑄物町46-6	乾燥食肉製品	平成11年3月25日
5 階上キユーピー株式会社	青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館9-159	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成11年7月16日
6 東北相模ハム株式会社白河工場	福島県白河市白坂字牛清水105	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成11年7月16日
7 伊藤ハムデアイリー株式会社	宮城県栗原市高清水町字来光沢20	乾燥食肉製品	平成11年10月1日
8 株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120	特定加熱食肉製品	平成12年2月23日
9 東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3-1	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成12年3月31日
10 東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3-1	加熱食肉製品(包装後加	平成12年3月31日
11 東北日本ハム株式会社第二工場	山形県酒田市広栄町2-2-9	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成12年6月9日
12 ヤヨイ株式会社気仙沼工場	宮城県気仙沼市浜町1-7-1	加熱食肉製品(包装後加	平成13年9月3日
13 銀河フーズ株式会社花巻工場	岩手県花巻市南川原町191	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成15年3月28日
14 銀河フーズ株式会社花巻工場	岩手県花巻市南川原町191	乾燥食肉製品	平成15年3月28日
15 株式会社A. B. C. フーズ滝の里工場	岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105-5	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成15年6月2日
16 株式会社ヤガイ本社工場	山形県山形市富神台8	加熱食肉製品(加熱後包装)	平成16年8月24日
17 東北相模ハム株式会社白河工場	福島県白河市白坂字牛清水105	加熱食肉製品(包装後加	平成17年6月16日

平成20年3月31日現在

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(魚肉練り製品)

施設名	所在地	品目	承認日
株式会社夕月 夕月工場	福島県いわき市泉町滝尻字松原55	その他の魚肉練り製品	平成11年9月17日
株式会社夕月 夕月工場	福島県いわき市泉町滝尻字松原55	特殊包装かまぼこ	平成11年9月17日
日本水産株式会社 女川工場	宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森25-1	その他の魚肉練り製品	平成12年6月9日
(株)阿部蒲鉾店 泉工場	宮城県仙台市泉区明通4-10	その他の魚肉練り製品	平成17年11月10日

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(容器包装詰加圧加熱殺菌食品) 平成20年3月31日現在

	施設名	所在地	品目	承認日
1	株式会社サンフレックス永谷園本社工場	福島県いわき市常盤下船尾町杭出作23-10	レトルトパウチ食品	平成11年3月31日
2	東北アヲハタ株式会社	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1	缶詰食品	平成13年11月15日
3	三和缶詰株式会社本社工場第六工場	山形県東村山郡中山町大字長崎229-2	缶詰、瓶詰以外の食品(熱溶解)	平成18年4月27日

35 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設(清涼飲料水)

	施設名	所在地	品目	承認日
1	丸菱食品株式会社 第8工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	その他の清涼飲料水	平成15年2月14日
2	山形食品株式会社	山形県南陽市漆山1176-1	その他の清涼飲料水 殺菌後密栓密封	平成15年5月27日
3	丸菱食品株式会社第5工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	その他の清涼飲料水 殺菌後密栓密封	平成16年7月26日
4	ニッカウマスキー株式会社弘前工場	青森県弘前市大字栄町2-1	その他の清涼飲料水 殺菌後密栓密封	平成16年10月22日
5	北日本羽黒食品株式会社羽黒工場	山形県鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣272	ミネラルウォーター類	平成18年5月19日

36 対米輸出水産加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
US	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ貝柱卵付き、冷凍ホタテ貝柱
US	0253001	青森県	武輪水産株式会社	青森県八戸市鮫町下手代漏り32	しめさば
US	0452002	宮城県	株式会社渡會	宮城県塩釜市新浜町1-7-10	真鱈、おひょう、油かれい、からすかれいファイル
US	0456001	宮城県	マルトモ株式会社	宮城県柴田郡柴田町大字槻木萱ヶ崎63-1	くらげ、いか加工品
US	0771001	福島県	株式会社中外フーズ	福島県伊達郡梁川町やながわ工業団地1-1	味付数の子、味付ほつき、黄金いり蛸 味付いい蛸、えびっこ風味味っこ梅
US	0251002	青森市	株式会社青森県ほたて加工	青森県青森市新城市山田208-9	冷凍ホタテ貝柱

37 対EU輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
EU	0452001	宮城県	極洋食品株式会社 第2工場	宮城県塩釜市新浜町3-20-1	冷凍食品(えびフリッター)
EU	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ貝柱

38 食品衛生法に基づく登録検査機関

検査機関の名称	登録検査機関の所在地	登録区分	検査の種類	検査施設の名称	検査施設の所在地
(社) 青森県薬剤師会	青森県青森市浪打 1-16-17	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(社) 青森県薬剤師会 衛生検査センター	青森県青森市浪打 1-16-17
(社) 岩手県薬剤師会	岩手県盛岡市馬場町 3-12	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(社) 岩手県薬剤師会 会営岩手県医薬品 衛生検査センター	岩手県盛岡市上堂 4-5-30
(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市青葉区通町 1-6-9
(財) 秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市秋久保町 6-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市寺内字児楦 281-15
(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68
(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6
(財) 日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-12-7	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(財) 日本冷凍食品検査協会 仙台検査所	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18
(株) 秋田県分析化学センター	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 秋田県分析化学センター	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地
日本エコテック株式会社	東京都中央区日本橋1-2-5	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本エコテック(株) 福島分析センター	福島県二本松市平石高田 4-286

39 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関

検査機関の名称	指定検査機関の所在地	検査施設の名称	検査施設の所在地	指定年月日
(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	平成4年3月5日
(社) 青森県獣医師会	青森県青森市松原2-8-2	(社) 青森県獣医師会 食鳥検査センター	青森県八戸市根城6-22-22	平成15年3月14日

40 製菓衛生師養成施設

所在地	施設の名称	養成課程	所在地	指定年月日	備考
宮城	宮城調理製菓専門学校 製菓衛生師科	昼間課程	仙台市青葉区葉山町 1-10	平成15年3月19日	平成15年4月1日以降の入学者の養成について適用 平成15年8月1日名称変更 (旧)宮城調理師専門学校
	宮城調理製菓専門学校 上級製菓技術科	昼間課程	仙台市青葉区葉山町 1-10	平成16年8月5日	平成17年4月1日以降の入学者の養成について適用
	宮城調理製菓専門学校 製菓衛生師科 夜間部	夜間課程	仙台市青葉区葉山町 1-10	平成18年9月15日	平成19年4月1日以降の入学者の養成について適用
	YMCA 国際製菓学院	昼間課程 通信課程	仙台市青葉区立町 9-7	平成15年3月15日	平成15年4月1日以降の入学者の養成について適用
	聖和学園短期大学 キャリア開発総合学科 製菓衛生師課程	昼間課程	仙台市泉区南中山 5-5-2	平成16年4月2日	平成17年4月1日以降入学する者の養成について適用
岩手	北日本ハイテクニカルカレッジ 製菓衛生師科	昼間課程	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	平成16年4月12日	平成16年4月以降入学する者の養成について適用
福島	日本調理技術専門学校 製菓衛生師科	昼間課程	郡山市安積 4-229	平成18年3月6日	平成18年4月以降入学する者の養成について適用

41 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

所在 県名	施設の名称	設置の別	所在地	指定又は登録年月日	備 考	
青 森	北里大学獣医学部 動物資源科学科 食品衛生コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	十和田市東2-3番町 35-1	平成11年2月22日	平成11年4月以降の入学者の養成について適用 (旧)北里大学獣医学部畜産学科	
	北里大学獣医学部 動物資源科学科 食品衛生コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	十和田市東2-3番町 35-1	平成19年3月6日	平成19年4月以降の入学者の養成について適用	
	弘前大学農学生命科学部 応用生命工学科 食品衛生管理者等任用資格コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	弘前市文京町3	平成12年2月4日	平成12年4月以降の入学者の養成について適用	
	弘前大学医学部 保健学科 検査技術科学専攻	食品衛生管理者 食品衛生監視員	弘前市本町6-6-1	平成18年3月24日	平成18年4月以降の入学者の養成について適用	
	弘前大学農学生命科学部 分子生命科学科 食品衛生管理者等任用資格コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	弘前市文京町3	平成20年3月18日	平成20年4月以降の入学者の養成について適用	
	弘前大学農学生命科学部 食品衛生管理者等任用資格コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	弘前市文京町3	平成20年3月18日	平成20年4月以降の入学者の養成について適用	
	岩手大学農学部 農業生命科学科 食品健康科学講座	食品衛生管理者 食品衛生監視員	盛岡市上田3-18-8	平成8年2月2日	平成8年4月以降の入学者の養成について適用 平成12年4月1日名称変更	
	岩手大学農学部 応用生物化学課程	食品衛生管理者 食品衛生監視員	盛岡市上田3-18-8	平成19年3月6日	(旧)岩手大学農学部応用生物学科生物資源利用学専修 平成19年4月以降の入学者の養成について適用	
	宮 城	宮城学院女子大学学芸学部 食品栄養学科 食品衛生コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	昭和46年3月9日	昭和46年3月以降の卒業者の養成について適用 平成11年12月21日名称変更 (旧)家政学科管理栄養士専攻
		東北大学農学部 生物生産科学科 食品衛生管理者等任用資格コース	食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市青葉区堤通雨宮町 1-1	平成6年3月30日	平成14年4月1日名称変更 (旧)学芸学部食品栄養学科 平成4年4月以降の入学者の養成について適用
東北大学農学部 応用生物化学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市青葉区堤通雨宮町 1-1	平成6年3月30日	平成4年4月以降の入学者の養成について適用	
東北福祉大学総合福祉学部 産業福祉学科 食品衛生コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市青葉区国見 1-8-1	昭和53年3月28日	昭和52年4月以降の入学者の養成について適用 平成12年3月31日名称変更 (旧)社会福祉学部産業福祉学科食品衛生コース	
仙台白百合女子大学人間学部 健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市泉区本田町6-1	平成14年2月20日	平成14年4月以降の入学者の養成について適用	
仙台白百合女子大学 人間学部健康栄養学 管理栄養専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市泉区本田町6-1	平成12年12月15日	平成13年4月以降の入学者の養成について適用 平成14年4月1日名称変更 (旧)人間学部人間生活学科健康栄養専攻食品衛生課程	

41 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

宮城	石巻専修大学理工学部 生物生産工学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	石巻市南境新水戸1	平成10年3月11日	平成10年4月以降の入学者の養成について適用
	食品衛生管理者等任用資格コース 石巻専修大学理工学部 基礎理学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	石巻市南境新水戸1	平成10年3月11日	平成10年4月以降の入学者の養成について適用
宮城	食品衛生管理者等任用資格コース 尚絅学院大学総合人間科学部 健康栄養学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	名取市ゆりが丘 4-10-1	平成14年2月14日	平成15年4月以降の入学者の養成について適用
	食品衛生課程 宮城大学食産業学部 フードビジネス学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	仙台市太白区旗立2-2-1	平成17年3月14日	平成17年4月以降の入学者の養成について適用
秋田	食品加工・衛生コース 秋田県立大学生物資源科学部 応用生物科学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	秋田市下新城中野 字街道端西241-7	平成11年2月22日	平成11年4月以降の入学者の養成について適用
	食品衛生コース 山形大学農学部 生物資源学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	鶴岡市若葉町1-23	平成11年3月31日	平成11年4月以降の入学者の養成について適用
福島	食品衛生管理者等任用資格コース 郡山女子大学家政学部 食物栄養学科	食品衛生管理者 食品衛生監視員	郡山市開成 3-25-2	昭和48年3月24日	昭和48年4月以降の入学者の養成について適用 昭和62年4月1日名称変更 (旧)食物栄養学科管理栄養士専攻

42 健康保険組合所在地一覽

H20. 4

	組合コード	組 合 名	形態	所 在 地	電 話
青森	1	12033 青森銀行	単一	030-0823 青森市橋本1-9-30	017-777-1111
	2	12051 みちのく銀行	単一	030-0821 青森市勝田1-3-1	017-774-1115
	3	12061 日本原燃	単一	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108	0175-71-2381
岩手	4	13050 岩手銀行	単一	020-0021 盛岡市中央通1-2-3	019-623-1111
	5	13096 北日本銀行	単一	020-0063 盛岡市材木町2-23	019-623-8400
	6	13101 新興	単一	025-0354 花巻市大畑第9地割92-6	0198-26-2181
	7	13111 岩手県自動車販売	総合	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-7061
	8	13120 みちのくコカ・コーラ	単一	028-3621 紫波郡矢巾町広宮沢1-279	019-611-0660
	9	13139 東北銀行	単一	020-0023 盛岡市内丸3-1	019-654-5412
	10	13148 東日本ハウス	単一	020-0062 盛岡市中央通2-8-5 東日本中央通ビル3F	019-626-9251
宮城	11	14085 東北電力	単一	980-8550 仙台市青葉区本町1-7-1	022-224-6335
	12	14094 七十七銀行	単一	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-211-9743
	13	14119 河北新報	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-262-6336
	14	14128 ユアテック	単一	983-8622 仙台市宮城野区榴岡4-1-1	022-296-2111
	15	14146 宮城交通	単一	981-3201 仙台市泉区泉ヶ丘3-13-20	022-771-5319
	16	14155 東北しんきん	総合	980-0804 仙台市青葉区大町1-2-6	022-262-7684
	17	14164 東北薬業	総合	980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-267-1350
	18	14173 宮城県自動車販売	総合	983-0036 仙台市宮城野区苦竹4-3-1	022-232-6661
	19	14191 仙台銀行	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-1	022-225-8241
	20	14216 仙台卸商	総合	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-5896
	21	14234 東北セミコンダクタ	単一	981-3206 仙台市泉区明通3-3-1	022-377-9365
秋田	22	15108 秋田銀行	単一	010-8655 秋田市山王3-2-1	018-863-1212
	23	15135 秋田県自動車販売	総合	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-863-5377
	24	15153 北都銀行	単一	010-0001 秋田市中通3-1-41	018-833-4211
山形	25	16063 山形銀行	単一	990-8642 山形市七日町3-1-2	023-623-1221
	26	16081 第一貨物	単一	990-0033 山形市諏訪町2-1-20	0236-23-1430
	27	16091 きらやか	単一	990-0045 山形市桜町7-35	023-623-8111
	28	16115 山形県自動車販売	総合	990-2432 山形市荒橋町1-8-5	023-632-1464
	29	16124 荘内銀行	単一	990-0821 山形市北町1-3-18	023-684-5553
福島	30	17122 クレハ	単一	974-8686 いわき市錦町落合16	0246-63-4183
	31	17178 東邦銀行	単一	960-8041 福島市大町3-25	024-523-5876
	32	17187 常磐	単一	972-8321 いわき市常磐湯本町辰ノ口1	0246-44-2500
	33	17201 北芝電機	単一	960-1292 福島市松川町字天王原9	024-567-6790
	34	17239 三菱伸銅	単一	965-0025 会津若松市扇町128-7	0242-22-7111
	35	17275 福島銀行	単一	960-8033 福島市万世町2-5	024-525-2928
	36	17284 福島トヨペットグループ	単一	963-8843 郡山市字川向1-1	024-947-0909
	37	17293 大東銀行	単一	963-8871 郡山市本町1-11-15	024-922-9532
	38	17309 会津中央	単一	960-0011 会津若松市鶴賀町1-1	0242-39-3922

【合併又は解散により消滅した健保組合】

1	宮城	しんくみ東北	平成16年4月1日解散
2		エヌイーシートーキン	平成17年4月1日 日本電気健保と合併により消滅
3	山形	ヤマコー	平成19年1月1日解散
4		山形しあわせ銀行	平成19年4月1日 殖産銀行健保と合併により消滅(組合名変更 きらやか健保組合)
5	福島	日本化成	平成17年4月1日 三菱化学健保と合併により消滅
6		常磐交通	平成15年4月1日解散
7		福島交通	平成17年4月1日解散
8		会津乗合	平成14年4月1日解散
9		旭陽	平成18年4月1日解散
10		林精器	平成16年4月1日解散
11		日産福島	平成20年4月1日解散

43 厚生年金基金所在地一覽

H20.4

	基金番号	基金名	種	型	所在地	電話番号	
岩手	1	1146	岩手県自動車販売	総	加 020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-5101	
	2	1214	岩手県建設業	総	加 020-0873 盛岡市松尾町17-9	019-653-4484	
	3	1403	岩手県機械金属	総	加 020-0022 盛岡市大通3-2-8	019-623-4434	
宮城	4	249	七十七銀行	単	加 980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-267-1111	
	5	378	東北印刷工業	総	加 983-0034 仙台市宮城野区扇町3-9-12	022-284-0551	
	6	744	東北石油業	総	加 980-0011 仙台市青葉区上杉1-16-8	022-261-0333	
	7	897	東北六県トラック	総	加 984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-4781	
	8	957	東北薬業	総	加 980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-223-8791	
	9	1039	東北七県電気工事業	総	加 984-0074 仙台市若林区東七番丁157	022-221-4415	
	10	1153	宮城県建設業	総	加 980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48	022-221-1151	
	11	1215	河北新報	単	加 980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-263-4720	
	12	1331	東北管工事業	総	加 980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22	022-263-7521	
	13	1402	仙台卸商	総	加 984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-9621	
	14	1639	南東北機械金属	総	加 980-0014 仙台市青葉区本町2-7-13	022-213-0233	
	15	1704	東北三県自動車整備	総	加 983-0861 仙台市宮城野区鉄砲町1-2	022-293-8261	
	秋田	16	989	秋田県自動車販売	総	加 010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-865-1257
		17	1282	秋田県建設業	総	加 010-0951 秋田市山王4-3-10	018-823-6305
		18	1378	秋田県病院	総	加 010-0921 秋田市大町1-3-8	018-824-5761
19		1781	両羽自動車整備	総	加 010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-824-7551	
20		1782	秋田県機械金属	総	加 010-0921 秋田市大町1-3-8	018-866-8261	
21		1783	秋田県電子工業	総	加 010-0001 秋田市中通2-2-32	018-831-0981	
山形	22	1705	天童木工	単	加 994-0002 天童市乱川1-3-10	023-653-3121	
	23	1733	山形県医療機関	総	加 990-2492 山形市香澄町2-9-13	023-634-8550	
福島	24	638	常磐交通	連	加 970-8034 いわき市平上荒川字長尾74-8	0246-29-5616	
	25	890	日産福島	連	加 960-8102 福島市北町2-32	024-522-0170	
	26	1129	福島県病院	総	加 960-8035 福島市本町5-8	024-522-1062	
	27	1734	福島県自動車整備	総	加 960-8165 福島市吉倉字前田2-1	024-545-8291	

【確定給付企業年金へ移行した基金】

1	青森	青森銀行	平成17年1月1日	過去返上認定(承認)
2		みちのく銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
3		北日本銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
4	岩手	岩手銀行	平成17年9月1日	過去返上認定(承認)
5		東日本ハウス	平成16年5月1日	過去返上認定(承認)
6	宮城	仙台コカ・コーラボトリング	平成16年11月1日	過去返上認定(承認)
7	秋田	秋田銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
8		北都銀行	平成16年7月1日	過去返上認定(承認)
9	山形	山形銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
10		山形しあわせ銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)→平成19年4月1日合併
11		殖産銀行	平成18年9月1日	過去返上認定(承認)
12		荘内銀行	平成16年9月1日	過去返上認定(承認)
13		前田	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
14	福島	日東紡績	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)→東京都へ所在地変更
15		東邦銀行	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)
16		日立コミュニケーションテクノロジー	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)→平成18年10月1日合併
17		大東銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)
18		ゼビオ	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)

【解散又は合併により消滅した基金】

1	青森	青森県病院	平成17年1月28日	解散
2		青森県建設業	平成17年2月25日	解散
3		東北地区木材	平成14年10月1日	合併(東日本木材業)
4	岩手	新興	平成15年1月29日	解散
5		岩手県医療機関	平成17年2月25日	解散
6	宮城	カメイ	平成15年11月27日	解散
7		伯養軒	平成13年1月26日	解散
8		東北百貨店	平成14年9月26日	解散
9		宮城県病院	平成15年11月27日	解散
10		東北地区指定自動車教習所	平成13年12月20日	解散
11		みやぎ電子機械工業会	平成16年3月24日	解散
12	秋田	秋北バス	平成14年5月17日	解散
13		アキタ電子システムズ	平成16年9月29日	解散
14	山形	第一貨物	平成13年3月22日	解散
15		山形県建設業	平成18年3月22日	解散
16		マルコン電子	平成13年9月20日	解散
17		山形県自動車販売	平成15年10月27日	解散
18	福島	旭陽	平成16年5月27日	解散
19		福島銀行	平成16年9月27日	解散
20		福島県建設業	平成15年9月29日	解散

4.4 国民年金基金所在地一覧

名称	所在地	電話番号
青森県国民年金基金	030-0862 青森市古川1-21-8 読売青森ビル5階	017-777-1700
岩手県国民年金基金	020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館9階1号	019-652-4814
宮城県国民年金基金	980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 協栄生命仙台二日町ビル7階	022-215-3431
秋田県国民年金基金	010-0001 秋田市中通1-4-32 千代田生命秋田ビル5階	018-837-3611
山形県国民年金基金	990-0039 山形市香澄町 2-8-18 第7近宣ビル4階	023-625-3870
福島県国民年金基金	960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル5階	024-523-3387

4 5 県別保険者等数

H20. 4

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北計	全国計
健康保険組合	3	7	11	3	5	9	38	1,502
厚生年金基金	0	3	12	6	2	4	27	624
国民年金基金	1	1	1	1	1	1	6	72
確定拠出年金	7	14	26	7	22	25	101	2,725
確定給付企業年金	23	20	42	16	36	30	167	3,448
市町村	40	35	36	25	35	60	231	1,788
国保組合	1	1	3	2	3	2	12	165
国保連合会	1	1	1	1	1	1	6	47
老人保健	40	35	36	25	35	60	231	1,788

46 特定機能病院一覽

病院名	所在地		電話番号	立入検査実施日
弘前大学医学部附属病院	036-8203	青森県弘前市本町53番地	0172-33-5111	19.10.11~12 実施
岩手医科大学附属病院	020-0023	岩手県盛岡市内丸19番1号	019-651-5111	19.11.1~2 実施
東北大学医学部附属病院	980-0872	宮城県仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7000	19.11.7~8 実施
秋田大学医学部附属病院	010-0041	秋田県秋田市広面蓮沼44-2	018-834-1111	19.10.18~19 実施
山形大学医学部附属病院	990-2331	山形県山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	19.12.13~14 実施
福島県立医科大学医学部附属病院	960-1247	福島県福島市光が丘1番地	024-548-2111	19.11.19~20 実施

47 医薬品製造業許可施設一覧

県名	施設名		所在地	電話番号	備考
青森県	青森県赤十字血液センター	030-0966	青森市花園2-19-11	017-741-1511	
岩手県	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳6地割1-6	019-637-7200	
岩手県	日本メジッククス 東北ラボ	024-0051	北上市相去町山根梨の木43-131	0197-71-2500	
宮城県	宮城県赤十字血液センター	981-0913	仙台市青葉区昭和町2-37	022-271-2255	
宮城県	日本メジッククス 泉工場	981-3137	仙台市泉区大沢3-3-1	022-771-9350	
秋田県	秋田県赤十字血液センター	010-0941	秋田市川尻字大川反233-186	018-865-5541	
福島県	福島県赤十字血液センター	960-1198	福島市永井川字北原田17	024-544-2550	

48 毒物劇物製造業登録業者件数一覧

平成20年3月31日現在

番号	登録番号	登録年月日	製造所名称	製造所所在地	登録権限	有効期限	備考
1	第322号	昭和26年12月01日	日本化学工業株式会社 福島第一工場	福島県郡山市松木町2番25号	大臣	平成23年11月30日	
2	第424号	昭和26年12月01日	昭和電工株式会社 東原事業所	福島県津若松市河東町東原字長谷地111	大臣	平成23年11月30日	
3	第586号	昭和27年02月01日	日本化学工業株式会社 福島第二工場	福島県田村郡三春町宇天玉前3番地	大臣	平成24年01月31日	
4	第758号	昭和27年06月01日	株式会社クレハ いわき工場	福島県いわき市錦町落合16番地	大臣	平成24年05月31日	
5	第2357号	昭和39年03月16日	東邦亜鉛株式会社 小名浜製錬所	福島県いわき市小名浜字芳浜10番地	大臣	平成21年03月15日	
6	第2504号	昭和40年08月06日	小名浜製錬株式会社 水沢工場	福島県いわき市小名浜字落合1番地の1	大臣	平成22年08月05日	
7	第3077号	昭和45年02月06日	水澤化学工業株式会社 小名浜工場	山形県鶴岡市大字西目宇殿田21番地	大臣	平成22年02月05日	
8	第3299号	昭和46年09月28日	日本化成株式会社 小名浜工場	福島県いわき市小名浜字高山34番地	大臣	平成23年08月16日	
9	第3523号	昭和47年12月21日	日本特殊化学工業株式会社 いわき工場	福島県いわき市泉町滝尻字橋本1番地	大臣	平成24年12月20日	
10	第3982号	昭和50年01月28日	八戸製錬株式会社 八戸製錬所	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76	大臣	平成22年01月27日	
11	第4233号	昭和51年09月01日	東北化学工業株式会社 郡山工場	福島県郡山市昭和一丁目2番4号	大臣	平成23年08月31日	
12	第4597号	昭和54年12月04日	有機合成薬品工業株式会社 常警事業所	福島県いわき市常磐西畑町落合788番地	大臣	平成24年08月26日	
13	第4868号	昭和57年08月27日	三丸化学株式会社	宮城県柴田郡村田大字村田字西ヶ丘12番地	大臣	平成20年04月18日	
14	第4927号	昭和58年04月19日	東北東ソー化学株式会社 酒田工場	山形県酒田市大浜一丁目4番16号	大臣	平成21年09月20日	
15	第5054号	昭和59年09月21日	マテリアルエコーリアン株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市小名浜字吹松15の1	大臣	平成21年12月03日	
16	第5112号	昭和61年10月08日	小名浜蒸溜株式会社	福島県いわき市小名浜字高山312番地の5	大臣	平成23年10月07日	
17	第5115号	昭和59年03月31日	住友化学工業株式会社 三沢工場	福島県いわき市三沢字津代平	大臣	平成21年03月30日	
18	第5122号	昭和61年10月25日	純正化学株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台490-1	大臣	平成23年10月24日	
19	第5133号	昭和62年04月01日	堺化学工業株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市泉町下川字田宿110番地	大臣	平成24年03月31日	
20	第5138号	昭和62年04月15日	細倉金屬鋳業株式会社	宮城県栗原市鷹沢字南郷荒町48番地	大臣	平成24年04月14日	
21	第5184号	平成01年09月30日	小坂製錬株式会社 小坂製錬所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部94番地	大臣	平成21年09月29日	
22	第5194号	平成02年05月28日	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133	大臣	平成22年05月27日	
23	第5227号	平成03年07月18日	日本特殊化学工業株式会社 小名浜工場	福島県いわき市泉町黒須野字江越246-11	大臣	平成23年07月17日	
24	第5231号	平成03年08月03日	堺化学工業株式会社 大剣製造所 電子材料事業	福島県いわき市泉町下川字大剣382	大臣	平成23年08月02日	
25	第5234号	平成03年11月01日	株式会社浮間化学研究所 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-134	大臣	平成23年10月31日	
26	第5276号	平成04年07月01日	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾敷字野附504-2	大臣	平成24年06月30日	
27	第5321号	平成06年04月01日	サンケミア株式会社 落合事業所	宮城県仙台市青葉区手沢字大竹新田8-1	大臣	平成21年03月31日	
28	第5342号	平成07年07月31日	日曹フアインケミカル株式会社 郡山工場	福島県郡山市梅川一丁目176番地	大臣	平成22年07月30日	
29	第5389号	平成10年07月21日	秋田製錬株式会社 飯島製錬所	秋田県秋田市飯島字古道下川端217-9	大臣	平成20年07月20日	
30	第5393号	平成10年11月04日	みどり化学株式会社 福島工場	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田364番地	大臣	平成20年11月03日	
31	第5408号	昭和60年10月11日	富山薬品工業株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台500番地	大臣	平成22年10月10日	
32	第5419号	平成12年03月23日	有限会社アイン工業	福島県安達郡白沢村糠沢字東禅寺20	大臣	平成22年03月22日	
33	第5431号	平成12年10月01日	株式会社アイン工業	福島県秋田市茨島三丁目1番6号	大臣	平成22年09月30日	
34	第5436号	平成12年12月12日	三星化学工業株式会社相馬工場	福島県相馬市蒲庭字孫目280番地	大臣	平成22年12月11日	

48 毒物劇物製造業登録業者件数一覧

番号	登録番号	登録年月日	製造所名称	製造所所在地	登録権限	有効期限	備考
35	東北第10002号	平成10年09月04日	富士通フアンリテイーズ・エンジニアリング岩手事業	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2	大臣	平成20年09月03日	
36	東北第10003号	平成14年03月11日	新日本石油精製株式会社仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目1番1号	大臣	平成24年03月31日	
37	東北第10004号	平成14年05月01日	東北電力株式会社 燃料部	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	大臣	平成24年05月06日	
38	東北第10006号	平成14年11月20日	日本化学産業株式会社 福島工場	福島県双葉郡富岡町大字本岡字沼名子166	大臣	平成24年11月19日	
39	東北第10011号	平成17年02月28日	古河電子株式会社 いわき工場	福島県いわき市好間字好間字小館20番地	大臣	平成22年02月28日	
40	東北第10014号	平成18年12月12日	株式会社DNPフアインケミカル	福島県南相馬市小高区蛸沢字笠谷26	大臣	平成23年12月31日	
41	東北第10015号	平成19年03月01日	株式会社ジェムコ細倉事業所	宮城県栗原市鷺沢南郷荒町48番地	大臣	平成24年02月29日	

49 毒物劇物輸入業登録業者件数一覧

平成20年3月31日現在

番号	登録番号	登録年月日	輸入業者名称	輸入業者所在地	業態	登録権限	有効期限
1	第1639号	昭和56年01月21日	有機合成薬品工業株式会社 常盤工場	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地	輸入業	大臣	平成23年01月20日
2	第2441号	平成02年05月28日	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133	輸入業	大臣	平成22年05月27日
3	第2468号	平成02年10月03日	シーエルサイエンス株式会社 福島工場	福島県福島市岡島字長岬5-3	輸入業	大臣	平成22年10月02日
4	第3514号	平成12年11月30日	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	福島県福島市土船字五反田1番地	輸入業	大臣	平成22年11月29日
5	東北第10005号	平成14年05月01日	東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	輸入業	大臣	平成24年05月06日
6	東北第10013号	平成17年12月28日	株式会社ジェムコ	秋田県秋田市茨島三丁目1番6号	輸入業	大臣	平成22年12月27日
7	東北第10016号	平成19年08月29日	農業技術研究会	福島県福島市瀬上町字東町一丁目5番地8	輸入業	大臣	平成24年08月28日

50 麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移

年次	麻薬及び精神薬法		あへん法		大麻取締法		計		覚せい剤取締法			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	1,542	2,232	18,711	17,528		
27	1,190	1,642	-	-	39	51	1,229	1,693	21,727	18,521		
28	1,030	1,462	-	-	8	9	1,038	1,471	38,763	38,514		
29	1,527	2,092	25	30	16	17	1,568	2,139	53,221	55,664		
30	1,280	1,753	157	181	42	52	1,479	1,986	30,670	32,140		
31	1,060	1,575	128	140	27	33	1,215	1,748	4,876	5,047		
32	1,013	1,365	144	173	25	29	1,182	1,567	787	781		
33	1,616	2,073	63	76	7	13	1,686	2,162	268	271		
34	1,394	1,714	137	147	28	30	1,559	1,891	332	372		
35	1,667	1,987	310	315	9	10	1,986	2,312	426	476		
36	2,023	2,442	190	199	22	24	2,235	2,665	459	477		
37	1,773	2,176	203	208	34	34	2,010	2,418	530	546		
38	2,135	2,571	402	417	144	147	2,681	3,136	1,061	971		
39	707	792	419	425	158	164	1,284	1,381	973	860		
40	1,035	1,090	890	902	255	259	2,180	2,251	885	735		
41	899	974	917	920	157	158	1,973	2,052	847	694		
42	592	658	702	705	301	298	1,595	1,661	841	675		
43	298	361	136	148	392	410	826	1,919	1,091	775		
44	210	239	377	377	426	413	1,013	1,029	915	704		
45	212	245	230	230	707	733	1,149	1,208	2,453	1,682		
46	256	229	207	202	831	717	1,294	1,148	4,431	2,634		
47	354	341	253	251	853	726	1,460	1,318	7,702	4,777		
48	455	429	310	287	779	761	1,544	1,477	14,260	8,510		
49	436	393	176	171	781	720	1,393	1,284	9,771	6,119		
50	268	232	158	140	971	909	1,397	1,281	13,590	8,422		
51	195	165	184	185	1,064	960	1,443	1,310	17,929	10,919		
52	201	125	191	191	1,225	1,096	1,617	1,412	24,022	14,741		
53	136	102	140	142	1,711	1,253	1,987	1,497	30,287	18,027		
54	147	103	217	217	1,573	1,314	1,937	1,634	31,991	18,552		
55	241	158	269	264	1,745	1,433	2,255	1,855	33,808	20,200		
56	144	98	261	262	1,696	1,346	2,101	1,706	36,855	22,331		
57	169	100	273	270	1,550	1,244	1,992	1,614	38,231	23,719		
58	129	89	406	408	1,593	1,231	2,128	1,728	37,562	23,635		
59	223	132	201	197	1,715	1,391	2,139	1,720	37,739	24,372		
60	168	138	449	443	1,597	1,273	2,214	1,854	36,115	23,344		
61	166	118	440	397	1,624	1,337	2,230	1,852	32,664	21,408		
62	149	99	388	365	1,732	1,395	2,269	1,849	31,301	20,966		
63	165	126	217	213	2,033	1,570	2,415	1,909	30,229	20,716		
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	2,341	1,886	23,657	16,866		
2	(2)	331	(2)	240	113	111	2,091	1,620	2,535	1,971	20,095	15,267
3	(50)	413	(29)	271	120	126	2,020	1,505	2,553	1,902	22,047	16,330
4	(101)	485	(55)	331	102	91	2,347	1,639	2,934	2,061	21,208	15,311
5	(111)	479	(84)	353	163	132	2,871	2,055	3,513	2,540	21,671	15,495
6	(130)	551	(91)	343	254	222	2,675	2,103	3,480	2,668	20,056	14,896
7	(97)	572	(64)	334	229	172	2,314	1,555	3,115	2,081	23,731	17,364
8	(107)	528	(78)	275	190	141	2,098	1,306	2,816	1,722	26,959	19,666
9	(80)	451	(63)	238	222	161	1,874	1,175	2,547	1,574	27,152	19,937
10	(64)	565	(44)	280	182	134	2,119	1,316	2,866	1,730	22,753	17,084
11	(75)	522	(57)	286	168	128	1,764	1,224	2,454	1,638	24,419	18,491
12	(67)	498	(35)	254	122	67	1,815	1,224	2,435	1,545	26,227	19,156
13	(48)	586	(42)	271	90	49	2,321	1,525	2,997	1,845	25,060	18,110
14	(59)	709	(37)	327	93	55	2,677	1,873	3,479	2,255	23,474	16,964
15	(52)	1,027	(26)	530	89	55	2,925	2,173	4,041	2,758	20,343	14,797
16	(77)	1,224	(52)	635	91	68	3,125	2,312	4,440	3,015	17,955	12,397
17	(43)	1,252	(35)	606	33	13	2,951	2,063	4,237	2,682	20,273	13,549
18	(48)	1,214	(45)	611	50	27	3,369	2,423	4,633	3,061	17,480	11,821

注1) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料の合計による。注2) ()内は、向精神薬事犯で内数である。

51 年齢階層別・法令別検挙人員 (平成18年1月～12月)

法 令		麻薬及び向精神薬取締法				あへん法	大 麻 取 締 法	覚せい剤 取 締 法	計	
		麻 薬	向精神薬	麻薬向精 神薬原料	小 計					
区 分	件 数	1,166	48		1,214	50	3,369	17,480	22,113	
	総 数	人 員	男	448	29		477	15	2,163	9,395
女			115	14		129	12	260	2,426	2,827
その他										
法 人			3	2		5				5
計			566	45		611	27	2,423	11,821	14,882
年 齢 別	19才以下	男	14	1		15		164	109	288
		女	23	2		25		33	187	245
	20～24才	男	115	2		117		664	797	1,578
		女	37			37		90	425	552
	25～29才	男	112	3		115	1	594	1,267	1,977
		女	25	4		29		68	447	544
	30～39才	男	131	9		140	7	482	3,625	4,254
		女	19	6		25		51	902	978
	40～49才	男	49	8		57	3	190	2,255	2,505
		女	10	1		11		16	331	358
	50以上	男	27	6		33	4	69	1,342	1,448
		女	1	1		2	12	2	134	150
	不 明	男								
		女								
		他								
	法 人		3	2		5				5
	合 計	男	448	29		477	15	2,163	9,395	12,050
		女	115	14		129	12	260	2,426	2,827
他										
法 人		3	2		5				5	
計		566	45		611	27	2,423	11,821	14,882	
暴力団関係者		149	1		150		739	6,098	6,987	
麻薬等犯罪の前科者		61	2		63	1	313	6,421	6,798	
麻薬中毒者		73	4		77	2	331	4,010	4,420	

「厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。」

52 麻薬及び向精神薬取締法違反の
都道府県別検挙件数・人員 (H18)

都道府県	合 計	
	件数	人員
北海道	15	3
青森県		
岩手県	8	2
宮城県	11	7
秋田県	1	2
山形県	5	1
福島県	3	1
茨城県	7	4
栃木県	8	4
群馬県	29	9
埼玉県	13	5
千葉県	42	27
東京都	507	259
神奈川県	114	49
新潟県	12	4
山梨県	7	4
長野県	4	1
静岡県	41	22
富山県	4	2
石川県	8	6
福井県	3	1
岐阜県	10	5
愛知県	53	30
三重県	13	3
滋賀県	7	
京都府	10	1
大阪府	89	60
兵庫県	26	11
奈良県	2	1
和歌山県	6	4
鳥取県	7	2
島根県	12	5
岡山県	6	2
広島県	10	5
山口県	3	2
徳島県	4	1
香川県	12	7
愛媛県	8	7
高知県	2	2
福岡県	50	24
佐賀県	10	6
長崎県	2	1
熊本県	17	9
大分県	1	1
宮崎県	5	4
鹿児島県	2	2
沖縄県	5	3
計	1,214	611

53 あへん法違反の都道府県別検挙件数・人員 (H18)

都道府県	合 計	
	件数	人員
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県	7	7
山形県		
福島県	5	5
茨城県	1	1
栃木県		
群馬県	3	1
埼玉県	1	1
千葉県	7	2
東京都	10	2
神奈川県	9	3
新潟県		
山梨県	1	1
長野県		
静岡県	2	2
富山県		
石川県		
福井県		
岐阜県		
愛知県	3	1
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県	1	1
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
計	50	27

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

54 大麻取締法違反の都道府県別検挙件数・人員 (H18) 55 覚せい剤取締法違反の都道府県別検挙件数・人員 (H18)

都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	146	116
青森県	2	1
岩手県	11	7
宮城県	36	25
秋田県	6	4
山形県	10	5
福島県	11	8
茨城県	30	24
栃木県	16	14
群馬県	34	15
埼玉県	70	42
千葉県	142	102
東京都	1,150	859
神奈川県	343	264
新潟県	21	11
山梨県	16	7
長野県	8	3
静岡県	91	62
富山県	28	19
石川県	21	6
福井県	9	5
岐阜県	27	16
愛知県	157	106
三重県	29	12
滋賀県	20	13
京都府	40	25
大阪府	259	181
兵庫県	102	67
奈良県	15	17
和歌山県	20	17
鳥取県	9	7
島根県	12	7
岡山県	44	28
広島県	64	39
山口県	6	2
徳島県	16	13
香川県	27	17
愛媛県	6	7
高知県	7	3
福岡県	148	109
佐賀県	13	12
長崎県	2	2
熊本県	54	35
大分県	2	2
宮崎県	14	5
鹿児島県	22	21
沖縄県	53	61
計	3,369	2,423

都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	691	549
青森県	64	53
岩手県	88	48
宮城県	160	107
秋田県	41	30
山形県	42	24
福島県	129	91
茨城県	469	361
栃木県	282	213
群馬県	276	188
埼玉県	699	528
千葉県	874	565
東京都	3,022	1,974
神奈川県	1,008	679
新潟県	76	57
山梨県	170	113
長野県	97	65
静岡県	546	447
富山県	27	18
石川県	76	52
福井県	43	32
岐阜県	181	111
愛知県	1,059	801
三重県	189	109
滋賀県	149	114
京都府	364	230
大阪府	2,450	1,524
兵庫県	624	410
奈良県	244	145
和歌山県	158	124
鳥取県	45	39
島根県	24	9
岡山県	237	145
広島県	287	176
山口県	188	135
徳島県	60	38
香川県	201	143
愛媛県	137	114
高知県	92	59
福岡県	1,108	644
佐賀県	113	87
長崎県	78	62
熊本県	285	173
大分県	89	59
宮崎県	97	65
鹿児島県	95	75
沖縄県	46	36
計	17,480	11,821

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

56 麻薬・大麻事犯の主品目別押収量

品目	総数		対前年増減
	平成17年	平成18年	
ヘロイン	0.1kg	2.3kg	+2.2kg
コカイン	2.9kg	9.9kg	+7.0kg
MDMA等合成麻薬	576,748錠	195,294錠	-381,454錠
生あへん	1.0kg	28.1kg	+27.1kg
大麻樹脂	233.9kg	98.7kg	-135.2kg
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	652.4kg	233.8kg	-418.6kg

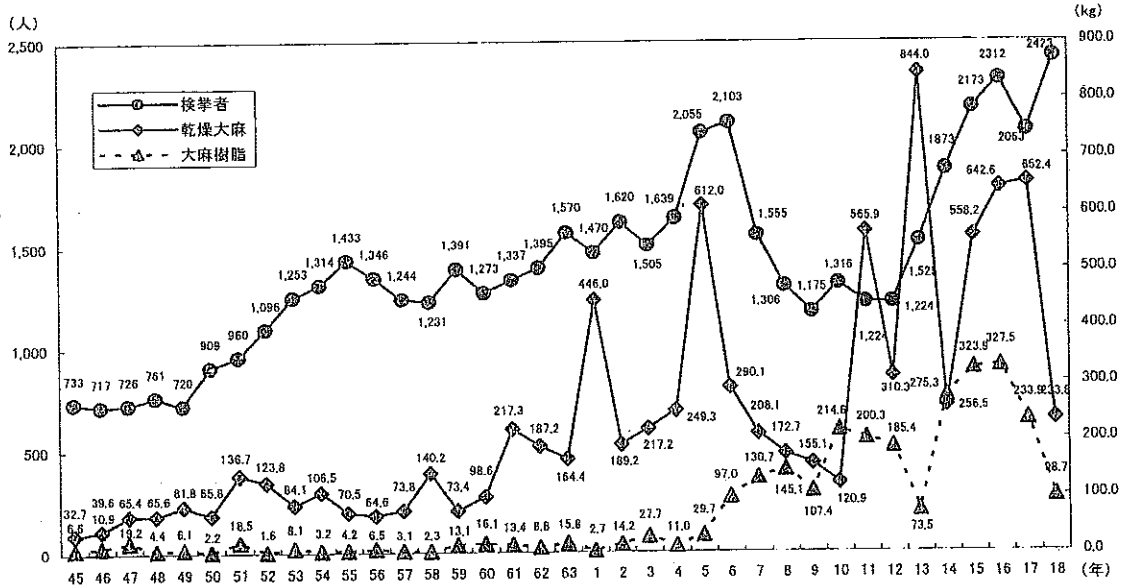
「厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計資料による。」

57 大麻事犯推移

区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
検 挙 人 員	1,316 人	1,224 人	1,224 人	1,525 人	1,873 人	2,173 人	2,312 人	2,063 人	2,423 人
押 収 量 乾 燥 大 麻 (大麻たばこ含む)	120.9 kg	565.9 kg	310.3 kg	844.0 kg	256.5 kg	558.2 kg	642.6 kg	652.4 kg	233.8 kg
大 麻 樹 脂	214.6 kg	200.3 kg	185.4 kg	73.5 kg	275.3 kg	323.9 kg	327.5 kg	233.9 kg	98.7 kg

「厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。」

58 大麻事犯検挙人員と押収量の年次別推移



「厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。」

59 免許等（資格を与えるもの）一覧

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌年の12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者				
	向精神薬輸入業者	地方厚生(支)局長			免許の日から5年
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者	都道府県知事		免許の日から6年	
	向精神薬卸売業者				
	向精神薬小売業者				
	向精神薬試験研究施設設置者(国の開設する施設)	地方厚生(支)局長		登録	期限なし
都道府県知事					
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	届出	期限なし	
	大麻研究者				
	大麻等原料輸入業者※1				
	大麻等原料輸出業者※1				
覚せい剤取締法	特定麻薬等原料製造業者	都道府県知事	指定	免許の年の12月31日まで	
	特定麻薬等原料卸小売業者				
	覚せい剤製造業者※2	厚生労働大臣			指定の日の翌年の12月31日まで
	覚せい剤施用機関※2(国の開設するもの)				
	覚せい剤施用機関				
	覚せい剤研究者	都道府県知事			
	覚せい剤原料輸入業者※3			地方厚生(支)局長	指定の日の4年後の12月31日まで
	覚せい剤原料輸出業者※3				
覚せい剤原料製造業者※3					
あへん法	覚せい剤原料取扱者	都道府県知事	許可	許可の日から1年以内の9月30日まで	
	覚せい剤原料研究者				
	けし耕作者				地方厚生(支)局長
甲種研究栽培者					
乙種研究栽培者					

※1 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで(H12.12.14 医薬発第1239号)

※2 都道府県知事(麻薬取締部)経由事務

※3 都道府県知事経由事務

60 麻薬、けし、大麻取扱者数の推移

区分	平成元年 (1989)	2年 (1990)	3年 (1991)	4年 (1992)	5年 (1993)	6年 (1994)	7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12年 (2000)	13年 (2001)	14年 (2002)	15年 (2003)	16年 (2004)	17年 (2005)	18年 (2006)
麻薬輸入業者	7	7	8	7	7	9	6	10	10	10	11	12	16	13	16	13	14	14
麻薬輸出業者	7	7	7	6	6	6	10	6	6	6	6	6	8	7	9	9	9	9
麻薬製造業者	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	6	5	5
麻薬製剤業者	1	2	3	3	3	2	2	2	2	3	2	3	7	6	6	5	5	5
家庭麻薬製造業者	159	160	168	165	166	169	170	165	162	162	163	157	154	153	145	151	88	147
麻薬元卸業者	20	20	20	20	21	21	21	22	25	22	22	21	22	24	20	18	12	18
麻薬卸売業者	500	499	556	491	504	585	496	570	611	667	700	859	797	793	812	831	844	852
麻薬小売業者	1,855	1,756	1,863	2,091	2,468	3,248	4,735	6,556	8,968	11,485	14,657	19,733	21,958	24,301	25,816	27,362	28,835	29,930
麻薬施用者	128,926	130,795	135,250	138,562	139,939	143,847	154,799	151,682	151,088	156,789	180,165	166,091	170,998	172,432	175,171	179,445	184,018	192,055
麻薬管理者	9,118	9,343	9,471	9,802	10,013	10,046	10,165	10,374	10,508	10,739	11,019	11,405	11,801	11,853	11,975	12,199	12,296	13,095
麻薬研究者	931	932	981	1,015	1,066	1,101	1,146	1,176	1,174	1,206	1,227	1,298	1,340	1,325	1,337	1,353	1,378	1,941
小計	141,528	143,524	148,332	152,166	154,197	159,038	171,554	170,567	172,558	181,093	207,977	199,590	207,106	210,912	215,312	221,392	227,504	238,707
けし栽培者	32	32	23	24	22	20	21	20	18	14	10	9	8	10	10	9	10	9
甲種研究栽培者	8	8	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6
乙種研究栽培者	5	6	4	4	5	5	5	7	8	9	9	11	10	9	7	7	9	7
小計	45	46	34	35	35	33	33	34	33	30	26	27	25	25	23	24	25	22
大麻栽培者	252	233	209	190	186	157	137	137	111	102	102	91	82	77	75	68	70	61
大麻研究者	213	217	225	239	259	276	276	276	284	276	289	307	301	317	317	322	335	334
小計	465	450	434	429	445	433	413	413	395	378	391	398	383	394	392	390	405	395
総計	142,038	144,020	148,800	152,630	154,677	159,504	172,000	171,014	172,986	181,501	208,394	200,015	207,514	211,331	215,727	221,806	227,934	239,134

61 向精神薬取扱業者数の推移

区分	年次	平成5年 (1993)	6年 (1994)	7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12年 (2000)	13年 (2001)	14年 (2002)	15年 (2003)	16年 (2004)	17年 (2005)	18年 (2006)	
向精神薬取扱業者	向精神薬輸入業者	104	104	110	98	89	88	84	85	85	94	96	71	85	80	
	向精神薬輸出業者	45	45	53	55	47	50	50	52	49	51	56	35	39	36	
	向精神薬製造製剤業者	191	191	195	193	169	172	169	172	172	160	170	175	150	160	148
	向精神薬使用業者	5	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	3	3	3	
	向精神薬免許証取得	84	84	74	77	76	73	64	199	73	179	80	99	97	98	
	卸売業者 みなし薬局	37,507	37,507	36,808	39,414	40,243	41,760	43,211	44,274	44,274	46,832	48,437	48,947	50,026	50,502	52,560
	みなし一般販売	23,408	23,408	25,480	25,056	25,576	24,869	28,972	25,988	25,988	26,834	25,897	21,541	27,640	27,519	30,035
	小計	60,999	60,999	62,362	64,547	65,895	66,702	72,247	70,461	70,461	73,739	74,513	70,568	77,765	78,118	82,693
	別段の申し出	—	—	0	0	0	6	0	12	1	2	1	3	3	0	0
	向精神薬免許証取得	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	243	1	2
	小売業者 みなし薬局	37,507	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,274	44,274	47,049	48,395	49,413	50,026	50,502	52,224
	小計	37,507	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,275	44,275	47,050	48,398	49,414	50,269	50,503	52,226
	別段の申し出	—	—	0	0	0	5	0	11	1	1	0	2	2	0	0
	病院等	9,969	9,969	9,756	9,701	9,568	9,454	9,392	9,100	9,100	9,246	9,253	9,148	9,006	9,040	8,989
	一般診療所	83,262	83,262	85,641	87,031	87,676	90,053	90,442	93,223	93,223	94,188	95,412	96,705	96,037	98,145	98,735
歯科診療所	53,243	53,243	56,291	57,865	58,968	60,300	59,132	63,242	63,242	64,178	64,885	65,858	65,295	66,575	67,335	
飼育動物診療施設	10,319	10,319	10,700	10,856	11,163	11,171	11,609	11,902	11,902	11,722	12,347	12,808	12,671	13,133	13,336	
小計	156,793	156,793	162,388	165,443	167,375	170,978	170,575	177,467	177,467	179,344	181,897	184,519	183,009	186,893	188,395	
厚生大臣登録			268	275	283	284	279	471	471	281	327	325	309	303	302	
向精神薬試験研究施設 設置	1,250	1,250	1,221	1,248	1,200	1,286	1,265	1,255	1,255	1,310	1,321	1,286	1,568	1,588	1,588	
小計	1,250	1,250	1,489	1,523	1,483	1,570	1,544	1,726	1,726	1,591	1,648	1,611	1,877	1,891	1,890	

62 麻 薬 取 扱 者 数

18. 12. 31現在	麻 薬 輸入業者	麻 薬 輸出業者	麻 薬 製造業者	麻 薬 製剤業者	家庭麻薬 製造業者	麻薬元卸売 業者	麻薬卸売業者			麻薬小売業者 局	
							販売業	薬局	計		
北海道	0	0	0	0	0	1	50	0	50	1,521	
東北	青森県						25		25	412	
	岩手県	1		1			26	1	27	387	
	宮城県						15		15	394	
	秋田県						18		18	362	
	山形県					1	17	1	18	331	
	福島県					2	23	1	24	697	
計	1	0	1	0	6	0	124	3	127	2,583	
関東	茨城県						22		22	735	
	栃木県						8	1	9	378	
	群馬県						9		9	374	
	埼玉県					1	13	3	16	1,120	
	千葉県	1	1			6	2	34	2	36	1,132
	東京都	4	2			3	1	16	1	17	3,005
	神奈川県	1	1	1		2	1	17	1	18	1,565
	梨野県							6		6	217
	長野県					1		14	1	15	768
	新潟県					1		19		19	789
計	6	4	1	0	22	5	158	9	167	10,083	
東海北陸	静岡県	2			2	2	1	25		25	963
	愛知県					7	3	34		34	1,450
	三重県	1		1		4		11	2	13	391
	岐阜県					6		20		20	412
	富山県					39		11		11	255
	石川県							8		8	342
計	3	0	1	2	58	4	109	2	111	3,813	
近畿	福井県					2		8	4	12	178
	滋賀県		1		1	9	1	11		11	192
	京都府					4		12		12	392
	大阪府	2	2	1	1	10	2	28		28	2,147
	兵庫県					5	3	31		31	1,122
	奈良県					19		9		9	239
和歌山県					2		10	1	11	278	
計	2	3	1	2	51	6	109	5	114	4,548	
中国	鳥取県							10		10	201
	島根県							12		12	213
	岡山県					2		15		15	533
	広島県	1	1	1		2		24		24	1,165
山口県						1	23		23	652	
計	1	1	1	0	4	1	84	0	84	2,764	
四国	徳島県					2		6		6	178
	香川県	1	1		1	1		6		6	282
	愛媛県					1		13		13	399
	高知県							5		5	227
計	1	1	0	1	4	0	30	0	30	1,086	
九州	福岡県						1	47		47	1,476
	佐賀県					1		13		13	358
	長崎県					1		22		22	524
	熊本県							21		21	549
	大分県							20		20	301
	宮崎県							21		21	449
	鹿児島県							22		22	427
沖縄県							3		3	84	
計	0	0	0	0	2	1	169	0	169	4,168	
合 計	14	9	5	5	147	18	833	19	852	30,566	

62 麻薬取扱者数

18. 12. 31現在	麻薬施用者				麻薬管理者					麻薬研究者					
	医師	歯科医	獣医	計	医師	歯科医	獣医	薬剤師	計	医師	歯科医	獣医	薬剤師	その他	計
北海道	9,592	123	569	10,284	290	1	76	584	951	17	3	4	5	57	86
東北	青森県	1,913	21	64	1,998	69		8	95	172	5	1	2	2	12
	岩手県	1,795	59	64	1,918	53		8	94	155	5	1	7	2	22
	宮城県	3,447	46	20	3,513	92			118	210	6	1	1	15	30
	秋田県	1,813	19	52	1,884	47		6	66	119	19	2	3	3	35
	山形県	1,890	25	30	1,945	52	1	4	60	117	2			2	7
	福島県	3,036	58	108	3,202	146		10	130	286	23		2	6	35
計	13,894	228	338	14,460	459	1	36	563	1,059	60	5	15	30	31	141
関東	茨城県	3,022	31	288	3,341	127		44	115	286	3		8	21	98
	栃木県	2,719	60	34	2,813	112		6	79	197	3			6	18
	群馬県	3,055	50	16	3,121	153		2	96	251	3		1	3	17
	埼玉県	5,832	50	200	6,082	192		28	259	479	5		2	24	60
	千葉県	6,724	151	166	7,041	239		19	167	425	9	2		16	74
	東京都	23,375	340	801	24,516	664		147	474	1,285	39	4	13	67	195
	神奈川県	10,115	128	317	10,560	181		41	288	510	6		3	14	63
	山梨県	1,206	11	63	1,280	39		6	58	103	3			2	12
	長野県	3,530	71	26	3,627	130			120	250	3	1		5	16
	新潟県	1,499	94	0	1,593	84	4		123	211	4	1		7	17
計	61,077	986	1,911	63,974	1,921	4	293	1,779	3,997	78	8	27	165	292	570
東海北陸	静岡県	4,368	92	30	4,490	114	1	4	138	257	5		5	17	39
	愛知県	7,821	206	89	8,116	169		8	201	378	38		15	57	156
	三重県	2,316	30	30	2,376	65		2	92	159				8	10
	岐阜県	2,313	51	144	2,508	94		19	64	177	8		4	17	35
	富山県	1,957	35	4	1,996	73			54	127	4			37	54
	石川県	2,384	21	3	2,408	103			71	174	2			7	10
計	21,159	435	300	21,894	618	1	33	620	1,272	57	0	24	143	80	304
近畿	福井県	1,313	13		1,326	51			56	107	1			5	8
	滋賀県	1,895	50	111	2,056	24		11	53	88	6		1	11	29
	京都府	4,916	54	18	4,988	124		4	133	261	7			19	44
	大阪府	12,456	174	728	13,358	276	1	129	380	786	24	3	4	35	303
	兵庫県	7,384	103	44	7,531	235	2	5	205	447	3			17	57
	奈良県	2,075	33	7	2,115	59		2	57	118	3			31	41
	和歌山県	1,685	23	63	1,771	49		5	78	132	12		2	4	26
計	31,724	450	971	33,145	818	3	156	962	1,939	56	3	7	122	320	508
中国	鳥取県	1,182	26	31	1,239	41		4	39	84	1		2	2	8
	島根県	1,362	21	9	1,392	49			47	96	1		1	2	4
	岡山県	3,853	23	117	3,993	180		20	107	307	30	6		6	48
	広島県	4,862	49	69	4,980	236		2	142	380	2		3	12	26
	山口県	2,447	25	65	2,537	62		8	106	176	3		10	4	21
計	13,706	144	291	14,141	568	0	34	441	1,043	37	6	16	26	22	107
四国	徳島県	1,438	32	7	1,477	91			53	144	3			11	18
	香川県	1,737	20	14	1,771	79		3	49	131	4			6	12
	愛媛県	2,435	39	8	2,482	81			106	187	1		2	2	7
	高知県	1,724	8	55	1,787	106		6	82	194	6		1	2	15
計	7,334	99	84	7,517	357	0	9	290	656	14	0	3	21	14	52
九州	福岡県	10,281	191	41	10,513	371	3	3	258	635	12			18	57
	佐賀県	1,488	20	40	1,548	92		6	51	149	8		1	9	20
	長崎県	2,910	14	22	2,946	96		3	128	227	1			8	15
	熊本県	3,381	28	16	3,425	189		1	150	340	1		1	2	5
	大分県	2,213	31	65	2,309	149		9	91	249	9		12	2	24
	宮崎県	1,942	9	5	1,956	118	1		92	211	2		1	2	8
	鹿児島県	2,064	38	14	2,116	143		2	124	269	3		1	3	16
	沖縄県	1,739	15	73	1,827	27		11	60	98	8		1	4	28
	計	26,018	346	276	26,640	1,185	4	35	954	2,178	44	0	17	48	64
合計	184,504	2,811	4,740	192,055	6,140	14	672	6,193	13,095	363	25	113	560	880	1,941

63 向精神薬取扱者数

18.12.31現在	向精神薬 輸入業者	向精神薬 輸出業者	向精神薬 製造製剤業者	向精神薬 使用業者	小計	向精神薬卸売業者				別段の 申出	
						免許証 取得	みなし 薬局	みなし 一般販売	小計		
北海道						1	2,130	786	2,917		
東北	青森県			1	1	1	546	143	690		
	岩手県					2	576	168	746		
	宮城県					5	1,045	261	1,311		
	秋田県						494	122	616		
	山形県	2	2	4		8	464	158	622		
福島県			5		5	838	227	1,065			
計	2	2	10		14	8	3,963	1,079	5,050		
関東	茨城県	6	1	6		5	1,103	368	1,476		
	栃木県			4		4	724	297	1,022		
	群馬県			2		2	697	340	1,038		
	埼玉県	3	2	14	1	20	2,104	1,474	3,584		
	千葉県	3	1	4		8	2,176	871	3,053		
	東京都	36	15	9	1	61	5,779	3,569	9,359		
	神奈川県	4	2	6		12	3,218	1,355	4,579		
	山梨県						374	134	508		
	長野県			2	1	3	834	272	1,106		
	新潟県		1	2		3	1,034	132	1,166		
計	52	22	49	3	126	36	18,043	8,812	26,891		
東海北陸	静岡県	3		9		12	1,595	621	2,217		
	愛知県	2		3		5	2,788	3,837	6,627		
	三重県	1		3		4	701	222	924		
	岐阜県			3		3	943	271	1,216		
	富山県		1	15		16	345	334	679		
石川県			1		1	380	250	631			
計	6	1	34		41	7	6,752	5,535	12,294		
近畿	福井県	1		2		3	242	111	353		
	滋賀県		1	5		6	450	183	633		
	京都府						1	756	249	1,006	
	大阪府	12	7	25		44	5	3,411	5,376	8,792	
	兵庫県	5	3	11		19	1	2,316	821	3,138	
	奈良県			1		1	1	485	259	745	
和歌山県	1		2		3		455	202	657		
計	19	11	46		76	8	8,115	7,201	15,324		
中国	鳥取県						258	85	343		
	島根県						249	85	334		
	岡山県			3		3	739	282	1,021		
広島県						2	1,577	541	2,121		
山口県			1		1	2	760	234	996		
計			4		4	4	3,583	1,227	4,815		
四国	徳島県	1		4		5	1	390	203	594	
	香川県						1	469	232	702	
	愛媛県						13	538	186	737	
	高知県						6	384	109	499	
計	1		4		5	21	1,778	730	2,529		
九州	福岡県						5	2,783	655	3,443	
	佐賀県						1	517	45	563	
	長崎県						1	700	163	864	
	熊本県			1		1	722	235	957		
	大分県							524	151	675	
	宮崎県							519	117	636	
	鹿児島県						2	786	188	976	
	沖縄県						4	558	227	789	
計			1		1	13	7,109	1,781	8,903		
合計	80	36	148	3	267	98	52,560	30,035	82,693		

63 向精神薬取扱者数

18.12.31現在	向精神薬小売業者				病院等					向精神薬試験研究施設設置者		
	免許証取得	みなし薬局	小計	別段申出	病院	一般診療所	歯科診療所	飼育動物診療施設	小計	厚生大臣の登録	知事の登録	小計
北海道		2,130	2,130		614	3,482	3,080	850	8,026	17	60	77
東北	青森県		546	546	109	985	585	165	1,844	2	11	13
	岩手県		576	576	103	962	596	285	1,946	1	1	2
	宮城県		1,045	1,045	145	1,579	1,015	267	3,006	14	24	38
	秋田県		494	494	78	819	480	123	1,500	1	9	10
	山形県		464	464	71	949	477	4	1,501	2	10	12
	福島県		838	838	146	1,494	904	263	2,807		20	20
	計	3,963	3,963		652	6,788	4,057	1,107	12,604	20	75	95
関東	茨城県		1,103	1,103	206	1,674	1,354	366	3,600	14	72	86
	栃木県		724	724	115	1,436	991	292	2,834	1	37	38
	群馬県		697	697	141	1,553	944	286	2,924	2	19	21
	埼玉県		2,104	2,104	359	3,963	3,289	605	8,216	3	63	66
	千葉県		2,176	2,176	286	3,742	3,115	625	7,768	15	58	73
	東京都		5,779	5,779	667	12,269	10,436	1,374	24,746	35	209	244
	神奈川県		3,218	3,218	357	5,977	4,621	924	11,879	6	105	111
	山梨県		374	374	61	654	419	93	1,227	1	7	8
	長野県		834	834	138	1,550	1,016	300	3,004	5	26	31
	新潟県		1,034	1,034	140	1,709	1,185	202	3,236	11	20	31
	計	18,043	18,043		2,470	34,527	27,370	5,067	69,434	93	616	709
東海北陸	静岡県		1,595	1,595	190	2,713	1,753	367	5,023	6	74	80
	愛知県		2,788	2,788	350	4,882	3,551	625	9,408	18	65	83
	三重県	1	701	702	112	1,478	868	209	2,667	2	11	13
	岐阜県		943	943	108	1,558	949	192	2,807	3	30	33
	富山県		345	345	115	673	456	90	1,334	5	39	44
	石川県		380	380	105	871	471	109	1,556	7	18	25
	計	1	6,752	6,753	980	12,175	8,048	1,592	22,795	41	237	278
近畿	福井県		242	242	84	587	285	59	1,015	3	6	9
	滋賀県		450	450	61	950	550	111	1,672	2	39	41
	京都府		756	756	179	2,506	1,307	223	4,215	12	52	64
	大阪府		3,411	3,411	552	8,116	5,297	615	14,580	18	134	152
	兵庫県		2,316	2,316	352	4,912	2,912	640	8,816	10	74	84
	奈良県		485	485	79	1,084	679	115	1,957	6	19	25
	和歌山県		455	455	92	1,081	560	87	1,820	0	2	2
	計		8,115	8,115	1,399	19,236	11,590	1,850	34,075	51	326	377
中国	鳥取県		258	258	46	553	269	28	896	4	5	9
	島根県		249	249	61	778	293	89	1,221	3	4	7
	岡山県		739	739	181	1,635	998	194	3,008	5	29	34
	広島県	1	1,577	1,577	256	2,696	1,530	277	4,759	7	34	41
	山口県		760	760	151	1,310	682	152	2,295	2	15	17
	計	1	3,583	3,583	695	6,972	3,772	740	12,179	21	87	108
四国	徳島県		390	390	125	663	439	98	1,325	7	19	26
	香川県		466	466	103	812	451	98	1,464	2	13	15
	愛媛県		538	538	152	1,238	697	108	2,195	2	5	7
	高知県		384	384	139	612	357	67	1,175	3	6	9
	計		2,529	2,529	519	3,325	1,944	371	6,159	14	43	57
九州	福岡県		2,783	2,783	477	4,445	2,994	395	8,311	17	47	64
	佐賀県		517	517	111	686	418	75	1,290	1	9	10
	長崎県		700	700	167	1,448	751	153	2,519	7	16	23
	熊本県		722	722	220	1,490	818	260	2,788	8	31	39
	大分県		524	524	165	988	546	183	1,882	2	12	14
	宮崎県		519	519	147	918	520	202	1,787	2	10	12
	鹿児島県		786	786	281	1,454	808	349	2,892	4	14	18
	沖縄県		558	558	94	843	615	175	1,727	4	5	9
	計		7,109	7,109	1,662	12,272	7,470	1,792	23,196	45	144	189
合計	2	52,224	52,226		8,989	98,735	67,335	13,336	188,395	302	1,588	1,890

64 覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数

18. 12. 31現在	覚せい剤						覚せい剤原料						合計	
	覚せい剤製造業者	覚せい剤施用機関			覚せい剤研究者	小計	覚せい剤原料輸入業者	覚せい剤原料輸出業者	覚せい剤原料製造業者	覚せい剤原料取扱業者	覚せい剤原料研究者	小計		
		厚生大臣の登録	知事の登録	小計										
北海道	0	3	5	8	29	37	0	0	0	79	13	92	129	
東北	青森県		1	1	2	4	6				26	2	26	32
	岩手県			1	1	5	6				23	2	25	31
	宮城県		2	4	6	16	22				24	7	31	53
	秋田県		1	2	3	5	8				19	5	24	32
	山形県		1	1	2	5	7				23	3	26	33
	福島県		1	4	5	10	15				50	9	59	74
	計	0	6	13	19	45	64	0	0	0	165	26	191	255
関東	茨城県		3		3	26	29			1	53	23	77	106
	栃木県			4	4	11	15				23	10	33	48
	群馬県		1	2	3	8	11				19	11	30	41
	埼玉県		1	2	3	24	27	1		2	62	25	90	117
	千葉県		4	1	5	51	56				75	11	86	142
	東京都		10	11	21	87	108	13		2	136	42	193	301
	神奈川県		5	4	9	37	46	2			75	24	101	147
	山梨県		2		2	5	7				6		6	13
	長野県		5	5	10	9	19				42	6	48	67
	新潟県		2		2	10	12				22	5	27	39
計	0	33	29	62	268	392	16	0	5	513	157	691	1,021	
東海北陸	静岡県		0	2	2	16	18				41	22	63	81
	愛知県		3	2	5	50	55	1		1	59	22	83	138
	三重県	1	1	1	2	3	6				33	10	43	49
	岐阜県		2	1	3	10	13	3	3	3	37	27	73	86
	富山県		2	1	3	14	17	1	1	3	68	53	126	143
	石川県		1		1	9	10				13	11	24	34
	計	1	9	7	16	102	119	5	4	7	251	145	412	531
近畿	福井県					5	5				11	4	15	20
	滋賀県			2	2	9	11				28	20	48	59
	京都府			1	1	21	22				30	25	55	77
	大阪府		3	2	5	69	74				110	78	188	262
	兵庫県			2	2	24	26				60	23	83	109
	奈良県			1	1	6	7				55	53	108	115
	和歌山県			2	2	7	9				23	12	35	44
計	0	3	10	13	141	154	0	0	0	317	215	532	686	
中国	鳥取県					4	4				11	2	13	17
	島根県		1		1	3	4				14	1	15	19
	岡山県		2		2	16	18				25	7	32	50
	広島県		2		2	14	16				37	9	46	62
	山口県		2		2	7	9				27	4	31	40
計	0	7	0	7	44	51	0	0	0	114	23	137	188	
四国	徳島県			2	2	11	13				8	10	18	31
	香川県				0	5	5				8	3	11	16
	愛媛県		2		2	7	9				19	2	21	30
	高知県			1	1	9	10				8	6	14	24
計	0	2	3	5	32	37	0	0	0	43	21	64	101	
九州	福岡県		5	3	8	32	40				52	6	58	98
	佐賀県		1	1	2	4	6				18	5	23	29
	長崎県		2		2	13	15				25	1	26	41
	熊本県		3		3	5	8				23	2	25	33
	大分県				0	3	3				29	1	30	33
	宮崎県		1		1	6	7				22	1	23	30
	鹿児島県			1	1	7	8				28		28	36
	沖縄県		1		1	7	8				2	1	3	11
	計	0	13	5	18	77	95	0	0	0	199	17	216	311
合計	1	76	72	148	738	949	21	4	12	1,681	617	2,335	3,222	

65 都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数

		A	B	B/A
		薬局数 (*1)	麻薬小売業者 (*2)	
東北	北海道	2,130	1,521	71.41%
	青森県	546	412	75.46%
	岩手県	567	387	68.25%
	宮城県	1,076	394	36.62%
	秋田県	485	362	74.64%
	山形県	462	331	71.65%
	福島県	826	697	84.38%
計		3,962	2,583	65.19%
関東信越	茨城県	1,091	735	67.37%
	栃木県	723	378	52.28%
	群馬県	676	374	55.33%
	埼玉県	2,247	1,120	49.84%
	千葉県	2,151	1,132	52.63%
	東京都	5,736	3,005	52.39%
	神奈川県	3,218	1,565	48.63%
	山梨県	367	217	59.13%
	長野県	843	768	91.10%
新潟県	1,008	789	78.27%	
計		18,060	10,083	55.83%
東海北陸	静岡県	1,581	963	60.91%
	愛知県	2,788	1,450	52.01%
	三重県	698	391	56.02%
	岐阜県	951	412	43.32%
	富山県	339	255	75.22%
	石川県	372	342	91.94%
計		6,729	3,813	56.67%
近畿	福井県	242	178	73.55%
	滋賀県	442	192	43.44%
	京都府	856	392	45.79%
	大阪府	3,376	2,147	63.60%
	兵庫県	2,282	1,122	49.17%
	奈良県	482	239	49.59%
和歌山県	457	278	60.83%	
計		8,137	4,548	55.89%
中国	鳥取県	261	201	77.01%
	島根県	246	213	85.59%
	岡山県	740	533	72.03%
	広島県	1,585	1,165	73.50%
山口県	760	652	85.79%	
計		3,592	2,764	76.95%
四国	徳島県	388	178	45.88%
	香川県	466	282	60.52%
	愛媛県	536	399	74.44%
	高知県	377	227	60.21%
計		1,767	1,086	61.46%
九州	福岡県	2,566	1,476	57.52%
	佐賀県	509	358	70.33%
	長崎県	688	524	76.16%
	熊本県	714	549	76.89%
	大分県	525	301	57.33%
	宮崎県	516	449	87.02%
	鹿児島県	775	427	55.10%
沖縄県	563	84	14.92%	
計		6,856	4,168	60.79%
合計		51,233	30,566	59.66%

*1 薬事関係業態数調査（平成17年度末現在）による

*2 麻薬取扱者数（平成18年12月31日現在）による

66 平成19年度健康福祉部における会議等の開催状況

- 平成19年5月10日（木）（於：仙台市戦災復興記念館ホール）
食品に関するリスクコミュニケーション
（議 題）
 - ・食中毒予防対策を中心とした食品安全への取組に関する意見交換会（参加者）72名

- 平成19年5月29日（火）（於：東北厚生年金病院（仙台市））
平成19年度東北管内感染対策研修会
（議 題）
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）（参加者）26人（宮城県内の各保健所医療監視員等）

- 平成19年6月12日（火）（於：盛岡赤十字病院（盛岡市））
平成19年度東北管内感染対策研修会
（議 題）
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）（参加者）12人（岩手県内の各保健所医療監視員等）

- 平成19年6月18日（月）（於：秋田組合総合病院（秋田市））
平成19年度東北管内感染対策研修会
（議 題）
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）（参加者）12人（秋田県内の各保健所医療監視員等）

- 平成19年7月3日（火）（於：東北厚生局会議室）
東北ブロック医師臨床研修の充実強化に関する懇話会

- 平成19年7月3日（火）（於：山形済生病院（山形市））
平成19年度東北管内感染対策研修会
（議 題）
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）（参加者）19人（山形県内の各保健所医療監視員等）

- 平成19年7月18日(水)(於:青森市民病院(青森市))
平成19年度東北管内感染対策研修会
(議 題)
・院内感染対策ラウンドのポイント
・院内感染ラウンドの実際(実務研修)
(参加者)17人(青森県内の各保健所医療監視員等)
- 平成19年7月24日(火)(於:大原総合病院(福島市))
平成19年度東北管内感染対策研修会
(議 題)
・院内感染対策ラウンドのポイント
・院内感染ラウンドの実際(実務研修)
(参加者)17人(福島県内の各保健所医療監視員等)
- 平成19年7月31日(火)(於:塩釜市)
対米及び対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の実地研修
(於:)
(参加者) 人(自治体職員)
- 平成19年9月11日(火)(於:東北厚生局会議室)
東北ブロック医師臨床研修の充実強化に関する懇話会
- 平成19年10月1日(月)(於:東北厚生局会議室)
東北ブロック看護師等養成所専任教員研修会
(目 的)専任教員の質の向上
(参加者)40名(東北管内看護師等養成所教員)
- 平成19年10月13日(土)~14日(日)(於:山形市)
東北ブロック医師臨床研修指導医ワークショップ
(参加者)40人(東北管内臨床研修病院に所属する指導医)
- 平成19年10月18日(木)~29日(月)(於:東北厚生局会議室)
看護師等実習指導者講習会
(参加者)13人(病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、将来実習指導者となる予定の者)
- 平成19年11月5日(月)(於:仙台市青年文化センター)
東北ブロック看護師等対象公開講座
(テーマ)自律する看護
(参加者)230名(東北管内看護師・保健師・助産師・看護教員)

- 平成19年12月23日（日）（於：仙台国際センター）
医療安全に関するワークショップⅠ
（議 題）
・医療安全対策の具体的な取組事例等について
（参加者）537人（医療機関の医療安全管理担当者、各県、政令市、中核市担当者等）
- 平成20年1月25日（金）（於：東北厚生局会議室）
医療安全に関するワークショップⅡ
（議 題）
・危険予知トレーニングとプロセス管理について
（参加者）44人（医療機関の医療安全管理担当者、各県、政令市、中核市担当者等）
- 平成20年2月15日（金）（於：東北厚生局会議室）
虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会
（出席数）50名（東北6県及び保健所設置市の衛生主管部（局）担当者）
- 平成20年2月22日（金）～24日（日）（於：東北厚生局会議室）
東北ブロック医師臨床研修指導医ワークショップ
（参加者）36人（東北管内臨床研修病院に所属する指導医）
- 平成20年2月27日（水）～29日（金）（於：青森県庁）
平成19年度HACCPによる食品の衛生管理にかかる食品衛生監視員東北ブロック講習会
（参加数） 名（各自治体職員）
- 平成20年3月4日（火）（於：東北厚生局会議室）
東北ブロック医師臨床研修の充実強化に関する懇話会
- 平成20年3月7日（金）（於：東北厚生局会議室）
東北ブロック感染症危機管理会議幹事会
（議 題）
・東北管内自治体における新型インフルエンザ対策の訓練状況について
・今後の研修会の内容等について
（出席者）13人（県、政令市、中核市（危機管理担当者））
- 平成20年3月7日（金）（於：仙台市生年文化センター）
東北ブロック看護師等対象公開講座
（テーマ）自律する看護

(参加者) 439名 (東北管内看護師・保健師・助産師・看護教員)

○ 平成20年3月9日(土) (於: 仙台サンプラザ)

東北ブロック医師臨床研修病院合同説明会

(参加者) 病院 91施設 臨床研修予定者 145名

○ 平成20年3月10日(月)、11日(火) (於: 東北厚生局会議室)

感染症法改正に伴う特定病原体の輸送に関する研修会

(参加者) 32人 (自治体衛生研究所研究員等)

○ 平成20年3月12日(水) (於: 東北厚生局会議室)

理容師美容師養成施設制度改正に係る説明会

(参加者) 44人 (各県担当者・養成施設施設長等)

〒980-8426 仙台市青葉区花京院1丁目1番20号

東 北 厚 生 局

TEL: 022-726-9260 FAX: 022-726-9267